

目 次

○1日目

会期決定・報告・上程・説明・委員会付託・・・・・・・・・・1ページ～49ページ

○2日目

一般質問

①津滝俊幸議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・52ページ～68ページ

村長公約の進捗状況とこれからの村政方針について

②加藤ソフィー議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・68ページ～84ページ

住み続けられる村づくり

○3日目

一般質問

①加藤亮輔議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・87ページ～100ページ

インバウンドが拡大する中での村づくり

②増井春美議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・100ページ～114ページ

防災・減災の取組みについて

○4日目

委員長報告、追加日程等・・・・・・・・・・・・・・・・・・115ページ～157ページ

令和7年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和7年3月3日（月）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 令和7年 3月 3日

至 令和7年 3月18日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 予算特別委員会の設置について

日程第 6 議案第 3号 白馬村持続可能な観光地経営に関する条例の制定について

日程第 7 議案第 4号 白馬村宿泊税条例の制定について

日程第 8 議案第 5号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定について

日程第 9 議案第 6号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議について

日程第10 議案第 7号 村道路線の廃止について

日程第11 議案第 8号 村道路線の認定について

日程第12 議案第 9号 八方池山荘の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について

日程第13 議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第14 議案第11号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第12号 白馬村副村長定数条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第13号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第14号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第19 議案第16号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例について

- 日程第20 議案第17号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第18号 白馬村ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第19号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第20号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第21号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第22号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第23号 白馬村水道事業及び下水道事業条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第24号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第9号）
- 日程第28 議案第25号 令和6年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第29 議案第26号 令和6年度白馬村下水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第30 議案第27号 令和7年度白馬村一般会計予算
- 日程第31 議案第28号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第32 議案第29号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 議案第30号 令和7年度白馬村水道事業会計予算
- 日程第34 議案第31号 令和7年度白馬村下水道事業会計予算

令和7年第1回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 令和7年3月3日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸 山 和 之	第7番	太 谷 修 助
第2番	増 井 春 美	第8番	津 滝 俊 幸
第3番	横 川 恒 夫	第9番	松 本 喜美人
第4番	切久保 達 也	第10番	加 藤 亮 輔
第5番	加 藤 ソフィー	第11番	丸 山 勇太郎
第6番	尾 川 耕	第12番	太 田 伸 子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸 山 俊 郎	副 村 長	吉 田 久 夫
教 育 長	横 川 秀 明	総 務 課 長	田 中 克 俊
税 務 課 長	太 田 雄 介	健康福祉課長	工 藤 弘 美
会計管理者会計室長	太 田 俊 祉	参事兼建設課長	矢 口 俊 樹
観 光 課 長	鈴 木 広 章	農 政 課 長	田 中 洋 介
上下水道課長	廣 瀬 昭 彦	住 民 課 長	堤 則 昭
教育次長兼参事兼教育課長	横 川 辰 彦	子育て支援課長	内 山 明 子
生涯学習スポーツ課長	松 澤 宏 和	総務課長補佐兼総務係長	長 澤 肇

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下 川 浩 毅

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長挨拶
- 5) 予算特別委員会の設置について
- 6) 議案審議

議案第3号から議案第31号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 議案第 3 号 白馬村持続可能な観光地経営に関する条例の制定について
2. 議案第 4 号 白馬村宿泊税条例の制定について
3. 議案第 5 号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定について
4. 議案第 6 号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議について
5. 議案第 7 号 村道路線の廃止について
6. 議案第 8 号 村道路線の認定について
7. 議案第 9 号 八方池山荘の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について
8. 議案第 10 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
9. 議案第 11 号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
10. 議案第 12 号 白馬村副村長定数条例の一部を改正する条例について
11. 議案第 13 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
12. 議案第 14 号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
13. 議案第 15 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
14. 議案第 16 号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
15. 議案第 17 号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
16. 議案第 18 号 白馬村ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例について
17. 議案第 19 号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について
18. 議案第 20 号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
19. 議案第 21 号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
20. 議案第 22 号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
21. 議案第 23 号 白馬村水道事業及び下水道事業条例の一部を改正する条例について
22. 議案第 24 号 令和 6 年度白馬村一般会計補正予算（第 9 号）
23. 議案第 25 号 令和 6 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 4 号）
24. 議案第 26 号 令和 6 年度白馬村下水道事業会計補正予算（第 5 号）
25. 議案第 27 号 令和 7 年度白馬村一般会計予算
26. 議案第 28 号 令和 7 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算

- 27. 議案第29号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
- 28. 議案第30号 令和7年度白馬村水道事業会計予算
- 29. 議案第31号 令和7年度白馬村下水道事業会計予算

開会 午前１０時００分

１．開会宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１２名です。

これより、令和７年第１回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第１ 諸般の報告

議長（太田伸子君） 日程第１ 諸般の報告をいたします。

最初に、監査委員から令和６年１２月、令和７年１月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書並びに令和６年度財政援助団体等監査の結果報告が提出されております。

内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会並びに白馬山麓事務組合議会の開催状況について報告いたします。

北アルプス広域連合議会令和７年第１回定例会が、２月１２日及び１４日に行なわれました。また、白馬山麓事務組合議会令和７年第１回定例会が、２月２５日に行なわれました。

内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第２ 会議録署名議員の指名

議長（太田伸子君） 日程第２ 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第１１９条の規定により、第３番 横川恒夫議員、第４番 切久保達也議員、第５番 加藤ソフィー議員、以上３名を指名いたします。

△日程第３ 会期の決定

議長（太田伸子君） 日程第３ 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和７年第１回白馬村議会定例会会期日程表のとおり、本日から３月１８日までの１６日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から３月１８日までの１６日間と決定いたしました。

△日程第４ 村長挨拶

議長（太田伸子君） 日程第４ 村長より招集の挨拶を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。

令和7年第1回白馬村議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご多忙の中、出席を賜り厚くお礼申し上げます。

「この冬は10年ぶりの大雪だ」、「五六豪雪よりも多い気がする」など、大雪やそれに伴う除雪に関する話題につきないシーズンでした。シーズン始めから何度も寒波が襲来し、2月には10年に一度と言われる寒波が2度も日本列島を包み込みました。

気象庁異常気象情報センターによりますと、温暖化にかかわらず大気や海洋の変動に伴い、この冬のように強い寒気が何度も流れ込むことがあるようです。今回の寒波が温暖化によるものかどうか、すぐに評価することは難しいとのことで、気象庁は専門家とともに寒波の要因を詳しく探ることでありました。

今後の調査、分析に注目する一方、地球温暖化に対する政府や自治体、企業、個人などによる様々な取組が、ますます求められていることを改めて認識したところであります。

それでは最初に、この冬の観光関連の状況について、途中経過ではありますがご報告をさせていただきます。

1月末までの村内への観光客の入り込み数は、前年比115%となる48万人余りでした。今シーズンは十分な降雪により、入り込み数が好調に推移している中で、スキー場ではスキーやスノーボードをしない白馬の自然や雪景色を楽しむといった観光客が一定数観測されており、アクティビティを中心に展開してきた白馬の冬シーズンの観光形態の変化の兆しが見えてまいりました。この状況については、シーズン終了後に総括させていただきます。

また、今シーズンは観光客の受入れ環境の整備に注力してまいりました。タクシー不足等の観光客の移動ニーズに応える体制拡充のため、Uber Taxiアプリを導入し、連携協定によりUberから運行データの提供を受けていますが、その結果から、1日最大で3,000件を超える配車要望があることが判明しました。利用者の半数はオーストラリア人で、どの時間帯にどれだけの移動需要があるのかが可視化されましたので、来シーズン以降の二次交通施策に活用することができます。

このアプリの導入により、宿泊事業者からは「タクシー会社への電話対応から解放された」、タクシー事業者からは「電話の受付量が減った」という声が届いていますが、アプリを使用しても「予約がなかなか成立せず、まだまだ台数が足りないと感じる」といったお客様からの声もあります。

ナイトデマンドタクシーについては、2月1日に乗降場所の追加による利便性向上に努め、2月25日までに8,658人の乗車人数を数え、昨年度実績の8,926人を上回ることが確実と想定しています。

このように成果が上がっていますが、移動需要への対応については、白馬バレーツーリズムや白

馬村観光局との連携を深めながら、DXの活用による客観的データの構築とさらなる改善が必要だと認識しています。

さらにレストランの予約が取れない、宿泊施設のスタッフが食事の予約対応に追われるといった課題解決のため、アプリによるレストラン予約サービスを昨シーズンに引き続き提供しており、今シーズンは47店舗に参加いただいています。この実績ですが、2月3日までで2万件の予約件数と8万7,000人の利用者数を数え、昨シーズンの実績を超えました。

サービス導入によって、店舗でどの程度の負担が軽減されたのか、また、宿泊施設での負担軽減はあったのか、利用者の評価はどうかなど、詳細な分析はシーズン終了後になりますが、実績から判断しますと大きな効果があったものと捉えています。

それでは、各課における事業実施状況についてご報告をさせていただきますが、最初に、過日実施いたしました副村長の公募の件につき、私よりご報告をさせていただきます。

今回の副村長公募に対し、18名の方からご応募をいただきました。いずれの方々も、それぞれの分野でこれまで活躍されており、様々に優れた能力をお持ちでいらっしゃる方が多く、ご応募いただきましたことに心より感謝を申し上げます。

今回、副村長の公募に際し、白馬村の喫緊の課題である複数の項目の解決を強力に推進できる人材を募集し、その観点からご応募いただいた方々を総合的に審査いたしました。専門分野において、課題解決を期待できる経験や能力をお持ちの方もいらっしゃいましたが、厳正なる審査を行ない、「副村長」という立場を踏まえて総合的に判断した結果、合格者はおらず、今回は採用を見送ることとしました。

しかしながら、それらの課題は、白馬村として解決に向けて取り組んでいかなくてはならないものであります。今後、再公募を含め、あらゆる方法を検討する中で、幅広い分野で課題解決を強力に推進していただける適任者がいらっしゃれば副村長に起用し、2人の副村長が異なる専門分野やバックグラウンドを持って多岐にわたる行政業務を分担することで、政策等においてよりよい意思決定を行ない、村政の効率的な運営と住民福祉の向上を実現してまいりたいと考えており、今定例会に副村長の定数を2名以下とする条例を提出しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に総務課関係ですが、第6次総合計画の策定に向けて、村民アンケート調査を実施しました。無作為抽出した18歳以上の2,000人に調査票をお送りし、874名から回答をいただきました。また、抽出されなかった村民や中高生、村外の方にも任意のアンケートを依頼し、合わせて383名から回答を得ました。集計結果はホームページに公開した上で、貴重なご意見として計画策定や今後の施策に反映してまいります。

観光振興のための財源確保につきましては、宿泊税の使途や基金について規定する「白馬村持続可能な観光地経営に関する条例」を本定例会に提出いたします。観光地域づくりに関する基本理念や使途の基本方針等を定め、観光振興と地域住民の豊かな暮らしの両立を目指して、財源を活用し

ていきたいと考えています。

環境政策の取組については、12月に温室効果ガス排出量測定等支援委託業務を締結し、村内で排出されている温室効果ガスの実測値の可視化と排出源の分析に取り組んでいるところです。

今年度5月に公表した2030年までの環境アクションプラン「白馬村ゼロカーボンロードマップ」の取組が、さらに加速することに期待しています。

令和6年度白馬村一般会計補正予算（第9号）につきまして、若干説明をさせていただきます。

補正予算は歳入歳出予算の総額に1億5,377万円1,000円を追加し、予算総額を76億9,304万6,000円とするものです。収入額の確定による増額や減額、事業費の確定により不用額を減額するものが主な内容ですが、国、県の補助金、交付金を活用した事業の増額や、1月臨時議会において追加予算をお認めいただいた除雪経費ですが、2月以降も想定を超える降雪量になりましたことから、本議会においてさらなる追加予算を計上させていただくことになりましたので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

次に住民課関係ですが、この冬の外国人の一時転入は約1,400人となりました。国籍別では人数の多い順にオーストラリア、イギリス、台湾の順となっており、これに日本人を加えると、白馬村では1,500人強の方が一時的に増加したことになります。

過去最高の転入者数を更新したわけですが、この冬は転入届の事前予約制の導入に加え、窓口のレイアウトと職員のシフトの変更を試みたところ、昨年ほどの混乱には至らずに済みました。

そのピークも過ぎた窓口では、2月21日から、「書かせない窓口」が本格稼働しています。同じことを何度も書くわずらわしさから解放され、利便性の高まった住民課の窓口を実感していただけると思います。

また、この間に紙の保険証が廃止されておりますが、本日までに大きなトラブルの報告はありませんでした。そして、定例会において、国民健康保険税の税率改定議案を提出しています。令和3年3月に長野県から示された、長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針に沿って、令和9年に向けて、毎年、段階的に税率を改定しているものですが、この後、担当課長から提案説明をさせますので、ご審議のほどお願いいたします。

環境衛生関係では、白馬山麓清掃センター解体跡地に建設中だった白馬リサイクルプラザがこの冬に完成しました。地域の資源リサイクルの拠点として、有効に活用いただけることを願っています。

3月27日には、北アルプス広域連合による内覧会が開催されますので、多くの方のお越しをお待ちしています。

また、4月からはプラスチック資源の処理方法が変わります。これまでは、燃えるごみとして処理していた製品プラスチックがプラスチック製容器包装と一緒にリサイクルできるようになることにより、焼却ごみの減量及び環境負荷抑制の効果が期待できます。

しばらくは分別の仕方に迷うこともあるかと思いますが、丁寧な広報に努めますので、既に配布中のごみ分別アプリ「さんあーる」なども活用しつつ、適切な資源の分別にご協力をお願いします。

次に、税務課関係では、本定例会に提出する「白馬村宿泊税条例」について触れさせていただきます。

平成28年3月に策定した「白馬村観光地経営計画」では、戦略の一つとして、観光振興のための財源の確保が示されていました。これをきっかけに、コロナ禍の影響で作業を休止していた期間はありませんが、平成31年度から財源確保検討委員会や検討部会を設置して、この件について検討を続けてまいりました。

これまでの検討の結果、加えて長野県宿泊税制度の内容を踏まえ、村として宿泊行為に対する課税を行なうため、「白馬村宿泊税条例」を新たに制定するものです。内容につきましては、担当課長に提案説明をさせますので、慎重なご審議をお願い申し上げます。

次に、健康福祉課関係ですが、例年になく大雪に、除雪、雪害など村民の多くの皆様が苦慮されている状況にあり、特に独居高齢者、高齢者のみの世帯においては、生活に支障が生じたり、不安が寄せられています。

白馬村社会福祉協議会では、会員同士の支え合いにより、生活支援を行なうファミリーサポート事業を拡大し、有償による除雪ボランティアを募集し、生活に支障が生じている高齢者と支援者のマッチングに取り組んでいます。地域や隣近所の助け合い、民生委員や地区役員の皆様、シルバー人材センターや、村内事業者の皆様にご支援、ご協力をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

感染症関係では、新型コロナワクチンが定期接種化され、10月1日から医療機関において、65歳以上の方を対象に個別接種を開始しました。2月20日現在の接種率を見ますと、高齢者インフルエンザワクチンの56.2%に対し、新型コロナワクチンは19.6%にとどまっています。これは、接種費用の有料化、発熱、疼痛などの副反応が要因であると考えられます。

また、4月1日からは带状疱疹ワクチンが定期接種化されることになっており、65歳以上の高齢者に対し、5歳刻みで5年間をかけて実施する予定であります。

次に、農政課関係ですが、令和の米騒動以来、米の市場流通の不足が続いており、店頭小売価格が上昇しています。農家の取引価格も上昇していますが、肥料資材などの高騰により経営は厳しいと聞いています。政府は米の小売価格安定のために、一定の条件の下で備蓄米の市場放出の運用を見直しましたが、村としても物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、農業者支援に努めてまいります。

また、今後の農業施策の基礎となる地域計画、目標地図策定については、2週間の縦覧期間が終了したことから、3月末に公告し、4月の運用に向けて準備を進めています。

林務関係では、木材利活用事業として、村内で発生したナラ枯れの被害材を活用し、ベンチを7基製作し、村民ホールに設置しました。ナラ枯れによる被害木は、適切に処理することにより木材資源として再利用が可能で、家具や建材として高い価値を持つため、地域の産業振興に寄与することが期待されています。将来的には、ふるさと納税の返礼品としても活用できればと考えています。

次に、建設課ですが、今年はまれに見る大雪となっていますが、私どもで観測しています数字を見てみますと、2月までの累積の降雪量は、既に8メートルを超えておりまして、これは平成26年度シーズン以来の数字となっています。また、昨年と比較しますと、倍を超える降雪量となっていることも踏まえ、村民生活に支障を来さぬよう民間業者の皆様と連携しながら、鋭意村道の除雪作業に当たっていますので、しばらくの間、村民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

次に、上下水道課関係では、水道事業において、安全、強靱、持続を軸とした将来の事業運営に向けて、この1月に41年ぶりに水道料金を改定しました。また、今年度予定していた水道施設の更新工事は、全て無事に竣工しております。

下水道事業では、効率的な施設の改築、更新を実施するために、浄化センター施設内の管渠の耐震診断を行ないました。また、白馬村浄化センターし尿等投入施設整備事業では、将来にわたり経済的かつ合理的な事業を行なうため、業者の選定を公募型プロポーザル方式に変更し、令和10年3月の竣工に向けて、環境や省エネルギー等に配慮した施設整備を行ないます。

次に、教育委員会関係、最初に教育課です。

北小学校に隣接する旧共同調理所を活用して、校内教育支援センターを整備する事業は、2月13日に入札を行ない事業に着手しています。新年度からは、登校することが困難な児童や、集団での学習が困難な児童への個別最適な場となるように、また、地域の方がボランティアとして学校教育活動に参加していただく拠点となるような施設を計画していくと、教育委員会から伺っています。

また、老朽化が進んでいた白馬中学校のタブレット端末は、県の共同調達により、今月中に2学年分が更新されます。今後、令和8年度までかけて、全児童・生徒の端末を更新する計画となっています。

さて、村内小中学校では、この定例会の会期中に卒業式が執り行なわれます。私も議員の皆様とともに、希望を胸に卒業する児童生徒の皆さんの輝く未来に祝福を送りたいと思います。

子育て支援課関係ですが、9月から開催してまいりました白馬村子ども・子育て会議では、令和7年4月からの「第1期白馬村子ども計画」を策定しましたので、会期中にご報告させていただきます。

この計画における「子ども」とは、子どもが若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程にあるものを指していますので、本計画は子どもと若者が社会

で幸せに暮らしていけるように支えるための白馬村の取組の基盤になるものであります。

これまで保育施設の充実を図ってまいりましたが、この冬のシーズンは保育園を希望しても入園が保留となるゼロ歳児のお子さんが複数名あり、子育て支援ルームの一時預かりを利用することで対応させていただきました。入園を希望する方のご要望に応えることができなかったことは心苦しく思っています。

令和7年4月からの保育施設等の利用状況ですが、3歳以上児はしろま保育園に105名、白馬幼稚園に51名、3歳未満児はしろま保育園に46名、ファミリアhakubaに5名、サンライズキッズ保育園白馬園に19名、白馬幼稚園に6名を予定しています。

また、新子育て支援施設につきましては、基本的な整備方針について専門家への委託業務により一定の方向性がまとまりましたので、こちらも会期中に進捗状況を含めてご報告させていただきます。

生涯学習スポーツ課関係では、近年にない大雪の中、様々なスキー大会を開催してきています。1月25日の白馬少年スキー大会クロスカントリー競技から始まり、全日本スキー選手権大会ノルディック複合、2月下旬には、昨シーズンから始まった全国高校選抜スキー大会ノルディック種目が開催され、白馬ジャンプ競技場とクロスカントリー競技場で熱戦が繰り広げられました。

また、スポーツ施設維持管理事業においては、ウィング21のネーミングライツパートナーを募集しました。これは、新たな財源を確保することにより、施設の安定的な維持管理や魅力の向上を図るとともに、企業の広報活動、社会貢献活動に資することを目的として実施したものです。募集の結果、複数の応募があり、今後、名称の審査と選定を行ない、5月には新たな愛称が決定する予定です。

また、ジャンプ競技場及びクロスカントリー競技場につきましては、使用料金の増額案を本定例会に提出させていただきますので、ご審議をよろしくお願いします。

白馬村青鬼伝統的建造物群保存地区保存計画については、保存活用計画としての見直し作業を進めてまいりました。2月末には、青鬼地区伝統的建造物群保存審議会で承認をいただき、3月の村教育委員会の承認を得て、新年度から新たな計画に基づく事業を実施してまいります。

最後に、新年度予算についてであります。

令和7年度一般会計予算では、第5次総合計画の基本理念を実現するための事業を推進するとともに、社会環境の変化や脱炭素社会の実現などに対応し、限られた財源を効率的かつ効果的に配分し、最小の経費で最大の効果を上げるため、全ての事業について緊急性や必要性、費用対効果を十分に検証した上で、持続可能な財政運営を推進していくこととして予算編成を行ないました。

健全な財政運営を維持するため、一般財源の枠配分方式を用いて歳出の圧縮を徹底し、地方債現在高の抑制を念頭に、新規発行額は元金償還額以下に抑えることとしました。

予算規模は70億9,000万円となり、人件費は33年ぶりの高水準の引上げによる8,600万

円の増、自治体システム標準化事業１億８，７００万円の増、新たな子育て支援施設建設事業４，２００万円の増、物価高騰などによる除雪委託料４，０００万円の増額などから、昨年度、当初予算を３億８，４００万円上回り、過去最高額になりました。

続いて、特別会計等であります。

国民健康保険事業勘定特別会計の予算規模は、１１億３，５１０万円で、前年比５，５００万円の増額となっています。長野県が示す保険料水準の統一に向けたロードマップにより、令和９年度までに二次医療圏の医療水準による標準保険料に、各市町村が応益割保険料を近づけていく必要があります。そのため、５年をかけて実施する税率改正を、令和７年度も予定しているところであります。

後期高齢者医療特別会計の予算規模は、１億４，３１０万円で、前年比７５７万円の増額であります。

水道事業会計予算は、収益的収入が３億９，４１６万３，０００円、収益的支出が３億２，４０２万円、資本的収入は８５１万９，０００円、資本的支出が１億７，９１０万６，０００円で、不足する１億７，０５８万７，０００円は、損益勘定留保資金等で補填することとしています。

下水道事業会計予算は、収益的収入が４億９，１２８万９，０００円、収益的支出が４億７，９４０万５，０００円、資本的収入は４億５，９６２万１，０００円、資本的支出が５億３，５６３万２，０００円となり、不足する７，６０１万１，０００円は、損益勘定留保資金等で補填することとしています。

なお、農業集落排水事業は、下水道事業会計の中で区分に分けて管理しています。

本定例会に提出しました案件は、議案２９件であります。議案につきましては、いずれも条定の際、順次、担当課長から提案理由の説明を申し上げますので、慎重なご審議、決議を賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

△日程第５ 予算特別委員会の設置について

議長（太田伸子君） 日程第５ 予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。この後、議題といたします日程第３０以降からの議案第２７号から議案第３１号までは、いずれも令和７年度の予算に関する案件でありますので、この審査につきましては、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第２７号から議案第３１号までの議案は、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査を行なうことに決定いたしました。

これより、議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第6 議案第3号 白馬村持続可能な観光地経営に関する条例の制定について

議長（太田伸子君） 日程第6 議案第3号 白馬村持続可能な観光地経営に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第3号 白馬村持続可能な観光地経営に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

本条例は、宿泊税制度の創設に当たり、本村の観光地経営に関して必要な財源の確保とその使途の基本方針を定める条例を制定するものであります。

それでは、条例案1ページを御覧ください。

主な内容でございますが、第1条、目的では、本村の観光地経営に関し基本理念を定めること、村の責務と観光事業者等の役割を明らかにすること、観光地経営に必要な財源の確保とその使途の基本方針を定めることにより、村民生活と調和した持続可能な観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、村民にも来訪者にも魅力ある地域づくりを成し遂げ、本村経済の発展と村民生活の向上に資することを目的としております。

第2条、定義では、本条例で使用する主な用語を定義しています。

第3条、基本理念では、本村の観光振興における基本的な考え方について定めています。

2ページ。第4条では、村の責務を。

第5条から第8条までで、村民、観光事業者、観光関係団体、来訪者の役割を示しております。

第9条、白馬村観光地経営ビジョンでは、村長は白馬村観光地経営ビジョンを定め、持続可能な観光地経営に関して、第2項第1号施策の基本的方針、第2号施策と目標、3ページの第3号その他施策の推進に必要な事項を定め、それを公表することを規定しております。

第10条、白馬村観光地経営会議では、観光地経営ビジョンの策定や進捗管理、宿泊税の使途を審議するための組織として、観光地経営会議を地方自治法第138条の4第3項に基づく村長の附属機関として位置づけ、その組織等については別途条例で定めることとしております。

第11条、財源の確保では、観光地経営に必要な財源を地方税法第5条第7項の規定に基づく法定外目的税の宿泊税とし、その規定は別途条例で定めることとしております。

第12条、宿泊税使途の基本方針では、観光地経営会議で審議する宿泊税の使途の基本方針を定め、第13条、使途の公表では、村長は毎年度、宿泊税の使途とその内容を公表することを義務づけております。

第14条、基金の設置では、宿泊税収入を白馬村観光地域づくり基金として基金化することを規

定し、4ページ、第15条、積立てでは、基金として積立てる額として宿泊税収入から宿泊税の賦課徴収に要する費用を控除した額として規定しております。さらに、第16条から第19条において、現金の管理、運用益金基金の処理、繰替運用、処分についてそれぞれ定めております。

附則を御覧ください。

第1項では、条例の施行日を白馬村宿泊税条例の施行の日と規定しております。また、第2項では、経過措置として、現在の白馬村観光地経営計画は第9条で定める観光地経営ビジョンとみなすとしております。

説明は、以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第7 議案第4号 白馬村宿泊税条例の制定について

議長（太田伸子君） 日程第7 議案第4号 白馬村宿泊税条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田雄介君） 議案第4号 白馬村宿泊税条例の制定につきましてご説明いたします。

この条例は、村として宿泊行為に対する課税を行なうため、税目、課税客体、課税標準、税率、その他賦課徴収について必要な事項を定めるものです。

主な内容について説明してまいりますので、条例案1ページを御覧ください。

第1条では、本条例の趣旨を規定し、第2条では、本条例で用いる用語の意義を定義しています。第3条では、納税義務者を「宿泊施設の宿泊者」と規定し、2ページにかけまして、第4条では課税免除を規定しています。

第1号は、幼稚園、小学校から大学生までの教育活動、または研究活動として宿泊する場合。第2号は、保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合で、いずれも引率者を含みます。

なお、学校や施設の長が証明することを条件としています。

第5条では、免税店を規定し、1人1泊の宿泊料金が6,000円未満の宿泊に対しては、宿泊税を課さないこととしています。

3ページにかけまして、第6条では、税率を規定しています。宿泊料金の区分に応じて、150円から1,850円までの4段階の段階的定額制です。これを標準税率として規定し、コロナ禍から回復しきっていない状況、物価高騰に対する配慮から、附則第4項で軽減税率を規定します。

この軽減税率につきましては、11ページに移ってください。

附則第4項税率の特例として、施行日から3年間の税率は、それぞれの区分の税額を50円引き

下げ、100円から1,800円までとしています。

では、3ページにお戻りください。

第7条では、徴収の方法を特別徴収と規定し、第8条では宿泊施設の経営者を「特別徴収義務者」とすることを規定しています。

第9条では、申告納入について規定しています。免税店が6,000円未満ですので、6,000円以上の宿泊がない宿泊施設は「特定宿泊施設」と規定し、その特別徴収義務者は除いています。

第1項では、毎月末日までに前月分を申告納入しなければならないことを規定していますが、第2項では、規則で定める要件に該当し、村長が指定した場合には、申告納入を3か月に1回とする特例を規定しています。

4ページに移りまして、第3項では、休止または廃止した場合の申告納入期限を規定し、第4項では、特例要件に該当しなくなった場合の指定の取り消しについて規定しています。

第10条では、特別徴収義務者としての登録等を規定しています。第1項では、登録申請期限を宿泊施設の経営を開始しようとする日の5日前までとし、第2項では、特定宿泊施設に該当しなくなったときの期限をその日から10日以内と定めています。

5ページに移りまして、第4項では、登録と商標の交付を規定し、この商標の取扱いについて、第5項では揭示義務、第6項では貸付けまたは譲り渡しの禁止、第7項では義務消滅時の返却義務を規定しています。

6ページに移りまして、第12条では、特別徴収義務者の帳簿記載等の義務を規定し、第1項では帳簿に記載する事項と5年間の保存、第2項では作成する書類と5年間の保存をそれぞれ義務として定めています。

8ページに移りまして、第16条です。ここでは、村内に住所等を有しない特別徴収義務者は、納税管理人を定めなければならないことを規定しています。

9ページに移ります。第19条になります。ここでは、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定しています。

第20条から第22条までは罰則についての規定です。第20条第1項第1号は、商標の揭示義務、貸付けまたは譲り渡しの禁止、返却義務に違反したとき、第2号は、帳簿の記載と保存義務に違反したとき、第3号は、書類の作成と保存義務に違反したとき、それぞれ1年以下の拘禁刑または50年以下の罰金に処することを規定しており、10ページに移りまして、第21条では両罰規定を定めています。

第22条は、特別徴収義務者が申告すべき納税管理人について、正当な理由がなく申告しなかった場合に10万円以下の過料を課すことを定めています。

続きまして、附則になります。

第1項では、施行期日を規則で定める日とし、準備行為を規定する第5項は、交付の日から施行

することを定めています。第2項は宿泊税を適用する宿泊について、第3項は特別徴収義務者としての登録等の経過措置について。

11ページに移りまして、第5項は施行日前に行なうことができる準備行為について、それぞれ定めています。

第6項と第7項は、県宿泊税の賦課徴収、督促滞納処分等を村宿泊税と併せて行なうことを規定しています。

第8項は、刑法等の一部を改正する法律の施行日に関係する調整規定です。

第9項と第10項は、当初3年以降は5年ごとに制度を検討し、必要に応じて見直すことを規定しています。

説明は、以上になります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第8 議案第5号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定について

議長（太田伸子君） 日程第8 議案第5号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第5号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

次のとおり、ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、施設の名称、ケーブルテレビ白馬。

2、指定管理者となる団体の所在及び名称、長野県北安曇郡白馬村大字北城5940番地、株式会社A I Cコミュニケーションズ。

3、指定の期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間であります。

この施設の指定管理者の候補者であります株式会社A I Cコミュニケーションズは、平成22年7月に会社を設立し、同年10月からケーブルテレビ白馬の指定管理者として、この3月31日まで、3期15年間にわたり指定管理者の指定を受けています。

今回の指定管理者の公募につきましては、1月29日から2月12日まで行ないましたが、1者のみの応募でありました。白馬村公の施設に係る指定管理者審査委員会では、提出されました指定申請書に基づき審査を実施し、審査委員会が定めた選定基準の平均評定点数が最低基準点を超えたことから、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第9 議案第6号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議について

議長（太田伸子君） 日程第9 議案第6号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第6号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議についてご説明を申し上げます。

本協約は、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、大町市が池田町、松川村、白馬村、小谷村のそれぞれと相対して締結しているものであり、その協約の一部を変更する協約の締結の協議について、同上第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、新旧対照表3ページを御覧ください。

北アルプス圏域の5市町村は、平成28年3月に連携協約を締結して、北アルプス連携自立圏を形成し、本年度は若者交流、結婚支援、移住交流、福祉など、10分野、17事業に取り組んでおります。こうした中、連携事業の具体的な取組を定める、現行の第2期連携ビジョンの期間が満了となりますが、スケールメリットによる事業実現や、圏域内の連携を図った事業展開など事業効果が表れていることから、令和7年度以降もこの取組を継続する方針で、第3期ビジョンの策定作業を連携市町村と進めてまいりました。

広域連携課題別専門部会においては、現行事業の見直しなどの検証を行なった結果、本年度に終了する事業につきましては、若者交流、結婚支援の分野における事業、4ページ、圏域マネジメントの能力の強化の分野における4事業、地域を支える人材の育成、確保の分野における事業、5ページ、自然と暮らしの調和の分野における事業に加え、3ページにお戻りいただきまして、令和5年度に既に事業終了しております広域観光の分野における事業の合計8事業について、別表から削除することとし、令和7年度は6分野9事業に圏域市町村が連携して取り組むための連携協約の一部を変更するものでございます。

説明は、以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいまから、5分間休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時55分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第10 議案第7号 村道路線の廃止について

△日程第11 議案第8号 村道路線の認定について

議長（太田伸子君） 日程第10 議案第7号 村道路線の廃止について及び日程第11 議案第8号 村道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） 議案第7号 村道路線の廃止について並びに関連がございますので議案第8号 村道路線の認定についてを併せてご説明いたします。

今回の路線廃止及び路線認定につきましては、北城南部地区圃場整備事業において区域内の道路網が変わったことにより行なうものであります。

まず、議案第7号の議案書をご覧ください。

こちらに記載の5路線、総延長3,099.8メートルについて、一旦、路線を廃止いたします。

続いて、議案第8号をご覧ください。

こちらでは、圃場整備により新たに整備された道路網のうち記載の6路線、総延長2,469.5メートルについて新たに路線認定をお願いするものであります。

いずれも議案書に廃止及び認定する村道の路線図を添付しておりますので、確認をお願いいたします。

以上で、議案第7号及び議案第8号の説明を終わります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑に入ります。

議案第7号 村道路線の廃止について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第8号 村道路線の認定について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第12 議案第9号 八方池山荘の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について

議長（太田伸子君） 日程第12 議案第9号 八方池山荘の公共施設等運営権に係る実施方針に関

する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。鈴木観光課長。

観光課長（鈴木広章君） 議案第9号 八方池山荘の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定についてご説明いたします。

八方池山荘の建替え事業につきましては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、公共施設等運営権を設定し、民間事業者による運営を実施します。

本条例は、同法律第18条の規定に基づき、八方池山荘の運営権に係る実施方針を定めるため必要な事項を制定するものでございます。

それでは、条例案1ページをご覧ください。

第1条では、条例の趣旨、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定に基づく条例制定である旨及び名称と位置をうたっております。

第2条は運営権を設定する民間事業者について選定の手続を規定し、2ページに移りまして、第3条は運営権の基準を、第4条は業務の範囲を、第5条は利用料金を規定し、第6条は運営権の対価を徴収する旨、対価の額、支払方法等は契約等に定める旨を規定しております。

附則において、本条例を令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第13 議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議長（太田伸子君） 日程第13 議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明を申し上げます。

本条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行により懲役及び禁錮刑が新たな自由刑として単一化されたことに伴い、本村の関係する条例を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明しますので、3ページをご覧ください。

まず、一般職の職員の給与に関する条例では、第27条の2、期末手当の支給制限と、第27条の3、期末手当の支給の一時差止めの条文中に「禁錮」という文言がありますことから、これを「拘禁刑」に改めます。

次に5ページ、白馬村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例では、第6条退職報償金の制限の条文中で同様の改正を、また白馬村公共物管理条例では、第17条罰則の条文中に「懲役」という文言がありますことから、これを「拘禁刑」に改めます。

次に、6ページ、白馬村行政不服審査会条例と白馬村議会の個人情報の保護に関する条例においても、罰則の本文中に「懲役」という文言がありますことから、同様の改正をするものであります。

なお、白馬村公共物管理条例、白馬村行政不服審査会条例、白馬村議会の個人情報の保護に関する条例については罰則条項でありますことから、長野地方検察庁へ事前協議を申入れ、いずれもその条例改正に支障はないとの回答を得ております。

それでは、条例の2ページ、附則をご覧ください。

この条例の施行期日は、刑法等の一部を改正する法律の施行日であります令和7年6月1日とします。

また、第2項では罰則の適用等に係る経過措置、第3項では人の資格に関する経過措置、第4項では一般職の職員の給与に関する条例の経過措置をそれぞれ定めております。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第14 議案第11号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第14 議案第11号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。鈴木観光課長。

観光課長（鈴木広章君） 議案第11号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

この条例の一部改正は、白馬村執行機関の附属機関に白馬村PFI事業等審査委員会を追加するものです。

議案3ページの新旧対照表をご覧ください。

別表中、白馬村表彰審議委員会の次に白馬村PFI事業等審査委員会を追加するものでございます。

本審査委員会は、八方池山荘の建替えについて、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を進めるに際して、必要な事項について客観的な審議及び評価を行なうため設置するものです。

1枚お戻りいただきまして、改め文の附則をご覧ください。

第1項で、この条例の施行日を令和7年4月1日とし、第2項では、白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部改正で白馬村PFI事業等審査委員会委員を追加し、日額等報酬額を定めるものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第15 議案第12号 白馬村副村長定数条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第15 議案第12号 白馬村副村長定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第12号 白馬村副村長定数条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本改正は、副村長の定数を改めたいことから、地方自治法第161条第2項の規定に基づき、条例改正をしたいものでございます。

2ページ、新旧対照表をご覧ください。

副村長の定数を1人から2人以内に改正するものであります。

地方自治法第161条第2項では、副市町村長の定数は条例で定めるとされておりますが、この人数は最高限度を定めたとは解すべきではなく、必ずその定数だけ副市町村長を置くと解すべきと地方自治法逐条解説書で示されております。

今回、副村長の公募を行ないましたが、本村では副村長を必ず2人選任するというものではなく、1人または2人選任するという方針でありますことから、定数条例の規定を2人以内とするものであります。

なお、同様の趣旨で規定している自治体は、松本市のほか新潟市、松江市、伊勢原市などが上げられます。

1ページの附則をご覧ください。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第16 議案第13号 職員の勤務時間及び休憩等に関する条例の一部を改正する条例について

△日程第17 議案第14号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第16 議案第13号 職員の勤務時間及び休憩等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第17 議案第14号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） それでは、最初に議案第13号 職員の勤務時間及び休憩等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本改正は、昨年8月8日に人事院が行なった公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目が明らかにされ、このうち令和7年4月1日から施行される民間労働法制から遅れることなく実施することとされた項目につき、所要の改正を行ないたいものでございます。

それでは、新旧対照表で説明しますので、2ページをご覧ください。

第5条の4は、育児または介護を行なう職員の時間外勤務の制限であります。育児を行なう職員の範囲を「3歳に満たない子」のある職員から、「小学校就学の始期に達するまでの子」のある職員に拡大をするものであります。

3ページ、第12条の3は、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等に伴う改正で、職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と、介護の両立支援制度等の個別の周知、意向確認、職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供を定めております。

また、第12条の4では、仕事と介護の両立支援制度等が円滑に行なわれるため、研修等の開催、相談窓口の設置などの職場環境の整備を任命権者に義務づけるものであります。

1ページの条例附則をご覧ください。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

引き続き、議案第14号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

こちらの改正につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行なう労働者の福祉に関する法律の一部改正が令和7年4月1日から施行されるのに伴い、この条例が引用する同法の条項を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表により説明しますので、2ページをお開きください。

第21条第3項の同法「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第

61条の2第20項」に改めるものであります。

1ページの条例附則をご覧ください。

この条例につきましても、令和7年4月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑に入ります。

議案第13号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第14号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第18 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第18 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本改正は、令和6年人事院勧告のうち給与制度のアップデートに関する事項について、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に準拠し、所要の改正を行なうものであります。

それでは、新旧対照表でご説明しますので、13ページをお開きください。13ページです。

第2条第2項は、定年前提任短時間勤務職員における手当の拡大でありまして、住居手当と寒冷地手当を新たに加えるものであります。

第13条と13ページにかけまして、第14条は扶養手当の見直しでありまして、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を1万3,000円に引き上げるものであります。

14ページから15ページにかけて、第18条は通勤手当の見直しでありまして、支給限度額を月額15万円に引き上げるものであります。

15ページから16ページにかけて、第24条の2は管理職員特別勤務手当の改正で、管理職が災害等の対応で平日深夜に勤務した場合の時間帯を、現行の午前0時から午前5時を午後10時から午前5時に拡大するものであります。

第27条と17ページ、第30条は期末手当と勤勉手当の支給月数を6月期、12月期それぞれ

均等に配分するための改正であります。

なお、議会議員及び常勤特別職の期末手当につきましては、既にこの改正を12月に済ませているものでございます。

続きまして、18ページから23ページまでは行政職給料表第1表の改正であります。本改正は給料月額の設定ではなく3級以上の諸号の額を引き上げるもので、特に国家公務員係長級から本部長、課長補佐級職員の成績優秀者は昇給時にさらなる給与上昇を確保するため改正されるものでございます。

最後に、7ページの条例の附則をご覧ください。

第1項、条例の施行期日は令和7年4月1日でございます。

第4項では、扶養手当の経過措置を規定しており、先ほど説明しました配偶者に係る手当の廃止、それと子に係る手当の増額につきましては、2年間をかけて段階的に実施をすることとしております。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第19 議案第16号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

△日程第20 議案第17号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第19 議案第16号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第20 議案第17号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） それでは、最初に議案第16号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

この改正は、令和6年人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し、昨年12月に一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を公布したのに伴い、フルタイム会計年度任用職員が運用する給料表の改正を同様に行なうものでございます。

5ページの新旧対照表をご覧ください。

別表第1、第5条関係の給料表を平均7.1%引上げ改定を行なうものでございます。

4ページの条例附則をご覧ください。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第17号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

この改正は、議案第16号で説明しましたフルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正の提出に伴い、その改定率を勘案し、定額で報酬を支給されるパートタイム会計年度任用職員の報酬の上限額を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で内容を説明しますので、2ページをご覧ください。

第12条関係の別表第2につきまして、定額支給のパートタイム会計年度任用職員の各職種の報酬上限額を200円から900円引き上げるものでございます。

1ページの改正条例附則をご覧ください。

この条例も令和7年4月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑に入ります。

議案第16号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第17号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第21 議案第18号 白馬村ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例について

△日程第22 議案第19号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第21 議案第18号 白馬村ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例について及び日程第22 議案第19号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） 議案第18号 白馬村ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例について、ご説明します。

この条例改正は、白馬村が長野県の指定管理者となっている白馬村ジャンプ競技場の使用料について、長野県条例の一部改正に併せ白馬村の条例についても一部改正を行なうものです。

新旧対照表をご覧ください。

別表で規定しているリフト料金の一般と小・中学生についての増額の改定、リフトを除く施設について、ジャンプ競技に専用する場合の各入場料の価格に応じた使用料と、ジャンプなどの開催によるジャンプ競技以外に専用する場合の使用料の改定です。

2 ページ、附則にお戻りいただきまして、この条例の施行は令和 7 年 6 月 1 日としております。説明は以上です。

引き続きまして、議案第 19 号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について、ご説明します。

この条例改正は、ジャンプ競技場とともにナショナルトレーニングセンターに指定されているクロスカントリー競技場について使用料等の一部改正を行なうものです。

3 ページ、新旧対照表をご覧ください。

別表第 2 の白馬クロスカントリー競技場の使用料について、サッカーコートとして 1 面を使用する場合の時間単位を「3 時間」から「1 時間」とすることにより細かな時間での使用を可能とし、使用料については 1 時間当たりの金額を増額するものです。

また、軽スポーツ等で 1 面を使用する場合とイベント広場として全面を使用する場合についても時間単位を「3 時間」から「1 時間」とし、使用料については 1 時間当たりの金額を増額するものです。

スキーコースについては、新たに 10 名以上の団体での使用とアスリートラウンジ内にトレーニングルームを設け、使用料を設定するものです。

附則にお戻りいただきまして、この条例の施行は令和 7 年 4 月 1 日からとしています。

説明については以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑に入ります。

議案第 18 号 白馬村ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第 19 号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第 23 議案第 20 号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

△日程第 24 議案第 21 号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第23 議案第20号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び日程第24 議案第21号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。内山子育て支援課長。

子育て支援課長（内山明子君） 議案第20号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び議案第21号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、関連がございますので一括ご説明申し上げます。

本改正は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正を受けて所要の改正を行なうもので、子ども・子育て支援法施行から10年の経過措置としていた事項について、令和7年3月末に経過措置期限が到来するため必要な措置を行なうほか、条項ずれや文言の修正を行ないます。

5ページ、新旧対照表をご覧ください。

第42条特定教育・保育施設等との連携ですが、連携施設の確保は経過措置事項としておりましたが、6ページ、第2項は、村長は特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合は確保しないこととすることができるとし、その要件を示し、第4項においては代替保育施設の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であるときは確保しないことができるとし、その要件を示しています。

8ページ、附則第4条連携施設に関する経過措置は、期限を10年から15年を経過する日までの間と改めます。

お戻りいただいて、3ページ、改正条例の附則をご覧ください。

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

続きまして、議案第21号についてご説明します。

本改正は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正と児童福祉施設の整備及び運営に関する基準の一部改正を受けて所要の改正を行なうものです。

新旧対照表4ページをご覧ください。

第6条保育所等との連携は、先ほどの議案第20号の改正理由と同様です。

7ページ、第16条食事の提供の特例、8ページに移って、第2号は栄養士法の改正により栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったことから、「村等の栄養士」を「村等の栄養士又は管理栄養士」と改めるものです。

お戻りいただき、3ページ、改正条例の附則をご覧ください。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑に入ります。

議案第20号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第21号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第25 議案第22号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第25 議案第22号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 議案第22号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明します。

改正趣旨ですが、令和3年3月に長野県から示された長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針に沿って、令和9年に向けて毎年段階的に税率を改定しているもので、地方自治法第96条の規定により議会の議決を求めるものです。

内容について説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

まず、3ページから4ページで、第3条から5条では国民健康保険税に内包されている医療分についての改正を、第6条から5ページの第7条の2では同じく後期高齢者医療についての改正を、第9条から第9条の2では同じく介護保険について改正するものです。

また、これら改正に伴い、第23条の国民健康保険税の軽減額がそれぞれ変更になるため、併せて改正するものです。

改め文に戻っていただき、附則により施行期日を公布の日からとします。

説明は以上です。

（発言する声あり）

議長（太田伸子君） 住民課長、訂正をお願いします。

住民課長（堤則昭君） 失礼しました。訂正させていただきます。施行の日を令和7年4月1日とさせていただきます。失礼しました。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(発言する声なし)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第26 議案第23号 白馬村水道事業及び下水道事業条例の一部を改正する条例について

議長(太田伸子君) 日程第26 議案第23号 白馬村水道事業及び下水道事業条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長(廣瀬昭彦君) 議案第23号 白馬村水道事業及び下水道事業条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

こちらの条例の一部改正は、令和7年1月1日から適用の新水道料金表について消費税抜きの価格を消費税込みの価格に改めるものです。

消費税法では消費税を含んだ価格の総額表示が義務づけられており、水道料金表にも消費税込みの総額の表示が必要なため改正を行なうものです。

3ページ、新旧対照表をご覧ください。

第9条で料金の額に消費税を含むとする規定と料金表の変更、4ページの2項では端数の処理を規定しています。

お戻りいただいて、附則としまして、この条例は公布の日から施行します。

説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(発言する声なし)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第27 議案第24号 令和6年度白馬村一般会計補正予算(第9号)

議長(太田伸子君) 日程第27 議案第24号 令和6年度白馬村一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長(田中克俊君) 議案第24号 令和6年度白馬村一般会計補正予算(第9号)について、ご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,377万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を76億9,304万6,000円とするものでございます。

8ページ、歳入明細をご覧くださいと思います。

主なものについてご説明をさせていただきます。

9ページ、14款2項3目土木費国庫補助金1,570万6,000円の増額は、主に除雪費増額に伴い土木費補助金が増額になるものでございます。

6目総務費国庫補助金3,479万円の減額は、住民税非課税世帯や定額減税しきれないと見込まれる方への給付について対象者への給付が終了しましたことから、実績に合わせて減額をするものでございます。

92目消防費国庫補助金1,931万7,000円の増額は、地域防災整備補助金を活用し避難所等で使用する備品等を購入したいことから追加をするものでございます。

10ページ、15款2項4目農林水産業費県補助金1,666万円の増額は、主に担い手確保・経営強化支援事業の実施により増額をするものでございます。

11ページ、17款1項2目企業版ふるさと寄附金2,800万円の増額は、寄附実績に合わせて増額をするものであります。

18款1項1目財政調整基金繰入金1億504万9,000円の増額は、不足する一般財源を補うものであります。

12ページ、21款1項8目災害復旧債1,490万円の増額は、主に黒豆沢土砂災害で流出しました堆積土砂撤去に係る費用について被災対象経費が増額になりましたことから追加をしたいものでございます。

続きまして、14ページからの歳出明細をご覧ください。

主に事業費確定による減額でありますので、それ以外につきまして説明をさせていただきます。

22ページ、5款1項3目、説明欄の農業振興事業1,613万8,000円の増額は、担い手確保・経営強化支援事業補助金の増額によるものであります。

25ページ、7款2項2目、説明欄の除雪事業1億9,220万円の増額は、想定を上回る降雪により除雪費用が不足することから増額したいものでございます。

26ページ、8款1項4目、防災事業3,834万9,000円の増額は、国の補正予算を活用し災害用備品や備蓄品を格納する倉庫を建設する費用の増額が主なものであります。

27ページ、9款2項1目、北小学校管理事業127万2,000円の増額は、漏水により不足いたしました光熱水費を増額するものでございます。

9款5項3目、学校給食センター事業100万円の増額は、物価高騰により不足する賄い材料費を増額したいものでございます。

29ページ、10款8項1目、過年発生農地農業用施設災害復旧事業は、工事費の増加分167万3,000円の増額であります。

30ページ、12款1項3目、ふるさと納税基金事業2,800万円の増額は、企業版ふるさと納税寄附金の増額に伴い基金積立金を増額するものであります。

予算書5ページにお戻りください。

第2表地方債補正であります。

主に事業費確定に伴い限度額を減額するものでありますが、防災事業の備蓄品を格納する倉庫建設工事費に係る防災基盤整備事業債、また災害復旧工事の増額に係る災害復旧債の限度額がそれぞれ増額になります。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第28 議案第25号 令和6年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）

議長（太田伸子君） 日程第28 議案第25号 令和6年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第25号 令和6年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明いたします。

第2条として収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では、1款水道事業収益に156万7,000円を追加し、3億2,737万2,000円とし、支出では、1款水道事業費用に52万円を増額し、3億652万4,000円とするものです。

おめくりいただき、実施計画をご覧ください。

収益的収入で、官民連携等基盤強化推進事業の国庫補助金を156万7,000円計上しております。

収益的支出では、総係費で後納郵便料金の52万円を増額するものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第29 議案第26号 令和6年度白馬村下水道事業会計補正予算（第5号）

議長（太田伸子君） 日程第29 議案第26号 令和6年度白馬村下水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第26号 令和6年度白馬村下水道事業会計補正予算（第5号）につきまして、ご説明いたします。

第2条として、収益的支出の1款下水道事業費用に30万円を追加し、4億8,621万5,000円とするものです。

第3条では、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を8,118万2,000円に改め、1款資本的収入を676万5,000円減額し、4億618万3,000円とし、支出では、1款資本的支出を176万5,000円減額し、4億8,736万5,000円とするものです。

おめくりいただき、実施計画の1ページをご覧ください。

収益的支出で、総係費の後納郵便料金30万円の増額。

資本的収入の増額の主なものは、企業債の500万円の減額と、し尿等投入施設整備に係る工事負担金の476万4,000円の減額です。

資本的支出では、建設改良費で固定資産購入費として、し尿等投入施設整備に係る用地買収費用の減額224万円が主なものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号から議案第26号までは、お手元に配付してあります令和7年第1回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び新たな財源確保調査検討特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号から第26号までは常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び新たな財源確保調査検討特別委員会に付託することに決定いたしました。

ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第30 議案第27号 令和7年度白馬村一般会計予算

議長（太田伸子君） 日程第30 議案第27号 令和7年度白馬村一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 議案第27号 令和7年度白馬村一般会計予算についてご説明します。

一般会計予算書2ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70億9,000万円と定めるものであります。今回の予算編成に当たり、私の公約を実現するために、これまで実施してきた基本的な福祉施策は継続した上で、重点的かつ積極的に取り組む事業として6つの柱を掲げました。

1つ目に、防災・減災の村づくりです。

昨今、災害が頻発化・激甚化する中で、住民の生命、財産を守ることは第一に優先すべき事項です。7年度予算では、消防ポンプ車更新や消防団活動服購入費を盛り込んでいます。

また、災害備蓄品等の充実も図る予定ですが、これについては今年度中の予算で執行したほうが有利と判断したため、今定例会提出の補正予算に計上しております。

2つ目に、気候変動と環境対策です。

自然の恩恵に預かって生活や産業が営まれている白馬村にとって、気候変動への対策、対応は不可欠です。昨年度に続き、活性化企業人を活用したGX専門人材の設置に加え、ゼロカーボン戦略実現及び取組の継続実施を図るための共創プラットフォーム可能性調査の実施、公共施設への再エネ設備導入事業などを盛り込んでいます。

3つ目に、移住・定住の推進です。

少子高齢社会を迎える中、持続可能な地域であり続けるには人口減少への対策が必須であり、移住しやすい環境や住み続けられる環境の整備、関係人口の創出が必要です。

7年度予算には、関係人口創出事業のほか、デジタル地域通貨を導入し、地域内経済循環の促進を図るとともに、事業者の協力を得て「村民割引制度」を創設し、住みやすい村づくりに取り組み、定住人口の増加につなげます。

また、空き家の活用へのさらなる取組と、移住・定住推進のための地域おこし協力隊、集落支援員及び副業型地域活性化企業人の活用、その他、ふるさと人材奨学金返還補助金などを盛り込んでいます。

4つ目に、子育て支援と少子化対策の推進です。

移住・定住の促進同様に、人口減少社会において持続性ある地域であり続けるには、子育て世代が安心して子供を産み育てられる環境をつくり、高齢者を支え合える地域づくりが必要です。

7年度予算では、令和6年度に建設方針が決まった子育て支援施設の建設について、令和7年度から本格的に着手し、施設の設計を行ない、令和10年度開設に向けて準備を進めていきます。そのほか、移住して保育士として就職する方を支援するための県と連携した補助制度、学校給食費の負担軽減も実施します。

また、スクールバスをこれまでの試験運行、実証運行の結果を踏まえて、令和6年度実績を拡充した168日間運行します。具体的には、児童が歩くことで通学路の危険箇所の把握や体力向上を

目的に、4月と5月を徒歩通学期間とし、6月から3月までを継続してスクールバス運行を実施します。

5つ目に、農林業の振興です。

今年度も、白馬の基幹産業である農業の振興については重要な柱として掲げましたが、近年のナラ枯れ被害発生や有害鳥獣への対策などの観点からは、森林整備などの林業の振興も大変重要になっています。

7年度予算では、農業機械等導入等支援補助金、電動草刈り機等購入補助金、有害鳥獣被害防止対策事業負担金、電気柵設置補助金の拡充を実施します。また、県の森林病虫害等防除事業を活用し、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害対策を実施し、支障木や森林病虫害被害木の伐採に対する補助金と病虫害防除のための薬剤購入に対する補助金を創設します。

6つ目に、「世界水準」と「持続可能性」を意識した観光の村づくりの推進です。

観光関連産業に従事する住民や事業者が多い本村において、観光振興は暮らしの基盤として必須ですが、その持続性のための取組が、昨今の状況からより重要となっています。

これまでも行政として、ベスト・ツーリズム・ビレッジや持続可能な観光ガイドライン国際認証ロゴマークなどを取得して、持続可能な国際基準への準拠を啓発してきましたが、住民、事業者、各観光団体、観光客が一体となって持続可能な観光地経営をしていく必要があります。

令和7年度に現在の観光地経営計画の計画期間が満了することから、令和8年度からは観光地経営ビジョンとして、全ての観光に関するものの指針となる持続可能な観光ガイドラインに準拠した、より環境に配慮し、より住民が安全、快適に生活できる内容を加味したビジョンを策定します。

また、その際に策定メンバーとして必要となる、自然環境や社会、健康、経済などが将来にわたって現在の価値を失うことなく続くことを目指すための専門人材であるサステナビリティコーディネーターについて、先頃、GX統括監が日本版の持続可能な観光ガイドラインのテストの合格に加え、国際版の研修も修了し、その資格を得たことから委嘱をし、気候変動、環境対策の任務とともにサステナビリティコーディネーターを務めていただきます。

7年度予算には、この観光地経営ビジョン策定に当たり、以前、観光地経営計画を策定した際のような外部委託をするのではなく、より白馬の現状に即したものとするために、観光に関わる幅広い分野から委員を選び、有識者を交えてビジョン策定を行なうための費用を盛り込んでいます。

また、これまで進んできている、村営八方池山荘の建て替えに係る官民連携事業アドバイザー業務や、白馬村の南の玄関口である佐野坂公衆トイレの昭和60年建築以来となるリニューアル工事を実施します。限られた財源を効率的かつ効果的に配分して最大の効果を上げるよう、これらの事業を全庁体制で推進する考えであります。

以上、6つの柱を令和7年度の重点的に取り組むべき分野として予算編成を行ないました。

なお、予算の概要につきましては、総務課長から説明させます。

議長（太田伸子君） 田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） それでは、私のほうからは、予算の概要につきまして説明をさせていただきます。

なお、先ほど予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査を行なうことが決定されましたので、詳細につきましては、予算特別委員会のほうで説明をさせていただきます。

それでは、歳入明細から説明いたしますので、予算書12ページを御覧ください。

12ページから13ページにかけて、歳入の22.5%を占める1款村税は、15億9,437万5,000円です。

1項1目個人村民税は、定額減税の影響が小さくなったことから、6,900万円余りの増額。2目法人村民税は、企業収益の増加などにより法人税割が大幅に増額し、3,100万円余りの増額。2項1目固定資産税は、地価上昇が反映された令和6年度評価替えに伴う土地負担調整措置や家屋の新增築などにより、5,400万円余りの増額となりました。

14ページ、2款地方譲与税から、16ページの8款環境性能割交付金は、いずれも県の収入見込みや過去の交付実績から推計して歳入額を見込んでおります。

16ページ、9款1項1目地方特例交付金ですが、前年度は定額減税に対する減収補填を大きく計上したことから、大幅な減額になっています。

続いて、歳入の33.1%を占めます10款1項1目地方交付税23億4,480万円は、1節普通交付税は地方財政計画から増額を見込み、2節特別交付税は、過去の交付実績に加え、地域おこし協力隊員の増員等に係る措置分等により、1億2,480万円の増額を見込んでいます。

17ページ下段から18ページ、12款分担金及び負担金8,583万4,000円は、前年度より1,615万5,000円の増額であります。

18ページ3段目から19ページにかけまして、13款使用料及び手数料8,448万5,000円は、前年度より1,305万6,000円の増額であります。

20ページ、14款1項国庫負担金1億8,605万4,000円は、1,640万6,000円の減額であります。

20ページの下段から22ページにかけまして、2項国庫補助金3億1,972万9,000円は、前年度より3,549万7,000円の減額であります。

22ページの下段、15款1項県負担金1億5,511万円は、前年度より2,410万8,000円の増額であります。

23ページ下段から25ページにかけては、2項県補助金1億4,932万6,000円は、前年度より984万7,000円の増額であります。

26ページ下段、16款1項財産運用収入2,341万5,000円は、前年度より536万9,000円の増額であります。

27ページの下段、17款寄附金は5億3,339万円で、前年度より1億938万2,000円の増額です。なお、令和6年度の実績などから、寄附金の年間見込額を計上しております。

28ページから31ページにかけて、18款繰入金は5億4,149万円で、6年度は財政安定化を見据えて行なった繰上償還のために、減債基金から1億6,200万円余りの繰入れを行なったことから、7年度は1億4,261万7,000円の大幅な減額となっております。

また、次年度以降のふるさと白馬村を応援する基金の活用事業の継続と平準化を考えまして、ふるさと白馬村を応援する基金の繰入れを3億5,000万円を上限としましたことから、自治体システム標準化や人件費、物価高騰による費用等が増額になる中、重点施策や実施計画、被災事業の実現に向けまして、財政調整基金から1億1,500万円を繰り入れることとしております。

31ページ2段目、19款繰越金は3,000万円であります。

31ページ3段目から33ページにかけまして、20款諸収入全体では、1億4,726万5,000円であります。

34ページの下段から35ページにかけまして、21款村債は4億2,630万円で、前年度より1億3,440万円の増額であります。村債の内容については、後ほど説明をさせていただきますが、臨時財政対策債は平成13年の制度創設以来、初めて発行額がゼロとなっております。

続きまして、36ページから始まります、歳出明細を御覧ください。

まず、1款1項1目議会費7,800万6,000円は、議員の報酬と手当、事務局職員の人件費であります。

37ページ、2款1項1目一般管理費、説明欄の一般管理事業2億6,533万8,000円は、40ページにかけまして、特別職と総務課及び会計室職員、障がい者枠も含めました会計年度任用職員の人件費などを計上しております。

40ページ、2目財産管理費8,249万9,000円は、41ページにかけまして、庁舎等の維持管理費が主なもので、41ページ、説明欄の庁舎空調設備等リース料2,606万円余りのほか、庁舎の電話設備更新工事などの工事請負費1,763万円余り、公用車にEV車両導入のための購入費用277万円を計上しております。

42ページ、6目企画費、説明欄の企画一般事業5,213万2,000円は、43ページ、村内で新たな産業と雇用を創出し、定住人口の増加を図るため、地域公社プロジェクト可能性調査委託料に1,000万円、北アルプス広域連合経常経費に係る負担金が1,773万円余り、協働のまちづくり推進補助金900万円などを計上しております。

その下の情報化対策事業3,386万8,000円は、44ページ、インターネット系端末更新のため、パソコン等購入費に590万円、ケーブルテレビ白馬管理運営事業1,685万4,000円は、45ページ、UPS更新等のための工事請負費474万円などを計上しております。

その下のふるさと納税事業2億4,483万9,000円は、寄附見込額を5億円として計上して

いるものでございます。

その下、白馬高校支援事業9,765万5,000円は、46ページにかけて、地域おこし協力隊の報酬、白馬山麓事務組合等負担金、地域おこし協力隊助成金が主な内容でございます。

46ページ、移住・交流・集落支援事業6,758万9,000円は、47ページにかけて、地域おこし協力隊員を増員し、関係人口創出や地域通貨の導入を行ない、定住人口の増加につなげるため、地域おこし協力隊及び集落支援員の人件費のほか、デジタル地域通貨運用支援業務委託料1,800万円などを計上しております。

48ページ、8目電算業務費1億8,763万7,000円は、国の方針に基づき行なう自治体システム標準化委託料1億4,741万円余りなどを計上しております。

9目環境政策費、説明欄の地球温暖化対策事業4,095万9,000円は、49ページにかけて、白馬村気候非常事態宣言、白馬村ゼロカーボンシティ宣言及び白馬村ゼロカーボンビジョンロードマップにのっとり、環境と共生しながら環境変化にも対応した社会づくりを推進するため、公共施設への再エネ設備導入のためのリース料1,074万円余りなどを計上しております。

49ページの下段、2項1目税務総務費6,589万4,000円は、50ページにかけて、職員の人件費が主なものです。

2目賦課徴収費、説明欄の賦課徴収事業3,955万3,000円は、51ページ、賦課収納業務電算委託料1,647万円余り、地番図更新等委託料665万円余り、村税還付金及び還付加算金530万円が主なものでございます。

52ページの下段、3項1目戸籍住民基本台帳費4,813万9,000円は、戸籍に係る電算委託料1,911万円余り、戸籍コンビニ交付システムの使用料等924万円余り、53ページ、住基ネット・戸籍システムの共同サーバーの運用経費としての北アルプス広域連合負担金440万円余りが主なものでございます。

54ページ、4項3目村議会議員選挙費1,240万4,000円は、55ページにかけまして、4月に執行を予定しております、村議会議員一般選挙に係る費用を計上しております。

57ページの下段、7項1目スポーツ事業総務費1,938万1,000円は、職員の人件費であります。

2目施設管理費、説明欄のスノーハープ維持管理事業2,355万1,000円は、58ページにかけて、施設の維持管理に係る燃料費、光熱水費、修繕費、施設の管理委託料が主なものでございます。

白馬ジャンプ競技場維持管理事業1億6,615万円は、59ページにかけまして、施設の光熱水費、修繕費のほか、施設管理委託料等7,831万円余りと、降雪機の更新工事5,060万円が主なものでございます。県の管理委託金4,908万円余りと、ジャンプ競技場リフト利用料3,260万円などを主な財源としております。

3目スポーツ事業振興費、説明欄のスポーツ振興事業2,240万5,000円は、60ページにかけて、スノーハープクロスカントリー大会、スキー選手育成事業等の各種補助金や負担金が主な内容でございます。

スキー大会推進事業1,320万円は、白馬少年スキー大会と全国高等学校選抜スキー大会、長野県スキー大会週間等の各種スキー大会負担金でございます。

4目ナショナルトレーニングセンター費1,175万5,000円は、オリンピック、ワールドカップ等の国際大会に向けての選手強化のための拠点機能強化等委託料312万円余りが主なものでございます。

国からの委託金は、ジャンプ競技場やクロスカントリー競技場の維持管理作業への委託金の充当分と合わせ、全体で1,800万円となっております。

61ページの3款1項1目社会福祉総務費6,639万8,000円は、職員人件費のほか、白馬村社会福祉協議会に対する運営補助金2,919万円余りが主なものでございます。

2目老人福祉費、説明欄の老人福祉事業1,760万円は、62ページ、養護老人ホームに入所されている方の老人福祉施設措置費1,480万円余りが主なものでございます。

介護予防・地域支え合い事業1,988万9,000円は、高齢者や障がい者の配食サービス業務委託料339万円余り、デイサービスセンター岳の湯指定管理料224万円余り、63ページ、施設改修工事費として、デイサービスセンター岳の湯の外壁等補修工事費771万円を計上しております。

3目障害者福祉費、説明欄の心身障害者福祉事業2億2,142万6,000円は、64ページ、重度訪問介護事業やグループホームの共同生活援助など障がい者サービスの自立支援給付費1億8,984万円、自立支援療養介護医療費216万円、障がい児に対する放課後デイサービスなどの児童福祉給付費2,274万円余りが主な内容であります。

65ページ、4目社会福祉施設費、説明欄の保健福祉ふれあいセンター維持管理事業1,637万1,000円は、ふれあいセンターの光熱費など維持管理费用のほか、66ページ、工事請負費1,085万円余りは、2階フロアへのエアコンの設置で、財源には福祉基金を充てております。

5目介護保険費、説明欄の介護保険事業費1億8,955万5,000円は、北アルプス広域連合への介護保険事業の負担金が主なものであります。

地域包括支援センター・地域支援事業5,028万5,000円は、地域包括支援センター職員の人件費のほか、67ページ、介護予防・日常生活支援総合事業等委託料が1,049万円余り、社会福祉協議会負担金1,467万円余りが主な内容でございます。

6目住民総務費、説明欄の住民総務事業2,779万4,000円は、68ページにかけて、人件費のほか保護司の活動などの経費であります。

その下の住民国保事業1億1,725万2,000円は、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出

金、後期高齢者医療事業1億3,133万1,000円は、療養給付費負担金8,380万円余り、69ページ、後期高齢者医療特別会計繰出金3,192万円余りが主なものであります。

7目の福祉医療費4,091万8,000円は、福祉目的の医療給付であります。

70ページ、2項1目児童福祉総務費、説明欄の児童福祉総務事業2,240万4,000円は職員の人件費、放課後子どもプラン事業1,411万4,000円は、71ページにかけて、放課後児童クラブと放課後子ども教室の人件費が主な内容であります。

児童手当等給付事業2億8,613万1,000円は、施設型給付費6,368万円余り、地域型保育給付費6,011万円余り、児童手当1億5,846万円が主な内容であります。

2目子育て支援費、説明欄の子育て支援事業3,784万4,000円は、72ページにかけて、職員の人件費と子ども第3の居場所事業補助金2,160万円、73ページ、子育て支援施設建設事業4,235万円は、新子育て支援施設の設計委託料であります。

3目保育所費、説明欄のしろうま保育園運営事業1億8,677万9,000円は、75ページにかけて、職員の人件費のほか、給食等賄材料費1,034万円余りが主なものでございます。

75ページの子育て支援ルーム運営事業2,307万円は、77ページにかけて、地域子育て支援拠点事業などにおける人件費が主な内容でございます。

78ページ、4款1項1目環境衛生費、説明欄の環境衛生事業3,038万9,000円では、職員人件費のほか、葬祭場の運営に係る北アルプス広域連合負担金459万円が主なものであります。

79ページ、公衆トイレ管理事業2,565万6,000円は、工事請負費1,634万円をかけて、佐野坂公衆トイレのリノベーションを計画しているところです。

その下の合併処理浄化槽整備事業1,531万8,000円は、下水道処理区域外に設置される合併処理浄化槽に対する補助金で、38件の設置を見込んでおります。

その下の小規模水道維持管理事業110万円は、上水道の未普及地域における水の安定供給を図ることを目的とした小規模水道施設整備補助金制度を7年度から創設するものであります。

2目保健予防費、説明欄の保健予防事業5,013万円は、職員人件費のほか、80ページ、健診等委託料3,076万円余りは、健診と高齢者予防接種の委託料であります。

81ページ、4目母子健康費、説明欄の母子健康事業4,433万2,000円は、82ページにかけて、保健師等の人件費のほか、医療材料費798万円余り、健診等委託料1,213万円余りが主な内容であります。

83ページの下段、2項1目塵芥処理費2億7,685万7,000円の主な内容は、84ページ、一般廃棄物処理手数料960万円は、大町市への埋立手数料、塵芥処理委託料4,704万円余りは、ごみの収集運搬、処分等に要する費用、災害廃棄物処理委託料として、479万円余りを計上しております。

北アルプス広域連合負担金2億456万円は、ごみ処理施設の運転、維持管理及び施設整備に係

る負担金であります。

2目のし尿処理費8,401万5,000円は、クリーンコスモ姫川の維持管理、下水道導入施設整備事業等に係る白馬山麓事務組合負担金であります。

85ページ、5款1項1目農業委員会費、説明欄の農業委員会補助事業は、1,157万4,000円で、農業委員・農地利用最適化推進委員の報酬、職員人件費が主なものであります。

86ページ、2目農業総務費4,121万5,000円は、職員人件費と大北農業振興協議会負担金等として、JA派遣職員負担金が主なものであります。

3目の農業振興費、説明欄の農業振興事業3,346万円は、87ページにかけて、職員の人件費、有害鳥獣被害防止対策事業負担金824万円余り、農業機械等導入支援補助金500万円が主なものであります。

88ページ、4目の農地費、説明欄の多面的機能支払交付金事業3,529万2,000円は、89ページにかけて、農業の多面的機能維持の地域活動や営農活動支援のため、12団体へ交付するものであります。

その下の村単土地改良事業6,680万3,000円は、村単土地改良事業工事費5,328万円余りが主なものでございます。

90ページのほ場整備事業3,343万5,000円は、北城北部地区調査設計委託料、北城南部地区負担金であります。

90ページの下段、2項1目林業振興費、説明欄の92ページ、森林経営管理制度推進事業1,323万円は、森林環境譲与税を活用した被害木伐倒委託料250万円、内山地区森林整備事業委託料350万円余り、遊歩道等整備委託料266万円余りが主な内容であります。

93ページ、3項1目地籍調査事業2,741万円は、職員人件費のほか、現在調査中の大出地区の数値測量業務委託料1,214万円余りが主なものであります。

94ページ、6款1項1目観光総務費、説明欄の観光総務事業、3,397万6,000円は、職員の人件費のほか、白馬の夏祭りの協賛金や八方駐車場管理組合負担金等の観光総務関係負担金が主なものであります。

デマンドタクシー運行事業5,958万8,000円は、運行2年目のAIオンデマンドタクシーとナイトデマンドタクシーに要する費用で、運行委託料5,335万円余りや、システム等使用料448万円余りが主なものであります。

2目観光施設整備費、説明欄95ページ、山岳観光施設維持補修事業5,509万8,000円は、登山道の維持管理業務や山岳情報提供業務等の施設維持管理委託料750万円余り、八方池山荘官民連携事業アドバイザー業務委託料3,652万円が主なものであります。

96ページ、3目観光宣伝振興費、説明欄の21観光戦略事業7,169万7,000円は、白馬村観光局負担金に4,200万円、信州まつもと空港シャトル便、HAKUBA VALLEYシ

ャトルバスの運行負担金や、HAKUBA VALLEY TOURISMの運営負担金を含む観光振興負担金等2,479万円余りが主なものでございます。

デジタル田園都市国家構想交付金事業は、2年目を迎える事業負担金5,000万円が全てであります。

98ページの下段、2項1目商工振興費4,127万9,000円は、信用保証協会保証料補給負担金600万円、経営改善普及事業補助金1,082万円余り、99ページ、創業支援事業補助金500万円、商工振興資金預託金1,500万円が主なものであります。

99ページの下段、7款1項1目土木総務費は4,787万9,000円で、100ページにかけて、職員人件費のほか、白馬駅前無電柱化工事に伴う県単事業負担金1,225万円などが主なものであります。

100ページの下段、2項2目道路維持費、説明欄の道路維持補修事業3,545万3,000円は、101ページにかけて、道路照明などの光熱水費、村道維持補修工事費、各地区への資材支給用原材料費などを計上しております。

その下の除雪事業は2億9,209万2,000円で、102ページの除雪委託料2億5,181万円余りは、4,000万円の増額計上となっております。

除雪機械整備事業は、新たに歩道用ロータリの購入を予定しておりまして、2,000万円を計上しております。

3目道路新設改良費、説明欄の村道改良国庫補助事業2,131万9,000円は、国からの交付金を財源として毎年行なっており、橋梁の修繕工事、点検などに係る経費を計上しております。

その下、道路改良起債事業1億円は、103ページにかけまして、舗装の個別修繕計画に基づく工事請負費9,955万円が主なものであります。

104ページ、4項3目公共下水道費は、下水道事業会計への出資金等で3億3,000万円を計上しております。

106ページ、8款1項1目非常備消防費6,983万4,000円は、消防団員の報酬、公務災害補償の掛金、退職報償金のほか、ポンプ車購入などの備品購入費2,970万円余りを計上しております。

107ページ、2目広域常備消防費は、北アルプス広域連合への負担金など1億7,887万9,000円、4目の防災費3,610万1,000円は、災害時の衛星携帯電話などに係る通信運搬費や防災システム保守委託料627万円余りのほか、108ページ、長野県衛星系防災行政無線設備更新工事として、工事請負費2,566万円余りを計上しております。

進みまして、109ページ、9款1項2目事務局費、説明欄の教育委員会事務局一般事業6,370万4,000円は、教育長と教育課職員等の人件費が主な内容であります。なお、退職手当組合負担金630万8,000円は、9款教育費で給与を支出します職員について、一括こちら

で計上しております。

110ページの学校環境整備事業2,971万円は、111ページにかけまして、小中学校タブレット端末の更新や北小学校校内放送設備の改修、児童生徒のリフト利用に伴う負担金が主なものであります。

2項1目学校管理費、説明欄の南小学校管理事業1,320万6,000円と、112ページの北小学校管理事業1,468万6,000円は、共に学校用務員1名の人件費と学校施設管理に係る経常的な経費であります。

2目教育振興費、説明欄の南小学校教育振興事業2,033万5,000円は、114ページにかけまして、白馬南小学校の教育振興に係る費用で、学習支援講師3名のほかの人件費と、学校教育に係る消耗費などの経常経費であります。

北小学校教育振興事業4,648万円は、116ページにかけまして、白馬北小学校の教育振興に係る費用で、学習支援講師5名、学習支援員1名などの人件費と、学校教育に係る消耗費などの経常経費であります。

116ページ、スクールバス運行事業4,191万5,000円は、スクールバス運行に係る経費で、7年度は6月から3月までの期間運行を予定しております。

下段の3項1目学校管理費1,387万6,000円は、白馬中学校用務員1名の人件費と、施設管理に伴う経常経費でございます。

117ページの2目教育振興費4,758万5,000円は、119ページにかけまして、中学校の講師4名などの人件費と、学校教育に係る消耗品等の経常経費であります。

119ページ下段、4項1目社会教育総務費1,601万6,000円は、社会教育委員の報酬、職員の人件費、120ページ、ウイング21芸術文化実行委員会の自主公演負担金が主なものであります。

121ページ、3目図書館費1,769万6,000円は、122ページにかけまして、図書館の運営に係る経費で、図書館司書の人件費や蔵書システムに係る経費と、図書等の購入費が主なものであります。

124ページ、5項1目保健体育総務費1,915万3,000円は、スポーツ推進委員の報酬と職員の人件費、スポーツ祭審判の委託料並びにスポーツ少年団助成金とスポーツ協会の補助が主なものであります。

125ページ、2目体育施設費、説明欄の体育施設維持管理事業2,335万3,000円は、南部・北部トレーニングセンター及びグラウンドとB&Gプール等の体育施設の維持管理事業で、光熱水費や管理に係る各種委託料が主なものであります。

126ページ、ウイング21維持管理事業8,331万6,000円は、施設の受付や維持管理の人件費、光熱水費、管理に係る各種委託料、127ページの工事請負費4,612万円は、空調設

備の更新工事2,100万円余りとスプリンクラー設備の更新工事2,500万円余りが主なものです。

3目の学校給食費1億2,224万8,000円は、128ページにかけまして、給食センターの運営に係る費用で、栄養士職員1名と常勤調理員11名などの人件費と、施設の光熱水費、賄材料費や施設保守委託料が主なものであります。

129ページの下段、11款1項公債費7億309万3,000円は、長期償還金の元金及び利子、一時借入金の利子であります。前年度は財政安定化を見据えて繰上償還を実施したため、大幅な減額となっております。

130ページ、12款1項基金費2億8,547万8,000円は、財政調整基金及び減債基金積立金利子に基づく積立金、131ページにかけて、ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金2億7,556万5,000円、132ページ、地域情報化施設基金積立金697万7,000円、ふるさと白馬ひとづくり基金利子に基づく積立金であります。

予算書のほうは、お戻りいただきまして、再び2ページを御覧ください。

第2条、債務負担行為の期間及び限度額については、9ページをお開きください。9ページをお願いします。

第2表、債務負担行為の追加といたしまして、馬畔共有地地上権設定敷地借地料は、令和6年度の評価替えによって、借地料算定の基礎となる評価額が上がったことから、限度額を追加するものであります。

新規といたしましては、令和7年度から8年度にかけて、八方池山荘官民連携事業アドバイザー業務として、事業者選定や管理運営支援業務などを委託することから、新たに設定するものであります。

続いて、第3条の地方債の目的等につきましても、引き続き9ページ、今度は第3表を御覧ください。

ウイング21のスプリンクラー等更新工事や、ジャンプ競技場の人工降雪機更新工事、佐野坂公衆トイレ改修工事と公共施設改修事業に1億850万円、道路新設改良事業に1億1,470万円、消防ポンプ車の購入や長野県衛星系防災行政無線設備更新工事等防災対策事業に5,370万円など、合計で4億2,630万円の借入を予定しております。

起債の方法につきましては、証書借入れまたは証券発行で、利率は3.5%以内であります。

再度、2ページのほうにお戻りください。

第4条、一時借入金の借入れの最高額は15億円と定めるものであります。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(発言する声なし)

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第３１ 議案第２８号 令和７年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算

△日程第３２ 議案第２９号 令和７年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算

議長（太田伸子君） 日程第３１ 議案第２８号 令和７年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算及び日程第３２ 議案第２９号 令和７年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算の２件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 議案第２８号 令和７年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算について説明させていただきます。

第１条、国民健康保険事業勘定特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ１億３,５１０万円と定めるものです。

第２条で、一時借入金の限度額を５,０００万円と決めました。

それでは、１０ページの歳入明細を御覧ください。

１款１項国民健康保険税は、２億２,３６０万円です。

３款１項県補助金７億７,１３２万７,０００円は、医療給付費へ充当される交付金です。

１１ページ下段から１２ページにかけて、５款１項は一般会計繰入金で１億１,７２５万２,０００円、２項基金繰入金は１,５５３万円を計上しました。

１４ページの歳出明細を御覧ください。

１款１項１目一般管理費１,８５７万８,０００円は、電算化共同処理事業等委託料などが主なものです。

１６ページに飛びまして、２款１項１目一般被保険者療養給付費は６億３,８００万円、２項の高額療養費は１億９００万円を計上しました。

１９ページ下段以降、３款の国民健康保険事業費納付金は、県に支払う納付金で、１項１目一般被保険者医療給付費分は２億７７４万２,０００円、２０ページの２項１目後期高齢者支援金等分が９,０２８万円、２１ページの３項１目介護給付費分に３,２２９万円を計上しています。

４款１項１目特定健康診査等事業は１,０６９万円で、健診実施機関への委託料が主なものです。議案第２８号については以上です。

続きまして、議案第２９号 令和７年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算について説明させていただきます。

第１条、白馬村後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ１億４,３１０万円と定めるものです。

２条、一時借入金の限度額を１,０００万円と決めました。

それでは、歳入です。

37ページの歳入明細を御覧ください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は、1億1,082万9,000円を見込んでおります。

3款1項1目一般会計繰入金は362万6,000円、2目保険基盤安定繰入金は2,829万6,000円を計上しています。

続いて、歳出、39ページの歳出明細を御覧ください。

1款1項1目徴収費236万6,000円は、保険料徴収に要する費用、2目保健事業費1,260万円は、人間ドックの補助金です。

2款1項1目広域連合負担金1億3,913万7,000円は、村が徴収した保険料と保険基盤安定繰入金を長野県後期高齢者医療広域連合へ負担金として支払うものです。

説明は以上です。

失礼しました。後期高齢者医療特別会計の歳出の説明、一部間違っておりました。

39ページの歳出明細のほうで、2目の保健事業費、こちら1,260万円と説明しましたが、126万円の誤りです。申し訳ありませんでした。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑に入ります。

議案第28号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、質疑はありますか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第29号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算について、質疑はありますか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第33 議案第30号 令和7年度白馬村水道事業会計予算

△日程第34 議案第31号 令和7年度白馬村下水道事業会計予算

議長（太田伸子君） 日程第33 議案第30号 令和7年度白馬村水道事業会計予算及び日程第34 議案第31号 令和7年度白馬村下水道事業会計予算の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第30号 令和7年度白馬村水道事業会計予算につきましてご説明いたします。

予算書の42ページをお開きください。

第3条で、収益的収入及び支出の予定額、収入の水道事業収益3億9,416万3,000円、支

出の水道事業費用は3億2,402万円を予定しております。

43ページを御覧ください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額で、収入を851万9,000円、支出は1億7,910万6,000円で、不足する額1億7,058万7,000円は、地方公営企業法の定めにより、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

予算の実施計画を説明いたしますので、61ページの明細書を御覧ください。

収益的収入では、水道事業収益として3億9,416万3,000円を見込んでいます。

主なものは、営業収益で水道使用料、加入分担金となっております。

また、営業外収益として、有価証券の利息を630万円計上しております。

62ページを御覧ください。

収益的支出では、営業費用の1目浄水費7,661万7,000円で、二股浄水場の維持管理に要する費用を計上しております。

主なものでは、二股浄水場再整備事業の官民連携に向けた詳細の調査1,991万円、地質調査業務916万3,000円を計上しております。

2目配水及び給水費7,169万3,000円は、配水管、配水池、送水ポンプなどの維持管理に要する費用で、正職員1名、会計年度任用職員2名分の人件費も含まれております。

64ページを御覧ください。

4目総係費3,336万3,000円は、水道料金の賦課徴収に係る経費で、各種システムや検針に係る費用が主なもので、正職員2名、会計年度任用職員1名分の人件費も含まれております。

65ページ中段、6目減価償却費は、1億771万7,000円を計上しております。

66ページを御覧ください。

資本的収入、1款1項分担金及び負担金は、白馬駅前無電柱化に伴う管路の移設等の工事負担金で、829万円見込んでおります。

67ページは資本的支出です。

1目配水設備工事費1億2,039万7,000円は、工事請負費1億599万6,000円が主なもので、管路の布設替え、機械及び装置の更新工事等を計画しております。

2目営業設備費2,657万円は、計量法の規定により行なう水道メーターの交換に伴うメーターの購入費用と無線検針用の機材を見込んでいます。

説明は以上です。

続きまして、議案第31号 令和7年度白馬村下水道事業会計予算につきましてご説明いたします。

予算書の70ページをお開きください。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入を4億9,128万9,000円、支出は4億

7,940万5,000円です。

71ページを御覧ください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額で、収入を4億5,962万1,000円、支出は5億3,563万2,000円です。不足する額7,601万1,000円は、地方公営企業法の定めにより、損益勘定留保資金で補填することとしております。

第5条では、白馬村浄化センターし尿等下水道投入施設整備事業で、令和7年度から令和9年度の期間で、限度額16億757万5,000円の債務負担行為を定めております。

72ページを御覧ください。

第10条、他会計からの補助金としまして、一般会計から1億975万1,000円の補助を受ける予定でございます。

予算の実施計画を説明いたしますので、88ページの明細書を御覧ください。

収益的収入では、下水道事業収益として4億9,128万9,000円を見込んでおります。主なものは営業収益で、下水道使用料1億9,956万8,000円、営業外収益の一般会計からの補助金と長期前受金戻入が主なものでございます。

89ページを御覧ください。

収益的支出では、営業費用1目管渠費1,535万8,000円は、下水道管路やマンホールポンプなど維持管理に要する費用です。

2目処理場費8,322万8,000円は、浄化センターの維持管理に要する費用で、農業集落排水野平処理場の維持管理も含まれます。

90ページを御覧ください。

3目総係費3,409万円は、下水道使用料の賦課徴収に係る経費で、各種システムや検針に係る費用が主なもので、職員2名、会計年度任用職員2名の人件費も含まれます。

91ページでは、4目減価償却費2億9,942万2,000円を計上し、営業外費用は支払利息と消費税及び地方消費税として4,276万7,000円を見込んでおります。

92ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の関係でございます。

資本的収入の主なものは、1項企業債1億4,930万円、2項補助金として、社会資本整備総合交付金を6,336万9,000円、一般会計補助金は4項の出資金に振り替え、2億2,375万6,000円を計上し、3項の負担金として、し尿等投入施設整備に係る工事負担金1,615万1,000円を見込んでおります。

93ページを御覧ください。

資本的支出の主なものは、1項建設改良費1億5,845万5,000円で、主なものは1目管路建設改良費のし尿等投入施設整備に係る事業、2目処理場建設改良費では、委託料として浄化セン

ターの再構築の詳細設計を見込んでおります。

2項企業債償還金は、3億7,717万7,000円を見込んでおります。

説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑に入ります。

議案第30号 令和7年度白馬村水道事業会計予算について質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第31号 令和7年度白馬村下水道事業会計予算について質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日3月4日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日3月4日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時03分

令和7年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和7年3月4日（火）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和7年第1回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 令和7年3月4日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸 山 和 之	第7番	太 谷 修 助
第2番	増 井 春 美	第8番	津 滝 俊 幸
第3番	横 川 恒 夫	第9番	松 本 喜美人
第4番	切久保 達 也	第10番	加 藤 亮 輔
第5番	加 藤 ソフィー	第11番	丸 山 勇太郎
第6番	尾 川 耕	第12番	太 田 伸 子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸 山 俊 郎	副 村 長	吉 田 久 夫
教 育 長	横 川 秀 明	総 務 課 長	田 中 克 俊
税 務 課 長	太 田 雄 介	健康福祉課長	工 藤 弘 美
会計管理者会計室長	太 田 俊 祉	参事兼建設課長	矢 口 俊 樹
観 光 課 長	鈴 木 広 章	農 政 課 長	田 中 洋 介
上下水道課長	廣 瀬 昭 彦	住 民 課 長	堤 則 昭
参事兼教育課長	横 川 辰 彦	子育て支援課長	内 山 明 子
生涯学習スポーツ課長	松 澤 宏 和	総務課長補佐兼総務係長	長 澤 肇

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下 川 浩 毅

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前１０時００分

１．開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１２名です。

これより、令和７年第１回白馬村議会定例会、第２日目の会議を開きます。

２．議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第１ 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第１ 一般質問を行ないます。

会議規則第６１条第２項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は４名です。

本日は、通告された方のうち２名の方の一般質問を行ないます。質問される議員は、質問、答弁を含めた１時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第６３条の規定により、１議員１議題につき３回までと定められておりますが、制限時間内の再質問は、議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第８番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第８番津滝俊幸議員。

第８番（津滝俊幸君） 第８番津滝俊幸です。改めまして、おはようございます。

我々議員にとっては、この１期４年という中で、今年が最後の年になります。つまり、この３月議会は、我々にとっては予算を決めていくということになるわけですが、それぞれが最後の議会ということです。

私も３期１２年間、議員という立場で、この場で何回か質問をさせていただきまして、今日が多分数えれば４５回目ぐらいの一般質問になるかなと思います。その間、行政の皆さんには丁寧な答弁を、村長さんはじめ、させていただきまして、本当に感謝いたします。

私も、この１２年を一つの区切りとして、今期で議員のほうは一つの区切りとさせていただきたいなというふうに思っているところでありますが、その中で、次の世代に向けて大事な質問をこれからしていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、始めさせていただきます。

村長公約の進捗状況とこれからの村政方針について。

村長の任期もあと１年余りとなり、一つの区切りを迎えます。スローガンでは、「持続可能な次の白馬へ」とされ、それぞれの分野に数々の公約を掲げ、現在に至るまで実現できたもの、力及ばずできなかったもの、今も進捗しているものなど、１期目の最終年度の仕上げの年になる本年、自らどのように評価し、どのようにまとめ、どのように次につなげていくかを伺います。

1、庁内では、ここ数年、ベテラン職員が多数退職していくようですが、人材の確保は最重要課題です。経験値の浅い職員への研修、本村の歴史や文化、風土、過去からの地域課題やしきたりなど、それらを生かした行政サービスも必要であると考えますが、どのように行なっていくか伺います。

2、教育環境を整えていくことは、村づくりの要です。小学校の校舎の老朽化や白馬高校の存続問題、少子化に伴うあらゆる分野における先導的役割を果たす人材不足の対策について伺います。

3、政策的にできたもの、できなかったもの、継続中のものは何か。できなかったものの理由は、また、その対策についても伺います。

4、住民の福祉の増進の観点から、住みやすい村にしていくために何が足りず、何をしていくべきか。今後、白馬村は何を村政方針としていくべきか伺います。

よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。一般質問1日目、よろしくお願いいたします。

津滝議員からは、村長公約の進捗状況とこれからの村政方針について、4項目のご質問をいただきましたので順次答弁いたします。

まず、1点目の人材確保と経験値の浅い職員への研修体制についてですが、村では白馬村人材育成基本方針を定め、より現状の課題に対応できるように、新たな課題や社会情勢の変化に対応できる職員の育成を目指しています。

この基本方針では、常日頃から、個々の職員が積極的な自己啓発に努め、職場、人事部門を含めた3者が目的意識を共有し、一体となって人材育成の土壌を育んでいくことが重要であり、また、人材育成を推進することによって、職員一人一人の業務に対する知識や意識が高まり、よりよい業務遂行につながるほか、職員個人にとっても、業務そのものへのやりがいや働きがいにつながるとされており、目指すべき職員像として、「常に村民の視点に立って考え、行動する職員」「村民に信頼される豊かな人間性を有する職員」「政策形成能力や経営感覚を備え持つ職員」「新たな課題への挑戦と自分を変革できる職員」「職場の仲間と協調し、職場全体に貢献する職員」の5つの要素を持つ職員としています。

職員研修については、担当職種ごとの研修は該当者に案内をしていますし、コロナ禍で増加したウェブ研修も取り入れ、スキルアップにつながるように受講させています。

ご質問で触れられている、一般研修では得られない白馬の文化、風土などは、村の仕事を通じて先輩職員や住民とのやり取り、また、消防団活動、地区や村内の活動に積極的に参加していただく中で学ぶべきものではありませんが、昨年度まで実施していた登山研修の再開、八方尾根自然環境保全協議会が実施するネイチャーラベル設置や八方池浚渫作業への参加、生涯学習スポーツ課が募っている青鬼地区の火揉みの神事への協力などを職員研修に組み込めないものか、担当する総務課に

検討させています。

次に、2点目の各種分野における環境の整備や先導的役割を果たす人材不足の対策についてお答えします。

津滝議員ご質問の施設の環境整備という、いわゆるハード整備という視点では、神城断層地震以降は財政状況等を勘案し、公共施設整備個別施設計画について全て先送りしていることから、施設整備というプロジェクトに近年職員が携わることがおっしゃるとおりなく、過去において取り組んだ様々な公共施設等整備に関わった複数職員の退職や、この点の経験値を持った職員が少ないことは深刻な状況と言えます。

人材育成の面においても、近年の慢性的な人員不足や職員の年齢構成の偏りなどもあり、日々の業務の中で経験を積んだことを指導できる先輩職員から直接指導を受け、職員として身につけるスキルの継承方法も課題の一つです。

しかしながら、行政DXの推進などに伴い、新たな行政需要への対応のため、必要となる人員はもとより、現状の業務量を満たす必要な人員すら十分に確保が図れていない状況も事実です。

職員の育成につきましては、先ほどの人材育成基本方針に基づき、重要な自治体経営資源である職員の能力向上と意欲喚起に努めているところであります。職員を特定分野の業務に固定化することなく、適材適所に配置し、村民からのどんな質問にも対応できるオールマイティー型の総合的職員の育成を基本としております。

昨今の多様化・複雑化する行政需要に対応するためには、これまでとは異なる視点での研修の導入も必要であると捉えておりますが、職員研修のみに委ねることには限界があるものと考えております。

このような状況から考えられる対策としては、外部人材の活用は、職員の専門性を補完する一つの有効な手段だと思っております。外部人材の活用に際しては、国の財政支援を伴う制度利用についても取り組んでいるところです。このように各種プロジェクトの実行に向けては、外部の専門的な立場から関わっていただくことは、人材不足対策と言えと考えます。

その一方で、教育環境におけるソフト面においても、人材不足が顕著に現れています。少子化はもとより、本村は海外からの移住者なども増え、村内学校や保育園においても、学習や生活に特性を持つ児童生徒、日本語の学習が困難な児童生徒などについても、村の会計年度任用職員を充てることにより対応していますが、十分に人手が行き渡っている状況とは言えません。

このように村の課題解決に向けては、ハードのみならず、ハード・ソフト両面での人材不足対策を考えなければならない状況であると捉えています。

次に、3点目の、政策的にできたもの、できなかったもの、継続中のものは何か。できなかったものの理由とその対策についてのご質問です。

就任に際し、私は細かく35の公約を掲げました。その一つ一つを上げると時間が足りませんの

で、5つに分けた項目ごとの主立った部分でお答えさせていただきます。

1つ目の「コロナ禍からの早期回復を図り、持続可能な観光地へ！」の項目については、就任時、コロナ禍の真っ最中であったところから、入国制限の緩和や5類への移行が早期に行なわれたこともあり、想定以上に早い経済回復を図ることができました。

経済回復に努める中でも、持続可能性を意識して、現在顕著になってきている旅行客の増加による各種課題に対応するための指針となる、持続可能な観光ガイドラインの国際認証ロゴマークやベスト・ツーリズム・ビレッジの取得等を通じて、持続的な発展のための白馬村の在り方を示してきました。

この点については、行政のそうした動き以上に、政府のインバウンド受入れ目標の高さや円安の影響もあり、訪日客が一気に増加したり、消費や投資が旺盛になってきたりしていることから、住民生活への負荷が増えてきている現状もあります。

そこで、これまでも申し上げてきたとおり、来年度策定予定の観光地経営ビジョンを持続可能な観光ガイドラインに準拠して策定し、広く周知するとともに、これまで検討してきている宿泊税などの新たな観光財源の確保の早期実現を図り、持続性ある地域とするための政策を継続して強力に推進してまいります。

一方、あまりできなかったものとして、「観光局や振興公社、ハクババレーツーリズムなど、観光団体の役割整理や連携強化をする」という項目につき、それぞれの財源や構成団体の違いもあり、劇的に進めていくことができませんでした。

しかしながら、来年度予算にも盛り込んでおりますが、将来的な一体化について具体的に検討を始めることとなり、加えて宿泊税の導入が決まった場合には、具体的な使途について明確化する関係で役割整理が必須になると考えており、各組織をまたいで議論する機会をつくり、それぞれの組織の役割整理を実施してまいります。

2つ目の「農業を振興し、白馬らしい環境を創造する村へ！」の項目についてですが、農業振興については、公約どおり圃場整備の継続や有機学校給食の提供、事業者の皆様のコンクール受賞や行政での国際認証によるブランド向上などが進んできておりますが、一方で営農者確保の取組は、少子高齢化が全国的に進む中で難しい課題となっています。これについては、スマート農業の導入補助や移住定住策の推進を継続することにより、少しでも解決に資すればと思っております。

また、環境施策については、ゼロカーボン施策として電気自動車や断熱住宅への補助などを公約どおり実施し、2030年に向けたゼロカーボンロードマップを作成して、脱炭素やネイチャーポジティブの取組推進による白馬のイメージ向上を図ってことができました。

一方、松川・楠川水系での小水力発電等によるエネルギー自給率の向上と売電収入の財源化の検討を掲げていましたが、水利権の問題や事業者の進捗状況次第のところもあり、まだ進行途中です。引き続き、当該事業に行政としてできる協力をするとともに、行政側単独でできる施策として、来

年度予算で公共施設への太陽光パネル設置をし、エネルギー自給率の向上と売電収入の財源化を図ることにしました。

3つ目の「福祉で支え、多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる白馬へ！」の項目についてですが、はくばっ子応援交付金の創設や、改善を繰り返しながらですが、A I デマンドタクシーの運行、障害者グループホームの誘致などを公約どおり実施してきました。

また、建設予定の子育て支援施設に公園を併設することで計画を進めており、来年度から施設設計が始まります。そのほか給食費についても、栄養価をそのままに負担軽減することを掲げましたが、予定どおり来年度予算で負担軽減を図ります。

一方、進んでいない項目として、「保育士や介護士の待遇改善について」。保育士に関しては全国的にどこも人材確保が難しい中で、県外から移住して就職する保育士に対する県と村が連携して支援する制度を来年度より活用することを決めましたが、介護士の確保については全国同様に大変難しい状況となっており、村単体での具体的な施策がないのが現状です。現在のところは、介護になるべく頼らなくてよいように、介護予防として健康増進事業の推進を図っていますが、県には保育士と同様の連携支援制度等について要望しています。

4つ目の「白馬らしい教育を充実させ、次世代に誇れる場所へ！」の項目については、白馬高校がコロナ禍で入学者数が少なかったところから、プロモーション動画の作成や県外募集活動等を行ない、全国でも高い倍率になるまでに回復して存続が決まり、地域コーディネーターの配置や大学・海外校とのタイアップも公約どおり実現してくることができました。

また、スクールバスを来年度から10か月の運行をする、ほぼ通年スタイルの形を取ることで予算を組んでおり、子供のリフト券無料化も継続実施してきており、この4つ目の項目については大きく達成できてきたと考えております。

今後は、一貫した英語教育の充実などが目標となってくると考えています。

5つ目の「住民目線で健全な行財政運営をする村へ！」の項目について、健全財政の面では、新たな観光財源確保の検討を再開し、その検討事業を観光庁のモデル事業としての採択を受けることで費用負担なく実施しました。

また、ふるさと納税に関しても、個人版・企業版ともに増加し、各種補助金の獲得にも努めてきました。

住民との対話や情報発信については、全地区との地区懇談会の開催や出張村長室の実施、ホームページの充実やSNSの活用、LINEなどデジタル化の促進、ブログなどによる村長自らの情報発信、職員のおもてなし研修などを実施し、公約どおり実施してくることができました。

しかしながら、財政はいまだ厳しい状況にあり、今後はさらなる財源確保のため、企業版ふるさと納税の一層の活用や、デジタル田園都市国家構想交付金に代わる新しい地方経済・生活環境創生交付金の獲得に専門人材確保などを含め取り組んでいき、そうした財源を活用して福祉の充実を図

ってまいりたいと考えております。

最後に、4点目の住民福祉の増進の観点から、住みやすい村にしていくためには、何が足りず何をしていくべきか。今後は何を村政方針としていくべきかとのご質問です。

地区懇談会などを通じて意見を伺っていると、どの地区も高齢化による担い手不足の課題が多くあります。そのため、若い世代が移住定住できる施策や関係人口の創出が重要であり、子育て支援及び住宅施策のさらなる充実が必要であると考えます。これまでも、その点については力を入れて優先的に取り組んできましたが、より手厚い支援や、県や民間との連携による住まいの確保なども取り組んでいく必要があると思います。

ただ、いずれも財源が必要であり、その意味では、先ほど3問目で述べた企業版ふるさと納税の一層の活用や地方経済・生活環境創生交付金の獲得、また、これまでも検討してきました、現在、観光に充てている費用を受益者負担の新たな財源により充当するなど、さらなる財源確保も同時に実施していかななくてはなりません。

以上のことから、移住定住施策と交流促進による協働のまちづくりや子育て支援、各種施策を実施するための財源確保による住み続けられる村づくりが、今後の村政方針の柱になると考えます。

以上、津滝議員のご質問の答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 村長公約、選挙のときのものですけれども、公約でありますので、当然選挙のときに地域住民と丸山村長がお約束したことで、これをやっぱり4年間の中に実行していく。もしくは、さっき言ったように、実現できたものもありますし、それからまだ今発展途中のものもありますし、これから手をつけるものも当然あると思います。

やっぱり私は、我々議員もそうですけど、こういった人に選ばれて人の前に出ていくときには、自分がこうしたいというものをやっぱり掲げて、それに支持をしてもらわなければ、自分の政策は実行できないというふうに思っています。

よって、この公約というのは、やっぱり首長である人と議員である人たち、みんながこの村をよりよい村にしていくために掲げたものですから、常にそこに自分は返って、もし何か自分の中で迷ったとき、もしくはこれからの政策を考えていくとき、必ずこのところにやっぱり私は返ることが必要だと思っています。

村長におかれましては、今、丁寧にそれぞれ自分が掲げた公約について、それぞれ自分の言葉というか、気持ちで精査をしていただいて、いろいろ出していただいたのかなというふうに思っています。

正直、私は村長が掲げたものに関しては、「なから」という言葉がいいのかどうか分かりませんが、大体7割ぐらいはほとんどできているのかなというふうに思っています。やっぱりこれからどういう村づくりをしていくかというところに、今年は今までのものを含めてつなげていかなければい

けないのかなというふうに考えています。

そこで、幾つか質問をこれからしていくわけですが、やっぱり人材の育成等確保というのは非常に大事な問題で、前回私、令和5年のときの一般質問でも同様の質問をしたかなというふうに思っています。

今まで地元の方が大学に行っても、ここに帰ってきて就職するというようなパターンが多かったわけですが、今ほとんどが県外の方で、村内に住めなくて、村外から通ってくる。そして、白馬村のことをやっていくというような時代に大きく変わってきているわけですが、やっぱりしっかりと働いてもらう職場の環境というのを整えていかなきゃいけないのかなというふうに思っています。

そういった意味では、いろんな努力をなさっているなというふうに思っていて、先ほど登山をまた始めていただけることであるとか、それから、地域の中の行事に参加していただけるということを書いていただいたんですけど、特に地域の中へ参加をしていただくということは、とっても私は重要なことで、村外に住んでしまっているということもあたりなんかするんですけども、ぜひ地域の中の行事にお祭りも含めて、消防なんかも含めて、ぜひ何か参加していただけるように、職員の皆さんに参加していただけるように対策を取っていただきたいなというふうに思います。

具体的には、この3月はどこの地区も年度が変わるものですから、新旧役員が交代していくと。その中で、なかなか行政にも話ができないようなことは、区の中でも話をしていくというような形になるかなと思います。

こういったようなところにも職員の皆さんに参加していただいて、いろいろ話を聞いていただいたのもいいのかなと思うんですが、どうでしょう。そういった考えはありますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

確かに地区の総会では、その地区の方、大勢の方がいらっしゃいますし、決算のほうの総会では事業報告やら決算報告、あるいは新年のほうでは事業計画、予算、話し合われるわけで非常に有効的だと思います。

ただ、地区担当職員制度を引いていますけれども、いきなりそこに行くというのは、なかなかハードルが高い部分もございます。

今年度、地区懇談会を、全地区を対象に積極的に推進してまいりました。その中では、地区担当職員がそっちに出向いて記録を取ったり、あるいは、特に司会・記録がなくても参加して、各地区の方々の意見を聞いたりする機会もできました。こんなものを積み上げて、総会のほうも嫌々ではなく、自然に行けるような形になれば理想かと思っております。

また、各地区にそれぞれ職員がいれば、自分の地区があるものですから、それは比較的敷居が低いんですけども、なかなかそういうわけにもいかず、ほかの地区というところもありますので、

非常にその辺が難しいと思いますが、まず地区懇談会等を通じて地域の人と顔見知りになって、役場で会ったときには、「やあ」というような声かけられるようになる。それを経てから総会のほうにというような形になるのではないのかなと、今の時点では考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） そうですね。顔見知りでないところにいきなり行って、「こんにちは」というのは、なかなか相当な心臓を持っていないと、ドキドキしちゃって行かれないということは、それは十分分かります。

ですが、そういう行政、いわゆるここでやっているのと、本来行政が下ろしたものの、各地区に下ろしたものがどんなふう to 動いているのかというのは、見ていただくことはとっても大事なことで、なというふうに思いますので、ぜひそういったこと。

それから、先ほどハードルを少し下げて地区の作業、作業はこれは毎年春には行なわれますので、夏には草刈りとかそういうのも当然あります。ぜひそういうところに参加をしていただいて一緒に、あと、どこの地区もそうですが、缶ビールの1杯ぐらい飲んでお疲れさまというくらいのはやるわけですから、ぜひそんなつもりで参加をしていただければ、もう少し住民との壁とは言いませんけども、どんな職員さんがどんなふう to 仕事をしているのかというのは、我々住民も分かるし、また職員の皆さんもよく分かるのかなというふうには思います。

このところでもって、とっても大事なことは、やらされている感では、やっぱり自分も全然幸福感がないんですね。やっぱり自分から進んで、そういうところに参加していついつに達成感なり満足感が出てくると。

だから、やっぱりこのところがすごく大事。気持ちの問題なんですけども、「おまえ、明日からあそこに行って、草刈り一緒にやってこいよ」と言われるのは、やらされているからで。いや、「明日どこそこの地区で作業があるんで、私行きたいんですけど」と言ったほうが、絶対そのほうが達成感、やっている感が出てくると思うんで、そんな職場、地域との関わりを持っていただきたいなというふうに思います。

そして、教育環境の話に移っていきますけども、やっぱり小学校の統合の問題ですとか白馬高校の存続の問題。白馬高校については、先立って山麓議会でも、事務組合のほうでも私一般質問させてもらいましたが、県のほうのいわゆる考え方が変わってきて、県境に近いところは、高校は募集人員が40人になっても残すんだというような、全くもって今までの白馬村・小谷村は、10年間やって10億以上のお金をつぎ込んでやってきたこと、それがある意味実ったというふうに思えるんですけども、でも、「え、10年も経ってそれ」というふうに正直な気持ちです。物すごいお金を使いました。

でも、これが残るか残らないかにとっては、先ほど人口の話も出しましたが、後で聞きますが、

やっぱり人口を維持していくためには必要なことなのかなというふうに思います。

それから、小学校の老朽化の問題については、待ったなしの話だと思うんですね。昔と違って教育の現場のいわゆる地域性というのを非常に重んじて、コミュニティ・スクールというのは、全国でもって文科省から下ろされて始まっています。そういうところに、地域はどうやって関わっていくかってことも大事なことですよね。これが本当に浸透しているのか。始まって5年ぐらいですか、大体。なかなか私も運営協議会みたいなのところにも入っていたりなんかしますが、なかなかまだ地域の中に反映されていないのかなと。

ましてや校外型のスポーツに関しては、顧問の先生は置かずに、地域の皆さんでぜひお願いしますよというような形になってきています。こういったところに、実はコーチをする人たちだったりなんかするの、やっぱり不足していると。金額的な面もやっぱり不足しているというのは事実であります。

議長（太田伸子君） 津滝議員、質問……。

第8番（津滝俊幸君） 今これで質問しますから、ちょっと待ってください。

なので、待ったなしの小学校の老朽化の問題や高校の存続問題、確かに大変なことだと思いますが、非常に教育長にこういうことをぶしつけであれなんですけど、今どういうふうにお考えになっているのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 津滝議員から、小学校の統合とか両校存続についてのご質問ありましたが、その前の質問のときに、教職員の不足とか人材のこともございましたので、併せてお答えさせていただきたいと思いますが、全国的に教員不足、教育委員会が関わっている保育士も不足しているような現状の中で、例えば県教委なんかは採用試験の早期実施、あるいは複数回の試験実施、また人材を確保するために、大学では教育実習を4年生でやっていたのを3年生で実施して採用試験の軽減をしようというような動きもあります。

それから、村職、村の教育支援員につきましても、村に住み、教員資格を持っている人材を掘り起こしながら、各小学校・中学校に教育支援員を配置しているような現状です。

やはりコンセプトとして、「地域の子供は地域で育てる」という考え方で小中高の連携をしてまいりたい、そんな気持ちでございます。

それから、今質問がございました、小学校の存続につきましても、ここ数年間で方向性を出さなければいけないことは間違いないと思います。それぞれの地域におく文化、歴史、これを確保しながら、地域住民の考え方を優先していくことが大切だというふうに思っておりますけれども、校舎が老朽化することだけで判断することなく、2年前に在り方検討委員会で方向性を出したんですが、結局結論が両論なんですよ。結論出ずに両論ですよ。

そういったことも考え併せながら、ここ数年でもちろん財政とか、それから教育環境の優先順位

というのは村長がいつも言っていますけれども、それも考えながら方向性を出していきたいというふうに私は個人的に思っております。

また、教育委員会の中でも、しばしばこういった議論がされているような現状がございます。それぞれの地域の意見をきめ細かく聞きながら判断していきたいというのが、今のところの私の考えでございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 教育環境、ハードだけではなくてソフトも含めての話をさせてもらったんですけども、やっぱり教育環境が整っていないところに人は住めないって私は思っていて、すばらしい指導者や、やっぱりすばらしい教育環境があると、ここは自然という、景観という、大きな世界から注目されている場所でありますので、これは誰にも負けないと。

だから、やっぱりそういう指導者なり、そういった教育環境を整えると、おのずと人は、私は集まってくるのかなというふうに思っています。ぜひ将来に向けて、やっぱり白馬村の教育環境をしっかりと整えていただく。先ほど村長、子育てのところについては、おおむね自分の公約はできたというような話もあります。

校舎を建てるにはそれなりにお金もかかりますし、今回だって、スクールバスで5,000万近いお金を今回、満足ではありませんが、投入します。白馬村は非常に教育には、給食費もそうですけども、かけていくというような形になります。日本国でも政府でも、高校の無償化とかそういう話も出ています。

教育をこれからの村政の一つの方向に据えて、やっぱりいい人材をここに集めて、そこに教を請う子供たちを、青年たちを集めて、この村をつくっていくというような考え方、これは村長でも教育長でもどちらでも結構ですが、そういったお考えはございませんか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） ご指摘ありがとうございます。子育て、18歳までの青少年も含めて、村としてはやはり地域の皆様の力を借りながら教育をしていくことが一番望ましい形だというふうに考えております。学校だけとか保育園だけ、子育て施設だけで子供たちを見ていくことはできません。

先ほど議員からご指摘がありましたコミュニティ・スクールとか、あるいは中学校の部活指導、外部指導者、こういったものは地域の皆様にお手伝いをさせていただく、支援をいただいて初めて子育ての教育ができるというふうに考えております。

今後、地域のいろんな人材が白馬にいますから、そういった人を活用しながら子育てに邁進していきたい、そんな気持ちでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 今教育長おっしゃったとおり、私も同じ意見でございます。

行政側としてはやはり優先事項として、教育の環境整備、また子育て支援というところで、どうしても財源というところが出てくるわけですが、やはりこちらに多くの財源を振り当てられるような努力をしていきたいというふうに思っていますので、財源の確保、また、昨今出てきております受益者負担という考え方からいきますと、特に観光面に関しては、ぜひその分野で独立していただいて、しっかりとそちらで財源を確保していただいて、村のほうではそういった住民福祉、教育、子育て支援といったところに独自財源を充てれるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） ぜひ教育環境を整えていただいて、地元のここで生まれた「はくばっ子」だけではなくて、日本中、世界中から、この地で教を請いたいというような人をぜひ集めるような環境をつくっていただきたいなと。私は、そういう素材は十分ここに整っているというふうに思っています。あとはやる気だけです。

それから、もう一つ、地域の中の先導的役割というのはいろんな意味があったんですけども、地域の中の、いわゆる団塊の世代の人たちがだんだん年齢が高くなって、第一線から退き、次の世代、我々も含めてということなるかなと思うんですけども、こういった人たちが非常に少なくなっています。

「担い手」という言葉になってしまえばそれまでなんですけども、やはり地域をまとめながらやっていく人たちというのは、それなりに各地域におられて、そういう人たちにお願いをされていて、いろんな問題を解決していくというような形を取っていました。「議員」も、実はそういう立場の中の私は一人かなというふうに思っています。

これがなかなか人が成り手不足というような状況で、本来でありましたら議会の中で、今の議員定数が今12人です。これが正しいかどうかというのをちゃんと議論しなきゃならなかったんですけど、なかなかそういった機会も今回なくて、現在に至っているんですけども。

報酬の問題、例えば生坂村では、30代の人になってもらいたいということで報酬を上げたりなんかして、これがうまくいかず、また報酬が残ったというような話もあります。

行政にこれを聞いてみても、ある意味仕方がないことなのかもしれませんが、議員の定数問題であつたり、報酬、それから各地域の、村長のほうでは「担い手」というような言い方していますが、いわゆる「地域のリーダー」ですよね。こういったものをやっぱりつくっていく素地というのは必要だと私は思っているんですが、そこらあたりどのように行政はお考えになっているかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） それでは、私のほうから、特に議会の定数の関係のお話がありましたので、

私のほうから回答させていただきたいと思いますが、まず、津滝議員おっしゃったとおり、村と議会というのは、まず実施機関が別だということは、議員おっしゃるとおりかと思います。

定数なのか報酬なのかという点につきましては、一般論の進め方としては、やはり現状の分析を、もちろん議会の中でということになるかと思いますが、現状の分析をしていただくという作業がまず必須かと思います。

そこで議会の中での議論が進み、住民の意見等が求めるのかどうなのかということはあるかとは思いますが、その先に、先ほども生坂村の例がありましたが、報酬の問題なのか定数の問題なのか、ここで必要な手続等について村のほうにご相談をいただければ、それなりの機関が、諮問機関等がありますので、そういう中での審議ということはご協力のほうはできると思いますが、行政が率先してという点については、先ほど冒頭申し上げたとおり実施機関が別なので、それについては議会の中で議論していただくのがよろしいのかなというふうに思います。

あと地域のリーダーというところですけども、私も地区の中には先輩方いて、非常に問題解決能力の高い方という方もいらっしゃいます。

「かつて」という言葉を使わせていただきますと、そういう方が議会に出るとか、それは地区推薦であるとか、いろんな形態があろうかとは思いますが、最近の情勢でいきますと、いわゆるそれにこだわらず議会に出るというような方もおりますので、議会は議会人としての立ち位置があり、地域においては地域の中のリーダーシップを発揮できる人、これが議会になればいけないかどうかという部分は、その地区の考え方にもよるとは思いますので、そこら辺は使い分けをしつつ、地区の中でリーダーが少なくなってきたところを、どういうふうに行政のほうでもフォローしていくのかというのは、やはり行政区のしっかりとした組織を活用していただくという部分では、行政のほうは協力しなければいけないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 議員のことについては、当然議会ということになるかと思いますが。4月の新たな議員を選ぶ選挙においては、議員定数、報酬、今これから私が話していくような村政の方針的なことが、やっぱり選挙のときの課題になっていくということだと私は思っていますので、次、選挙に、テレビを見ている人も含めてなんですけれども、出られる方は、しっかりその辺りのところを捉えて、住民の皆さんともよく検討していただいて、自分の意見を持っていただきたいなというふうに思うところであります。

私は、ほかの地域のところの話を聞きますと、そのリーダーをつくっていくというところ、昔は、私もそういう組織にいましたけれども、青年会議所というのが地元にありました。そこで、いろいろな地域のことを学んだり、人との関わりを学んだり、異業種の交流があったりというようなこともありました。今、そういったものはないです。

じゃあ、ほかにそういった組織があるのかということ、これもまた、今ないのが実情であります。

例えば、この間、小布施で長野県内一番若い町長さんができましたけど、小布施町のほうでは、小布施村民会議なるものが、若者会議になるものがあって、そういったものを通じて、これからの小布施をどうしようかというようなことをいろいろ考えてきたと。

実は、その中の取りまとめ役をやっていた人が、今度、町長になられたということです。役場の職員にもなったりなんかしたというような経緯もあるんですけども。

白馬村では、今年、第6次総合計画を策定していきます。こういった場を通じて、今、言うような若い人たちを中心に、50代まで入るかどうかは別として、若い人たちを中心に、この地域の将来を考えていくような場、それが、もう少し行政が、最初はどこかでやらなきゃいけないと思っているので、行政がやっぱりある程度、主導的に、どこかで、またそれはそちらのほうに、自主的に動いていただけるような、もうなくなるのではなくて、それを機会にそういったリーダーをつくっていく、リーダーをつくるって、無理やりつくっていくわけじゃないので、そういう意識を持った人たちを多くしていくということに、つながっていくんじゃないかなと思うんですけど、村長、どうですか。そういったお考えは。新たな何か村づくりをしていく村民会議のようなものを幾つかつくって。特に女性の集まりも、もうなくなっちゃいました。若い人たちもそうなんです。そういう会をつくるつもりはありませんか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） まさに先ほど、津滝議員おっしゃったように、来年度が次期総合計画の、具体的にいろいろな会議を開いていく時期になってきますので、その中で層別というか、例えば若者に絞った会議ですとか、女性というくりにするかどうかは別ですけども、いろいろな幅広い層に合わせた会議、またそれが実際に集まるか、ズームになるかとか、その辺は担当課と相談していきたいと思いますけれども、多くの皆様の意見を集約することが、一番の命題となってくるので、幅広い世代にアプローチをかける中で、先ほど言ったような区分けをして、開催したいという思いはございます。

その中で、まさにその次のことを考えるということで、リーダーみたいなものが生まれてくれば、それは一つ成果だと思いますけれども、そのリーダーをつくるというよりは、皆さんの意見を集約していく中で、皆さんの意思をまとめ上げるような人が、そういった中で出来上がってくると、それはありがたいなというふうには思いますけれども、現在のところは私のほうとしては、まずは多くの住民の皆さんの意見を集められる場を、できる限り多く持ちたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 今、第6次総合計画のほうの、今、話に移らせていただきましたけれども、これからの村政方針を、村長の「公約」という中に、一番大きな柱となっているのが、「持続可能

な次の白馬へ！」という大きなスローガンを掲げています。

今の白馬村のスローガンは、5次のスローガンですけれども、いわゆる白馬の豊かさとは何か、多様であることから交流し学び合い成長する村というような形になっています。

先ほどの、私、そういった村民が集うという言い方が、言葉が合っているかどうか分かりませんが、村のことを真剣にみんなでいろいろ聞く、論ずる、そして次の時代をつくっていくという会議体です。それこそ、いろんな多様な人が集まって、交流し学び合い成長する村だと私は思っているんです。

外国人の方も、外国人とひとくくりにしないで、国籍の違う方々というふうに言ったほうがいいかもしれません。若い人、年配の人、昔からここに住んでいる人、新たに住み始めた人、隣り合わせて、これはみんな、今、住んでいるわけであります。

こういうものを妨げていくと、どこかの国のように、かなり右寄りの話になっていってしまっ、これはまたこれでいかなものかというような話になってしまうわけですけど、やっぱり、このスローガンにしているものがある。その最終年度が今年ということになっているんですけど、次の年度に向けて、それこそ持続可能にしていくために、もう一度聞きますけど、そういうことはやりませんか。私は、かなり成果が出るかなというふうに思っているんですけど、いかがでしょう。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 先ほどと、ちょっと同じような答弁になってしまいますけれども、私としては、数多くの皆さんが集まる機会をつくりたいというふうに思っております。

実際に、その小布施のような若者会議という形態という言い方はできないかもしれませんが、その中には、それと同じような形態になる会議もあろうかと思しますので、決して、そういったものをつくる予定がないというものではなくて、幅広く開催する中で、似たようなものができればいいと思いますし、またその中から、それこそ次世代のリーダーといったような方たちが育ってきていただければ、私としてもありがたいと思いますので、数多くの皆さんとの話合いの機会をつくる中で、そのような機会が生まれてくることを、期待はしているところでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） まちづくり村民会議、勝手に私が名前をつけていますけど、ここに多くの住民を集めて、毎回人が変わっても、私はいいのかなというふうに思っています。

これは、いわゆる村政に協力してもらっていく、それから逆に、行政のほうからいろいろお願いして、特にお金がかかる問題なんかについては、調整をしなきゃならないということも、前回のときも、土地の世襲の問題とか、そういうような話もありましたけれども、こういった合意形成をつくっていくときには、やっぱりそういったものが必要になります。ぜひ、そういう足がかりになるものでありますので、前向きに考えていただくよう、よろしくお願いします。

今後の方針の中の一つ、今年も大きな柱の一つしています、「ゼロカーボン」という言葉を使っていますが。私は「カーボンニュートラル」という名前で、いつも考えています。

そもそも白馬村が非常事態宣言をやって、こういった村にするということにしたわけですが、私は、これは必要なことだと思っているし、世界的な流れの中にあるのだと。だけど、やっぱり白馬村のこの人口、9,000にも満たない村が、そこそこのことをやってみても、ゼロカーボンには当然なり得ないし、取り組むこと自体は意義があることだと思うんですけど、そこはいかなものかなというふうに思っている側の人間です。

ですが、私も農業をやりながら、実は農業というのは、CO₂をかなり排出していて、唯一日本の中でカーボンの取引できるのは農業が、今、唯一取引できるような形に今なっていて、私も取り組んではいますが。何か、それを殊さらながらに声高に言うことでもないのかなと私は思っています。

GXの担当官も入れたりなんかしてやっていますけれども、実は議会側に、いろいろこのGXのことについて説明を受けたのは、たった2回ほどです。もう少し議会にいろんな話をしても、私はよかったんじゃないかなと思っているんです。これが一点。

それから、もう一つは、これは議会側に問題があったのかもしれないし、行政側に問題があったのかもしれませんが、お互いに意思の疎通ができず、環境条例の理念の部分が抜け落ちています。

私がいるこの4年間の中で、新たに制定するというような動きは一切ありませんでした。ぜひ、このなき理念、やっぱり、もし村長、これを一生懸命やるとするならば、つくらないと私は駄目だと思っています。

今年度、年度が変わってから、ぜひそういったことも考えていただきたいなというふうに思いますが、どうしても、どうでしょう。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） まず、前段の部分に関しまして、カーボンニュートラル、いわゆる脱炭素の取組に関してですが、議員がおっしゃるとおり、白馬村だけで実際にこれを行なったところで、実際のその気候変動自体が、ここの村だけで止められるものではないというふうに当然に考えておりますし、ここだけ取り組んで、ここの平均気温が1度下がるものでもないというふうに考えております。

ですので、こういった活動をするかというところは、行政側でも非常に慎重というか精査しなくてはいけないということで、まず、全ての皆さんに意識いただいて、できることに取り組んでいたことが最前提ではありますけれども、その中でも行政としては、特にエネルギーの削減につながるようなもの、実際に住民の皆さんが、その活動を行なうことによって、コストカットにもつながるといったようなものに、より重きを置いて考えているところでございます。

また、GX統括官からの説明が不足していたということに関しては、ちょっと我々も、これで反

省材料として、より、そうした説明の機会、活動の機会というものを、議会にまた報告できるよう、検討していきたいというふうに思います。

それから、環境基本条例についてですけれども、やはり議会の否決という、私が就任して最初の議会でしたけれども、否決ということは重い判断だというふうに私は思っておりますので、それに関して、ただ、なくてはいけない条例だというふうに私自身も感じております。

これだけ環境のことを声高に、村としては訴えて取り組んできておりますので、この条例が抜け落ちてしまっていては、やはり整合性や説得力がないものだというふうに感じますので、ただ、あくまで否決をされた、議会のほうでされたということは、重い判断だと受け止めておりますので、しっかりとこれが可決いただけるようなものに、こちらでつくり上げて、できれば早い段階で上程したいというふうには考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は、答弁も含めあと3分30秒です。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） ぜひ、理念なきものは、やはり、何も私は前へ進まないと思っています。どちらに責任があるないに関わらず、やっぱり必要なものは必要だというようなことで、条例の制定をよろしく願いたいなと思います。

併せて、まだ骨格も決まっておりますが自治基本条例、これも、一応今回の第6次総合計画において一緒に考えていくというような話もありましたので、ぜひよろしく願いたいなというふうに思います。

それ以外に、白馬村の中で課題となっている問題はたくさんあります。ユーチューブでも、「白馬村の課題」と上げると、どわっと、もう恐ろしいぐらい出てきます。それだけ注目されている地域でありますので、ぜひ、いい村にしていっていただくと。

いい村にするために、何が私は大事かと。私の今回、公約の中に上げている言葉の中に「ウェルビーイング」という言葉があります。ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念、幸福感ということです。

どこぞの話とよく似ていることなんですけれども、いわゆる住民の福祉というと、やっぱり最後は幸福感ということになります。みんな幸福感には、それぞれ捉え方がいろいろ違います。違いますが、そここのところの利害を十分調整してやっていくのが、そして結論を導き出すのが、やっぱりこれは政治であったり、行政の仕事であったり、我々議員の仕事であったりするかなというふうに思います。

本当に長い間、皆さんにお世話になりまして、最後の一般質問をこれで終わりにさせていただきましても、白馬村がますますご隆盛になられることをご祈念申し上げまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第8番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時05分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第5番加藤ソフィー議員の一般質問を許します。第5番加藤ソフィー議員。

第5番（加藤ソフィー君） 第5番加藤ソフィーです。通告書に従い一般質問をさせていただきます。

住み続けられる村づくり。

近年の地価の上昇や住宅不足などの影響で、Iターン、Uターンをしたくてもできない、または移住をしたが住みづらくて転出してしまうというケースが見受けられます。この少子高齢化社会の中で、子育て世代が転出してしまう理由を正確に把握し、早急に対策を取るべきです。

丸山村長が就任してからは、空き家バンクやA I オンデマンドタクシーの運行、新たな小規模保育施設が開園したりと様々な取組もあり、改善された点も多々ありますが、まだまだ解決とは言えないこともあります。

そこで、今まで取り上げてきたことも含め、改めて住まい、子育て支援、公共交通という3つの暮らしにまつわることで、以下のことについてお伺いします。

第6次総合計画の策定に向けた村民アンケートの中で、この村に住み続けたいかという問いの集計結果を教えてください。

住宅不足の問題は、まだまだ解決にはほど遠い状態で、一刻も早い対策が必要です。来年度はどのような施策を予定していますか。

3、この冬の待機児童は何名か。ゼロ歳児からの未満児保育のニーズは、今後ますます増えていくと思われていますが、今後の対応は。

4、新たな子育て支援施設と公園整備の進捗状況は。

5、車がない若年層や高齢者層にとって、決して交通の便がいいとは言えない本村に長く住み続けるためには、通学や通院など、自治体をまたぐ広域公共交通は非常に重要となってきますが、どのように考えていますか。

6、村外へ通う高校生とその家族への支援は、どのようなものがありますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 加藤ソフィー議員からは、住み続けられる村づくりについて、6項目のご質問をいただきましたので順次答弁いたします。

まず、1点目の第6次総合計画策定に向けた村民アンケートについてですが、18歳以上の村民2,000名を無作為に抽出し、10月に調査票を発送し、874名から回答をいただき、回答率は43.7%でした。

アンケートの問い34におきまして、今後も白馬村に住み続けたいですかという問いを設け、「1. できるだけ住み続けたい」「2. どちらとも言えない」「3. 白馬村外に転出したい」の3つの選択肢から選んでもらう形で回答をいただいています。

「1. できるだけ住み続けたい」と回答した人が524名で60%、「2. どちらとも言えない」と回答した人が216名で24.7%、「3. 白馬村外に転出したい」という回答した人が109名で12.5%、無回答が25名で2.9%という結果でした。

また、直後の問い35で、「1. できるだけ住み続けたい」または「3. 白馬村外に転出したい」と回答した人を対象に、その理由を回答していただいています。

どちらも選択肢として、「1. 自然環境」「2. 家族や親戚・知人」「3. 地域コミュニティ」「4. 仕事」「5. 医療・福祉」「6. 子育て・教育環境」「7. 利便性」「8. 雪」「9. その他」を設け複数選択を可能としました。

「1. できるだけ住み続けたい」と回答した人については、自然環境を理由とする人が約78%で最も多く、次いで「家族や親戚・知人」が41%でした。

「3. 白馬村外に転出したい」と回答した人については、「雪」が64.2%で最多であり、次に利便性が41.3%、「医療・福祉」が30.3%となっています。

また、「1. できるだけ住み続けたい」と回答された方は、30代及び70代以上で多い傾向にあり、土地や住宅等を所有している方や行政に興味・関心がある方、地域への帰属意識が高い方ほど、その意思を有しているという傾向が見られました。

次に、2点目の住宅不足に対する来年度予定する施策についてお答えします。

初めに、令和6年10月にトライアル運用をスタートした白馬村空き家・空き地バンク制度の運用状況について説明します。

所有者説明会等を経て、昨年10月に運用をスタートさせた本制度は、令和7年2月20日までに登録申請のあった件数は3件、うち1件は申請条件を満たしていなかったため一旦取下げとなり、残る2件の案件について、現在、不動産業を営む登録媒介者へ情報を提供し、希望者とのマッチングに向けた交渉や手続が進んでいるところです。

一方で、事前の調査結果から把握した登録対象物件は189件であるのに対し、空き家・空き地バンク制度への相談や申請件数が少ないといった状況があることから、さらなる空き家等オーナーに対しての制度の周知と、制度活用の提案説明を積極的に行なうことで、制度の充実に努めていく必要があると考えています。

こうした状況を踏まえつつ、次年度の取組としては、年度当初の固定資産税納税通知書に制度の啓発チラシを封入し、登録物件の拡充に努めることとしています。

また、対象物件の立地や物件の状況、状態を勘案しながら、該当する空き家等オーナーへコンタクトを試み、その後、必要に応じて司法書士や解体事業者といった関係する専門家のアドバイスを

受けられる相談会を随時開催しながら、物件提供に前向きになれる環境整備に着手することで、掘り起こし物件の開拓を行なう予定です。

併せて、空き家や空き地を探している人の情報から、空き家等オーナーが利用者を選択できる仕組み、いわゆる「さかさまバンク制度」を構築し、従来の制度と併用した運用を図ることで、さらなる物件の流通の促進を図りたいと考えます。

そのほか、対象物件のオーナーの理解と同意が実施の前提条件ではありますが、移住希望者に向け、対象空き家の修繕体験を行ないながら、空き家等オーナーとのつながりはもちろん、地域と移住希望者とがつながる移住定住イベントを開催できればと考えているところです。

また、住宅不足解消策の新たな取組事項として、白馬村土地開発公社を活用した公有地の売買と併せた住宅用地の造成、新築住宅の建設及び公営事業としての可能性調査等を検討することとしています。

次に、3点目のこの冬の待機児童と今後の対応についてお答えします。

最初に、この冬の待機児童ですが、保育所等利用待機児童数調査要領では、待機児童とは調査日時点で保育所等の利用の申込みをしているが利用していない児童とし、通常4月1日が調査日になっています。

そのため、今回の回答でお答えする待機児童とは、正式な調査に用いる待機児童数ではないことを申し添えさせていただきます。

毎月の入園審査において、1歳児及び2歳児は、希望する全員が入園できておりますが、ゼロ歳児の待機児童数は11月3名、12月3名、1月3名、2月1名で、2月末現在10名です。

ゼロ歳児からの未満児保育のニーズは、今後ますます増えていくと思われることに対する今後の対応についてですが、令和4年度から段階的に3歳未満児の受入れ施設を整備した結果、30名分が増加しております。

白馬村でも乳幼児数は減少傾向ですが、出産後も育児と仕事を両立したいと考える家庭が多く、観光地である白馬村には就労する場があり、子育て世代が担い手として必要とされていることも事実です。

3歳未満児の受入れ数を増やすためには、保育士の確保が欠かせませんが、育児休業者がいたり、新規の保育士の募集が少ない状況で、慢性的な保育士不足が続いています。

そのため、令和7年度から保育所支援システム「コドモン」を導入し、保育士の事務や連絡業務などの負担軽減につながることを期待しています。

また、津滝議員の答弁でも触れました保育士移住支援事業補助金制度の新設により、保育士確保の一翼を担えたらと考えています。

現在、サンライズキッズ保育園白馬園、ファミリアhakuba、信学会白馬幼稚園では、30名の3歳未満児が利用していますが、各家庭の子育て方針に合う入園先を選択することができ

るようになり、保護者に大変好評です。

そのため、今後も出生数や未満児保育を希望する家庭の数等の状況を見ながら、民間事業者の力を借りて、保育施設の誘致を検討することも一案であると考えます。

次に、4点目の新たな子育て支援施設と公園整備の進捗状況についてお答えします。

長年検討してまいりました図書館等複合施設につき、老朽化している子育て施設を先行して整備することになりましたので、現子育て支援ルーム用地に加えて、西側地域を含めて計画できるかを設計業者に委託し、現況平面図や縦横断図を基に、専門家の見地から施設の配置計画に着手しました。

その検討課程における開発行為に伴う許認可関係において、結果として整備方針を分けた図書館の具体的な用途、配置等の計画を策定しないと、計画する敷地の配置計画に際しての課題が生じました。

同時に2施設の計画を立てることは、不確定要素が多く現実的ではなく、その課題解決と、先行する子育て施設の整備年度を勘案して、配置計画を再検討しました。

この件につきましては、今会期中の委員会で詳しく説明させていただきます。

次に、5点目の自治体をまたぐ広域公共交通についてお答えします。

昨年11月、長野県地域公共交通計画の策定や計画に基づく取組を実施し、官民連携の下、持続可能な社会を支える地域公共交通システムの構築を目指す、公共交通活性化協議会北アルプス地域別部会の委員構成が変更され、これまでの各市町村の担当部局の係長に代わり、市町村長、地域振興局長、国土交通省北陸新越運輸局長野運輸支局長が委員に加わることとなりました。

変更理由は、意思決定ができる者により協議等決定を行ない、議論を加速化させる狙いがあるものと認識しています。

この地域別部会は、令和6年6月に策定された長野県地域公共交通計画の実施や、地域内の生活交通の確保対策等について協議するため設置されたもので、生活交通に係る輸送サービスの形態と水準や、公的支援の在り方を協議します。

報道にありましたとおり、長野県は移動サービスを保証すると発表しました。

公共交通等を利用しての通院については、圏域の中核的な医療機関に午前中に通院でき、午後の早い時間帯に帰宅できること。通学については、圏域内の高校に始業前に通学でき、授業終了後、課外活動終了後に帰宅できること。観光については、鉄道駅や宿泊施設から圏域内の主要な観光地へアクセスできることを保証するとしています。

また、これらの実現のために保証すべきサービスの品質として、全県の交通機関で交通系ICカードが利用できる決済環境の整備や、主要な交通結節点において、快適な待合を整備する拠点整備を行なうとしており、これらを地域ごとに議論し、具体的な取組を広域ごとにまとめ、令和7年度末までに県の公共交通計画を改定する予定としています。

県の公共交通計画では、北アルプス地域の課題について、以下が挙げられています。

1点目は、通院や通学に市町村域を超えた移動が必要な高齢者や高校生などに向けて、鉄道を補完する県域内の市町村域をまたぐ広域的な路線の構築、充実に向けた検討が必要なこと。

2点目は、J R大糸線の主要駅から、周辺の生活関連施設や環境拠点にアクセスする二次交通を充実させる必要があるとされています。

白馬村においては、A I オンデマンドタクシーの運行で、2点目の課題のJ R大糸線の各駅からの二次交通については、一定の整備を実施したものと考えます。

1点目の課題である通院・通学については、村でも3月に策定予定の白馬村地域公共交通計画において、村内外への移動手段であるJ R大糸線の利便性向上、観光利用者数の増加を目標として掲げる予定であります。

また、広域移動手段の構築に向け、県や関連自治体等と協力しての施策検討が必要と考えています。

まずは、県の公共交通計画改定に係る協議の中で、その議論の方向性を見ながら、村民の最適な移動手段の構築に向け、具体的施策の検討を進める予定であります。

最後に、6点目の村外へ通う高校生と、その家族への支援についてのご質問です。

白馬村では、白馬村私立高等学校生徒奨学補助金交付要項に基づき、私立高校に通学する家庭に年額2万円を補助しています。

県内の市町村では、公立私立を問わず通学定期の補助等を行なっているところもございますが、白馬村では、公立高校へ通学する家庭への補助は行なっていません。

補助を行なっている市町村の中には、市町村内に高校がなく、全ての生徒が他市町村に通う事情があったり、市町村合併により遠距離になっているなどの事情があるように見受けられます。

現在、国では私立高校の授業費無償化なども議論されていることから、村としても、国県の動向や経済情勢を注視していきたいと考えています。

以上、加藤ソフィー議員のご質問への答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） では、まずは住まい不足のことから再質問に入らせていただきます。

この住まい不足、住宅不足は、もう本当に聞き飽きたというくらい、いろんなところで聞かれています。それほど重要な課題ですので、やはり、議員の中でも、いろんな人が質問していると思いますけれども、これはいろんな切り口で、議員として求めていくことだと思いますので、ここはしっかりと質問させていただきたいと思います。

今回、村長答弁には出てこなかったかと思うんですけれども、来年度、その移住定住の促進というところで関係人口の創出というところがあります。

そこで移住者、住みたいという人を増やしていくということもあると思いますし、地域の中に

溶け込んで活動する移住者を増やしていくということだと思うんですけども、そういうことをしても、やっぱり移住したいという人をこれ以上増やしても、住む場所、受皿がないんです。

そこら辺に関しては、今回、関係人口の創出とか移住定住の施策の中で、そういったソフトの部分というところに力を入れているように見えるんですけども、その受皿に関してはどう考えているのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） ご答弁いたします。

予算の概要等でも移住定住施策の中に、今、加藤議員おっしゃったような関係人口の創出というようなものも含めておりますけれども、まさしく、この住宅がないという部分の施策につきましては、同じ切り口では分け入るんですけども、考え方としては全く別であります。

特に、この住宅の施策につきましては、先ほど村長の答弁のほうにもありましたけれども、一応、我々としては4つのフェーズといいますか、重点で考えておりまして、まずは空き家の取組、今年度から始めた空き家バンクですとか、そういった取組を周知して、空き家のオーナーに認知を得る施策。次の段階としましては、空き家オーナーが実際に、物件の提供に前向きになってもらえるような施策。今度は移住者に向けた施策としまして、主にスポット的な施策と、それを継続していくような施策。大きくはこの4つに分けております。

村長の答弁の中で言いました、例えば空き家のオーナーに、この空き家バンクの制度を周知する施策としては、固定資産税の納税通知書の中に、そういった説明文を加えるですとか、あるいは今回、地区懇談会では、この空き家バンクの制度を全地区に説明をしました。

こういったことで、各地区、行政区からの情報提供や協力、こういったものを考えております。

また、今後は成功事例というようなものを発信して、周知を図っていくというようなことも考えております。

空き家オーナーが実際に、じゃあ、その物件提供に前向きになる施策はどんなものがあつたらいいかと。やはり、相談会の実施ですとか専門家との連携、あるいは、これは予算化はしていないんですけども、空き家を持っている方の、一番前向きに提供ができない理由としては、残地物件の片づけ、これが一番ネックになると言っているようなこともございますので、この辺をどういった施策を打っていけるのか、実際に補助を出しているという自治体もございますので、この辺の課題解決ということも考えております。

あと、今度、移住者向けのものとしましては、今、うちのほうの地域おこしのほうが先進地ということで、立科町あるいは辰野町のほうに視察に行つて、これは予算化しておりますけれども、空き家を修繕、いわゆるDIYを活用した空き家の修繕みたいなものをワークショップ形式でやっていると。これが非常に効果が出ているということなので、そんなものは令和7年度に予定しているところでございます。

あと、継続する政策としては、今、運用しているのは空き家バンクに加えて、さかさまバンクの活用ですとか、将来的には村民シェアハウスの運営ですとかモデルハウスの建設、こういったことも視野に入れながら、新年度については、さらに研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 住まい不足の問題に関しては、空き家を活用していくというふうに進んでいるということだと思うんですけど、動きが遅いと思います。

空き家バンクをつくる前にも、計画、いろいろ動き出していて、その中で空き家バンクに登録するのは、ハードルが高いというのは、もう既に分かっていたことで、そのときに、計画をつくるときに、周知の方法ですとか補助金を出す、その空き家バンクに登録するなら、片づけにかかった費用を一部助成しますよとか、そういうインセンティブというのを、もう最初からつけた段階、つけて、空き家バンクを創設しなければならなかったと思うんですけど、その点に関してはいかがですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

当然、それが理想でございますけれども、今年度に空き家の計画を策定しまして、さらに空き家バンクを立ち上げた。今年度については、一応、試験的運用というようなこともございまして、その組織を確立するということに趣を踏んできました。

それが今、課題と、私が先ほど言いました課題に予算が伴っていないということは事実でございますけれども、それを今後に生かして、加速度的に進めてまいりたいというのが今の気持ちでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） そこは、ぜひスピード感を持って、対策をしてほしいというところがあります。

やはり、眠っている空き家の持ち主の気持ちになってみますと、今おっしゃったように、掃除したり捨てたりという労力、時間とか、あと水回りの修繕ですとか、そういったところに、やっぱりお金も労力もかかってくる、そこが一番ネックだと思います。

そこを売るとまではいなくても、賃貸に出していただくという、そこのお手伝いをするのが、村で空き家バンクをつくった意味だと思いますので、そこは、ぜひお手伝いがしっかりできるような制度にしてほしいと思います。

空き家の修繕のDIYを、イベントですかね、を行なうということなんですけれども、そちらは

こういった形で行なうのか、財源は何なのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えいたします。

地域おこし協力隊のほうでは、立科町がその点について、県の元気づくり支援金を使って活動していると。また、白馬村と状況が似通っている、いわゆる空き家はあるんですけども、なかなかそれが提供していただけない、立科町のほうに移住したくても住むところがない。全く同様な悩みを抱えているというところで、そちらのほうにも伺いました。

新年度予算では200万円でしたか、委託料で持っているかと思えますけれども、これは単独の事業でございます。国とか県の補助金は頂いておりません。

組立てとしましては、いわゆる参加型ワークショップということですので、移住希望者のある方が、基本的なDIYについて何回かのワークショップで学んでいくというのは当然なんですけれども、空き家の所有者の方もそれに参加していただいて、広く地域の方が、このワークショップを通じて、DIYしていけないところを直して住んでいくというところの意識の醸成というところも、深く考えているところです。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 国のほうで空き家の活用に対する補助金というのは、もう、ずっと何年も出ていると思うんですけども、そちらは取りに行かないのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 国のほうの補助金についてお答えいたします。

今年度、空き家対策計画が策定できましたので、これでようやく国の補助金のほうに手を上げるという条件がそろいました。

この補助金の制度も多岐にわたる制度でございますので、十分に、令和7年度中に検討いたしまして、令和8年度に向けては、それぞれのメニューを考え、あるいはうちの村にとって有効的なものを、それを取捨選択をしてあげていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） せっかく国で補助金、出ているので、そちらはぜひ活用していただきたいと思います。

空き家バンクは、やはり所有者へのコンタクトというのが非常に大事になってくると思うんです。前にも質問したと思うんですけど、地域おこし協力隊がそれを担っているわけですね。

やっぱり、地域おこし協力隊、今、移住定住を担当している地域おこし協力隊は、自分も移住者で、自分も移住者なんだけど、入ってすぐに移住者の相談を受けるという状態になっていると思

います。そこに関しては、どう考えているのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えいたします。

メリットとすれば、自分も白馬村が好きで白馬に移住したい、そんな中で白馬村の地域おこし協力隊に応募していただいたところでは、白馬に住みたい、白馬で働きたいというところの共通部分は、かなりあるかと思います。

デメリットとしては、当然、従来から白馬に住んで、大切に住んできた家屋を手放す、そういったところの気持ちには、なかなか行ってすぐに、心も打ち解けて話し合えるという関係にはなっておりません。

我々も、総務課の一つの係の中に地域おこし協力隊を迎えているわけで、完全に独立して仕事をしなさいと言っているわけではないので、そこには同僚、あるいは係長もおりますし、上には私もおりますので、それぞれのメリットを生かしながら、スピーディーに協力して連携してやっていくというように、今も努めておりますし、今後も努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） ぜひ、その地域おこし協力隊が、足りない職員のただの穴埋めにならないように、その方のいいところを伸ばせるように、職員と一緒にその移住定住、地域おこし協力隊が担当だからって投げないで、一緒にやってほしいと思います。

次に、土地開発公社の話が出てきたと思うんですけども、こちら、12月、同僚議員も一般質問でちょっと触れていたと思うんですが、こちらの可能性調査というのは、どのように進めていくのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 土地開発公社のご質問でありますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず基本的な考えとしては、村有地を活用した住宅分譲というのが土地開発公社で可能なので、これについては研究を進めていくということになろうかと思います。

一つの例でいくと、公有地プラス民有地を確保することで、ある程度一定の造成面積が取れるのであれば、それを計画区域として分譲する際には、いわゆる造成費を含めた土地開発公社としての改修費用は、低く抑えられるというメリットが出てこようかと思います。

一方で民間の土地を取得、多く取得するようになると、結局は市場価格プラス造成費ということになってくるので、じゃあ民間の開発と何が違ってくるのかということになると、土地開発公社でいくと、売買自体はその価格、借入れに対する債務保証というのは村が行なうべきものなので、一定の要件、それをどう解釈できるのかというところが、少し研究材料として残っております。

そこは研究しつつ、当面の考え方としては、村有地を活用した住宅分譲というところに着手をしていきたいということを考えていることでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） そちらも、その空き家バンク、空き家の活用と併せて、やはり、すぐにも取りかかっていたきたい。

もう、庁内でもんではいると思いますけれども、そちらを具体的に、その移住施策、困っている子育て世代ですとか、白馬に住みたいけど住めない。私の同級生の中でも、戻ってきたいけど見つからず大町に住んでいるという方、いらっしゃいますし、本当にそういう戻ってきたい人がいっぱいいる中で、住宅、土地もその人たちにわたらないというのは、非常にこれからの白馬にとって、デメリットでしかないと思いますので、ぜひお願いいたします。

次に、待機児童のことについてお伺いします。

こちら、この冬、ゼロ歳児が非常に今回多かったっていうのもあると思います。ですが、白馬村はやはり個人事業主が多くて、個人事業主は産休もないんです。産休もなければ育休制度もない中で、すぐにも働き出したいっていう女性が多いと思います。

その中で、そのニーズが増えていくんじゃないかと思うんです。年間、例えば40名、45名とか想定され、出生数が想定されていると思うんですけども、その中で半分がもし希望したとしたら20名になるわけです。そういった、今後増えていくっていう考え方をされているのかどうかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。内山子育て支援課長。

子育て支援課長（内山明子君） ゼロ歳児が増えていくかというご質問にお答えいたします。

ゼロ歳児につきましては、議員のおっしゃるように、今後とも入所の希望は増えていくと考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 増えていくのは間違いないかなと思います。ですが、第3期のこども計画の中では、どうも希望人数16名で横ばいの予想がされているんですけど、こちら、どのように考えた計画なのかということと、あとは今年みたいに冬だけニーズが上がるっていうことも白馬は十分考えられると思うんですが、そこに対してどのように考えているかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。内山子育て支援課長。

子育て支援課長（内山明子君） お答えします。

第3期も需要と供給も見越して、今年と、今と同じような形の人数で出しているのは確かです。もしかしたら、もう少し多くしてもよかったのかもしれませんが。

ただ、ゼロ歳児につきましては、その時々のお出生の人数の様子に、年時の様子にもありますし、

あとは年によっては家庭保育を希望する方もいるので、その辺で平均的なところで「16名」という形で出させていただきました。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。内山子育て支援課長。

子育て支援課長（内山明子君） お願いします。冬だけ増加するケースというのも、もちろんあると思っておりますけれども、どうしてもゼロ歳児は、年齢の特徴からいって、預けられる時期というのが4月からってことではなくて、だんだんに誕生月を迎えて積み重なっていくということがあるので、どうしてもその預かっている人数と、預けたい人数というところがマックスになってくるのが冬というところになっているところが、ちょっとどうしても、制度上というか難しいところかなと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 予想ができていますのであれば、やはり、その対策というのはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

やっぱり保育士不足が続いているということで、今回、保育士移住支援を行なっていくということなんですけども、こちらは具体的にどのようなことをやるのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。内山子育て支援課長。

子育て支援課長（内山明子君） お答えします。

保育士移住支援事業は、長野県のほうでもその要項をつくっておりまして、県外から移住をした保育士に、県と村と2分の1ずつの移住に係る、生活を変えていただくということに対しての補助金を支給する事業です。

以上です。

議長（太田伸子君） 丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 金額に関しては、30万、30万の合計60万円になります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 保育士移住支援に取りかかるということで、非常にいいことだと思うんですが、やはりどこに住むんですかということに戻ってくると思います。

なので、やはりその人材集めはいいんですけど、じゃあ、どこに住むんですかっていうところに来るので、最重要はやはり「住まい」だと思います。

保育士が来るにも、住まいがないと保育士も来れないというところがありますので、ぜひお願いします。

子育て支援施設のほうに入りたいと思います。

こちら、9月に補正予算で採択された測量設計がありますけど、220万円。こちらで、先ほど

の答弁ですと、図書館の詳細が決まらなければ前に進まないという認識でよろしいですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 子育て施設を中心に専門家にご意見を聞いたわけでした、図書館、それから公園施設は、ゆくゆく将来的にはもちろん考えているんですが、今回の設計では、主に子育て施設を中心に考えております。

やはり、専門家に聞いてよかったことは、やはり工事環境とか、それから子育てをするための環境整備みたいなことのご意見をいただきまして、現有施設をどうするかとか、あるいは現有施設をそのままにして造れるかどうかについて、詳細な検討できたことは大変よかったことだと思って、また委員会で詳細を説明させていただきたいと思っています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 今回は子育て支援施設を進めていくということなんですけど、先ほどの答弁では、図書館がどこの配置になるか決まらないういけないうような答弁をされたと思うんですけど、そこら辺、ちょっともう一度お願いできますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、子育ての施設の先行するという部分については、先ほど教育長が答弁した内容のとおりです。

村長答弁の中で申し上げたのは、もともと図書館等複合施設を行なうのに当たり、複合施設から切り離しました。後々図書館については、あのエリアの中で考えていきますというのが最終的な住民説明会で断念をしたときの説明で、これは住民に対して説明をしているというのは一つです。

それを、全体的な構想を考えたときに、図書館の施設自体が図書館のみの施設なのか、付帯施設を、いわゆる付帯機能をつけるのかどうなのかということについては、現時点では固まっていないうところになります。

ですので、全体の計画を、開発的な考えを専門家に見てもらったときに、そこが固まらないうと、やはり開発行為の事務上の内容が固まってこないというところが、村長答弁で申し上げたところなんです。

ちょっと分かりにくい部分があったかもしれませんが、そのため先行していく子育て施設を、どのようにやれることが可能なのかというのが、9月の補正予算でお認めいただいた設計等においてははっきりしたので、今回この定例会の中で、その内容については説明させていただくということで、全体的な考えについては、図書館の中身が決まっていないうので、そこまで計画を立てるということになると、やはり老朽化が進んでいる、先行しなければならない施設が先送りになってしまう、これは避けなければいけないうことで、計画自体については、一旦、現有施設、それと

将来的な用地も含めた中で、一定の進むべき方向性を判断したということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） そしたら、その子育て支援施設を建てる予定のところに、将来的に図書館は建てるのか建てないのかはどちらですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 全体の計画の中は、今、住民説明会の中でも計画のエリアの中に建てるという説明はしていることは事実です。それが、では実施年度がどうなのか、その附帯施設、いわゆる附帯機能をつけるかどうかというところが固まっていない。では実際に、実施年度が固まらないうと、そこのところの設計、いわゆる基本計画には踏み込めないで、現時点でいくと、全体的な土地利用の計画の中では考えてはいますけれども、実施年度については、現時点では未定だということでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 分かりました。その実施年度とか、先送りというところですね。先送りました。「断念」ではなく「先送り」ですから、それを実施年度がいつになるのかというのは、やはり早めに村民は知りたいと思うんです。そこは、いつ出すのか。実施年度にめどをつけるのはいつなのか、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 先ほど副村長のほうで断念と言ったのは、「複合施設としてすぐ整備するということの断念」という意味ですので、あくまで先送りですので、今、加藤議員おっしゃるとおり、将来的なところを考えております。

この実施年度に関してなんですけれども、やはり、この1年間見る中でも、相当にその物価高騰とかが進んでおります。私のほうでも、ふるさと納税等の新たな仕組みをつくって、これまで以上に財源が確保できるような施策を、この1年間でも打ってきたので、ある程度、めどが立つ部分があるかなと思ったんですが、それ以上に、やはり世の中の変動というのが、今、激しい状態ですので、やはりこれに関しては、いつという言い方を今できないのが現状であります。

これは、やはり実際に、本当に予測ができないことがこの1年だけでも起きてきていますので、そういう意味では、やりたい気持ちがすごくありますし、できるだけ早くという気持ちは変わっておりませんけれども、現段階でいつという言い方をして達成できなかったり、それによって、本来優先して必ずやらなければいけない安全等に関する施策ですとか、福祉ができなくなるということは避けなくてははいけませんので、現段階では、あくまで早めに建てたいというところになりますけ

れども、具体的な年がいつになるか、またそれを発表できるのがいつになるかということはお示しできない段階に、状況でございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 来年度、基本設計を行なうということで、子育て支援施設と、あと、公園ですよね。その部分について基本的なものができてくるというところだと思うんですが、その村民に示せる具体的なイメージというのは、いつ出てくるのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） まだ、基本設計をやる業者が、新しい年度でないと決まらないものですから、はっきり時期は言えないですが、新年度予算が通った段階で、設計業者を含めましてどういう形で募集して、どういう形の設計にするか、概要を示した上でいきますので、できるだけ早い時期というふうに言いたいんですが、本当、来年度の予算の限りですので、もう、できるだけ早い時期に村民の皆様にお示しできるような形は取りたいというふうに考えています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） そこで、ぜひ、できるだけ早い時期にお願いしたいのと、あと、子ども・子育て会議も行なわれると思いますので、そのイメージができた段階で、イメージしやすい絵ができた段階で、もう一度、やはり実際に多く利用する子育て世代です。ほかの世代というか、子育て中でない方も利用することは考えると思いますけども、子ども・子育て会議でもう一度、やはり意見を聞いていただきたいと思うんですけども、そこはいかがですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。内山子育て支援課長。

子育て支援課長（内山明子君） 加藤議員おっしゃるように、また今回も、子ども・子育て会議で意見は聞いてはいるんですけども、また追加で聞いていくような機会も考えていきたいと思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。

第5番（加藤ソフィー君） あと何分ですか。

議長（太田伸子君） あと9分30秒です。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 時間が迫ってきましたので、公共交通のほうに移りたいと思いますが、こちらは県が動き出しているというところで、ぜひ、そこに乗っかって、村もどんどん進めていただきたいんですが、一つだけ聞きたいのは、やはり大糸線が運休のときに、この冬、よく運休しましたよね、大雪で。当たり前のように代行がないんです。そこに対しては、村としてどう考えているのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。鈴木観光課長。

観光課長（鈴木広章君） お答えします。

今年、雪の量非常に多いということもあったかと思いますが、2月の末ですか、5時ぐらいに雪出しのため運休が決まり、6時から10時まで運行ができないということがあったかと記憶しております。

この点につきましては、村からも代替運行はしてくださいと、再三申し上げているところですが、車両の確保ができないとか運転手の確保ができないというところで、JR側からは希望に沿ったことはされていないという現状でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） そちらも、やはり高校生だけでなく、通院している方とか車がない方々というのは、本当に苦労されていると思います。

高校生への支援にもつながってくるんですけども、やはり、白馬高がある、白馬高の存続ですとか魅力化のことばかりが気になるとは思います。それも本当にもちろん大事です。

ですが、子供たちの選択肢を狭めてはなりません。高校生で白馬高に通わないと選択した人たちの支援も、やはり同時に必要だと思います。

高校の通学をするのに、大糸線をよく使う方もいらっしゃると思うんですけども、やはり運休してしまったり、もしくは朝練というんですか、に間に合わないので大町まで親が送るとか、そういう家族の負担というのが非常に大きいという声も聞いています。

そこに関して、大糸線がせめて運行しないときにバスを出してあげるとか、そういったことは考えられないのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。鈴木観光課長。

観光課長（鈴木広章君） お答えします。

JR側で計画的にやっていただければ、そういった体制の構築というのも可能かもしれませんが、現状、今年度あったような事象ですと、対応、非常に難しいかなと思っています。

ただ、村長のほうからも答弁申し上げましたけれども、今後、県では高校生ですとか通院の方の移動を保証するというのを申し上げています。これ、非常に重たい言葉だと思っていまして、それだけ重要なことだと思っています。

議論、まだ始まっておりませんので、こちらの議論を見ながら、村でも可能なことを、今後考えていきたいと考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 最後になりましたが、お配りした資料を御覧いただきたいと思います。

最初、1番の質問で質問させていただいた、このアンケートの結果です。

こちらの私が作成したものになりますが、一番下に白馬村があります。こちらの数字は、令和6年度若者アンケートの結果でありますので、今、答弁であったものが比較対象になるかなと思います。60%です、住み続けたいという人が。

この若者アンケート、回答率が18%だったので、ちょっと低すぎるので、あんまり対象にはならないかなと思うんですけど、あんまり変わらないです。60%くらいっていうことですよ、住み続けたい人たちが。

やっぱり、ほかの自治体と比べると、ちょっと低いですよ。雪があるというのは、確かに雪が大変なのはあります。ですが、それも魅力にもなっているところもありますので、この雪だけではない、日々の住みづらさを感じている村民が多いのではないかなと思うんですけど、最後に、これ、村長に聞いて終わりにしたいんですが、これは持続可能な観光地運営にもつながってくると思います。

観光地はテーマパークになっては駄目だと思うんですよ。人の暮らしがあって観光があるというところで、この住み続けたい人を、住民の満足度ですよ。そこをやはり上げていかないと、いい観光地っていうのは造れないと思うんですけども、このアンケートの結果を受けて、どう受け止めていращやるのかと、今後どうしていくのかお伺いして終わります。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） まず、アンケートを取っていただいて、大変ありがとうございます。一つ重要なデータというふうに、私も重く受け止めています。

一方で、よくネット等では、住み続けたい街では1位になったりもしているところもありますので、いろいろなアンケートあるんですけども、こうした声があることは事実だと思いますので、今、加藤議員がおっしゃるとおり、やはり、観光地ではあるんですけども、いつまでも住民が住んでいられる場所にしていくことが、我々、行政のすべき施策だというふうに思います。

特に昨今、急激にコロナ明けで観光客が回復してきているような背景がありまして、それにさらに物価高ですとか円安というところが重なって、かなり、いわゆる白馬村だけではない外的な要因によって、住みづらさが出てきている部分もあるというのは事実だというふうに思います。

これらに関しては、国とも連携する中でも法整備といったところも含めて、引き続き要望はしていきますが、今日、ご答弁させていただいた移住定住施策、また子供を安心して生み育てられる環境づくり、こういったものを村としても優先的に取り組んでいきたい気持ちは、これまでも変わりませんし、今年の予算の中でも、私の中ではできる限り反映したつもりでありますので、この点については今後も予算だけでなく、実際に私たちが動いてできる努力も続けていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ、皆さんのまたお力も借りて、皆でいい村づくりをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。

質問がありませんので、第5番加藤ソフィー議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日3月5日は午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日3月5日は午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 0時04分

令和7年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和7年3月5日（水）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和7年第1回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 令和7年3月5日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸 山 和 之	第7番	太 谷 修 助
第2番	増 井 春 美	第8番	津 滝 俊 幸
第3番	横 川 恒 夫	第9番	松 本 喜美人
第4番	切久保 達 也	第10番	加 藤 亮 輔
第5番	加 藤 ソフィー	第11番	丸 山 勇太郎
第6番	尾 川 耕	第12番	太 田 伸 子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸 山 俊 郎	副 村 長	吉 田 久 夫
教 育 長	横 川 秀 明	総 務 課 長	田 中 克 俊
税 務 課 長	太 田 雄 介	健康福祉課長	工 藤 弘 美
会計管理者会計室長	太 田 俊 祉	参事兼建設課長	矢 口 俊 樹
観 光 課 長	鈴 木 広 章	農 政 課 長	田 中 洋 介
上下水道課長	廣 瀬 昭 彦	住 民 課 長	堤 則 昭
参事兼教育課長	横 川 辰 彦	子育て支援課長	内 山 明 子
生涯学習スポーツ課長	松 澤 宏 和	総務課長補佐兼総務係長	長 澤 肇

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下 川 浩 毅

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより令和7年第1回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は4名です。2名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は2名の方の一般質問を行ないます。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は、議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次、一般質問を許します。

最初に、第10番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第10番加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 10番、日本共産党、加藤亮輔です。私も12年議員をやりまして、今回、これが最後の一般質問ということで、12年間皆さんどうもありがとうございました。一般質問47回かな。1回だけ、神城断層地震で議長が代表で質問しましたから、そのときはやれませんでしたけど、あとは、一応議員の務めとして一般質問を続けてきました。今回最後ですけど、よろしくお願いします。

今回は、インバウンドが拡大する中での村づくりをどう進めるかということを議題にしたいと思っています。

この冬は安定した降雪に恵まれ、インバウンド（訪日外国人旅行客）が拡大しています。昨年の白馬村への観光客は271万人で、2019年の240万人を上回り、インバウンドも速報値で25万人と報道され、コロナ禍を回復し、今年は追い抜く勢いです。

そんな中、村内も大きく変貌しています。駅前では複数の店舗が買い上げられ、解体を待つ休業中の店舗群、みそら野、エコランドでは目新しいコンドミニウムやコテージが多数建築され、シェアれた空間を演出しています。また和田野、八方区ではホテルなど、宿泊施設の開発、改造が行われています。

一方、住民は物価高で家計のやりくりが大変と多数の声が届いています。共産党が行なった白馬

支部のアンケートからです。また、健康面や除雪作業、村の変化に不安と戸惑いを感じています。さらに後継者がいない、事業の継続に自信がないなどの理由から転売する動きも見られます。

振り返れば、登山とスキーで盛況だった村も、オリンピック後のバブルの崩壊、スキー部門の体調と不景気が長く続き、インバウンドに活路を求め、白馬村インバウンド推進協議会を設立し、誘致活動を始めました。一方、2016年に村長から環境基本条例が制定から16年以上経過しているため、今の現状と課題やニーズに対応した開発基準の改正をと、開発審議会に諮問し、変更しました。その後、環境基本条例は廃止されました。

村は世界水準の持続可能な観光地を目指して、誘客活動と来訪者の満足度向上事業に力を注いでいます。このような状況の中で、政府は2030年までにインバウンド目標を6,000万人に引き上げ、活動を強化しています。村の観光局は、昨年国際的な観光地づくりを目指す、先駆的DMOに選定されました。今後もインバウンドの拡大が予想される中での村づくりについて質問します。

1、2019年から24年までの白馬村のインバウンドの数と消費額は。2、2030年の国のインバウンド目標は6,000万人、消費総額15兆円です。白馬村の目標は。3、現在村に開発申請のあるホテルなど、宿泊施設の申請件数と客室数及び相談中の開発物件数は。4、2024年の路線化の上昇率が32.1%と日本一でした。村の2020年から24年までの固定資産税総額と前年比較額は。5、2024年に村内で戸建てタイプの宿泊施設、貸し別荘とかコテージとかビラなどの建築数はどれだけか。6、2019年・20年のウインターシーズン、12月から1月、2月、3月に来村した外国籍住民は何人か。また、国民健康保険加入者は何人でしたか。7、2019年・20年の村内外国籍住民の全事業所の法人住民税と法人事業税の納入総額はどれだけか。8、インバウンドが増加する中で村民の暮らし改善のために真っ先に取り組む事業は何か。

以上8点質問いたします。よろしくお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。一般質問2日目、よろしくお願いいたします。

加藤亮輔議員からは、インバウンドが拡大する中での村づくりについて、8項目のご質問をいただきましたので、順次ご答弁いたしますが、質問の要旨に一部、誤りがありますので、まずはその点を訂正させていただきます。

環境基本条例は、2008年、平成20年に制定をし、景観条例制定や開発事業の調整等に関する条例制定に関連して、環境基本条例の全部改正を令和4年9月定例会に同時に上程しましたが、昨日の津滝議員のご質問で答弁したとおり、環境基本条例のみ、加藤亮輔議員を含め反対多数により否決されたというのが原因になります。

まず、1点目のインバウンド数と消費額ですが、2019年から24年までの白馬村のインバウンド数については、HAKUBA VALLEY TOURISMで集計している、白馬バレー内の各スキー場の外国人来場者数をもって回答させていただきます。ただし、これは年間の数値ではな

く、冬期シーズンにおける合計数値ですのでご了承ください。

2019・20シーズン、29万4,000人。2020・21シーズン、3万400人。
2021・22シーズン、3万5,500人。2022・23シーズン、17万7,200人。
2023・24シーズン、42万2,400人。2024・25シーズンは、1月末までの速報値
で25万4,000人となっており、昨シーズンを超えるものと見込んでいます。

次に消費額ですが、インバウンドのみを統計で出しているものはなく、国内客も含めた消費額に
ついては、長野県が実施している観光地利用者統計調査によりますと、2019年、約134億円、
2020年、約96億円、2021年、約76億円、2022年、約108億円、2023年、約
131億円、2024年、約149億円という結果であります。

次に、2点目の白馬村の目標値についてですが、白馬村第5次総合計画の中で、競争力と持続可
能性を高める観光地経営を目指すとし、令和7年の目標値として、ウインターシーズン入込数
150万人、グリーンシーズン入込数130万人の合計280万人を掲げています。令和6年の実
績が271万人であったことから達成可能と考えておりますが、日本人観光客を含めた全観光客数
の目標数値であり、インバウンドに特化した目標数値は掲げておりません。

白馬村観光局においてもインバウンドの数値目標は設定しておりません。また、HAKUBA VALLEY TOURISMにおいては、スキー場の外国人来場者数の目標を設定しており、
2024・25シーズンの目標値は60万人ですが、大町市、小谷村を含む白馬バレー全体の数値
目標であり、白馬村単独での目標設定はありません。

次に、3点目の村に開発申請のあるホテル等宿泊施設の申請件数と客室数、相談中の開発物件数
についてのご質問にお答えしますが、担当の建設課では大小を含め、窓口のみならず電話などでも
日々相談をいただいております。したがって、相談段階のものまでの件数は統計として把握し
ておりませんので、開発調整条例における事前協議の対象と見込まれる案件についてという前提で
お答えさせていただきます。

まず、現段階で事前協議書が提出され、開発審議会に諮る予定の案件は1件です。また、事前協
議まで至る前段階の相談件数は9件ほどございますが、この件数は今後、実現の可否も含めて不透
明なものも多く、あくまで相談の段階というものであります。したがって、用途や客室数など
の詳細データにつきましては、ここでお答えできる数字を持ち合わせておりませんので、よろしく
お願いします。

次に4点目の2020年から2024年までの固定資産税総額と前年比較額ですが、それぞれ現
年課税分の調定額と前年度比をお答えしてまいります。

2020年度の調定額は9億4,276万2,100円。前年度比で3,448万1,900円の増
加、2021年度の調定額は7億4,034万5,000円。前年度比で2億241万7,100円
の減少。22年度の調定額は9億2,287万6,800円。前年度比で1億8,253万

1,800円の増加。23年度の調定額は9億4,638万500円、前年度比で2,350万3,700円の増加。最後に24年度は1月末日時点になりますが、調定額は9億6,200万7,500円。前年度比で1,755万5,800円の増加となっています。21年度分が大幅に減少していますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、1年分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税を減免したことによるものです。

次に、5点目の村内における戸建てタイプの宿泊施設の建築数についてお答えします。

貸別荘やコテージ、ヴィラといった戸建てタイプの宿泊施設は、課税上「簡易旅館」として区分していますので、その棟数と建築された家屋全体に占める割合を暦年でお答えしますと、2022年中に村内で建築された簡易旅館は26棟で、全体48棟のうち約54%。2023年中の建築数は18棟で、全体66棟のうち約27%。2024年中の建築数は、建築確認申請ベースの暫定値ではありますが、17棟で全体95棟のうち約18%の見込です。

次に、6点目の2019・20年の冬期に来村した外国籍住民と国民健康保険加入者数についてですが、来村した外国籍住民については、その後に、国民健康保険加入者とあることから、外国人住民登録者数と読み替えてお答えします。

まず、外国人住民登録者数ですが、2019年12月は1,113人。2020年1月は1,208人。2020年2月は1,184人。2020年3月は514人です。

次に、国民健康保険に加入していた外国人数ですが、2019年12月は976人。2020年1月は1,059人。2020年2月は1,005人。2020年3月は355人でした。

次に、7点目の2019・2020年の村内外国籍住民の法人住民税と法人事業税の納入総額についてですが、まず、村内外国籍住民の法人とは、外国籍の住民が経営する法人のことを指していると推し測られますが、法人の経営者の国籍までは把握していませんので、この条件で法人住民税の納入総額を求めることはできません。同様に、日本法人であるか、外国法人であるかも把握していませんので、この条件でも算出することはできません。

次に、法人事業税は長野県が課税することになりますので、村ではその課税や収納の状況を把握していません。そのため、これもお答えすることができません。

最後に8点目のインバウンドが増加する中、村民の暮らし改善のために真っ先に取り組む事業についてお答えします。

インバウンドが増加する中で、観光関連産業に従事する村民や事業者の暮らしの経済的側面に関しては、税収から見てもスキーブーム衰退期やコロナ禍に比べて改善していますが、訪日客の文化や滞在スタイルの違い等により、住民に負担が生じている部分があります。道路や飲食店、スーパーなどの混雑、迷惑駐車、路上スキー、騒音、落書き、飲酒に伴うトラブル、価格の高騰など、こうした事案は国内スキーブームのときにもあったものや、国内旅行者によるものもあるため、一

概にインバウンド増加によるという言い方はできないかもしれませんが、どちらにしても住民の生命、身体、財産といった暮らしの安全に関わるものについては優先的に改善に取り組まなければならないと考えます。

そのことから、各種迷惑行為防止を包括したマナー条例の更なる周知徹底・強化が必要と考えます。これには、事業者の協力も不可欠であり、パトロールや取締りに関しては警察の管轄でもありますので、地域一体となった強化策への取組を進める必要があると感じています。

同時に、現在政府は2030年までに訪日客を今の2倍にあたる6,000万人を目指していますが、村内への入場規制などが物理的にできない状況にある中で、これ以上、冬の時期にインバウンド客が増えると更なる負担増になることが懸念されるため、政府には目標値の達成の前に受入体制の整備を優先することを要望していく必要があると考えます。

また、白馬村としても住民の安全で平穏な生活を守るための整備が必要で、持続可能な観光ガイドラインに準拠した観光地経営を実施するとともに、整備のための財源確保が必須ですが、御存じのとおり、白馬村の最大の歳入は「地方交付税」です。「地方交付税」とは、国が定める最小限の行政サービスを保障する制度であり、具体的には、税収の少ない自治体であっても必要最小限の行政サービスが行なわれるように、不足する財源を国が交付する制度です。特に地方交付税のうち普通交付税は、自治体ごとに必要な経費を機械的に算定し、税収だけでは不足する額が交付されます。

このように、本村は地方交付税を受ける交付団体であることから、経済が活性化して税収が上がっても、その分交付税が抑えられ、歳入が大きくは増えないことから、交付税算出に影響しない財源確保が必要です。そのため、現在、進んでいる宿泊税や登山協力金をはじめとした各種の新たな財源確保の早期実現に同時に取り組んでいかなくてはならないと考えます。

以上、加藤亮輔議員のご質問の答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 答弁ありがとうございます。では、再質問を続けさせていただきます。

皆さんのところに資料として新聞を3枚お渡ししました。まず、この1ページの朝日新聞、「2024年の訪日客消費額初の8兆円超」という見出しで書いてあります。記事を読みますと、2024年に日本を訪れた外国人、インバウンドは前年比47.1%、3,686万9,900人で、年間消費額は前年比53.4%超の8兆1,395億円、過去最高だったという報道になっています。

これで、今、消費額をお聞きしました。私も、いろいろ消費額をどうやって出すのかということで調べてみまして、一番手っ取り早いのは国土交通省の官公庁が、毎年、「訪日外国人消費動向調査」というのを3月29日付で公表、記者会見をしています。その中で、白馬村のインバウンド客の総数を公表しているのは、24年の12月分がまだ公表されていなくて、24年分がないんですよ。23年分を調べてみました。23年分の官公庁の外国人消費者動向調査によりますと、訪日外国人の消費額は、これは確定ということで、5兆3,065億円ということが発表してあります。

1人当たりの旅行支出として、21万3,000円ということも合わせて報告されています。

これで、白馬村の23年の21万3,000円に、村のインバウンド客25万2,000人を掛けると537億7,800万円になります。これが総額で、航空運賃も全部入っているものですから、この調査の中にもう少し細かく書いて、構成別というか、そういうものも載っています。

その中で、一番多いのは宿泊費が33.6%、買物が29.5%、飲食代が21.5%となっています。だから、先ほどの出た額に、537億7,800万円に宿泊費33.6%を掛けますと180億6,900万円になります。そうすると、先ほど村長が答弁していただいた額、149億円ですか、大体合うということで、この数字もまんざらではないかと、今、答弁を聞きながら聞いていました。

これで、こういう統計値なんですけど、この統計値の中には、観光庁はオーストラリア、オーストラリアの場合は先ほど21万3,000円と言いましたけど、それが25万円から30万円とか、中国人はいくらとか、細かくまた細分化されて出ています。それを白馬村にきた観光客と掛け算すれば、もっと正確な数値が分かるかなと思っています。これで、村として観光庁から、こういう動向調査について、どういう項目依頼というのか、インバウンド何人白馬村は来ますかと、それから国別にはどうですかとか、宿泊期間はどうかと、そういう要請はあるのかないのか、まずそこからちょっとお聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。鈴木観光課長。

観光課長（鈴木広章君） お答えします。

観光庁から、要望ですとかそういったものはございません。村で発表している数値につきまして、あくまでこれ推計値になっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 分かりました。続きまして、先ほど180億円、それから村長答弁に146億円でしたかね。その数値の中で、これは外国から来るから、現地、オーストラリアでしたらオーストラリアの国で旅行代理店にお金を払って、こちらへは来て食事代とかそういうものを使われますけれども、あとレジャー代、体験代とか、全部は使われるわけではないと思うんですね。だから、今、簡単に私の方の数値では180億円というところで聞きたいんですけど、大体この180億円の何%が白馬村の市場というのか、の現場に回るお金というのが、国内観光客と違ってインバウトの場合、大分隔たりがあると思うんですね。それ何%と捉えたらいいのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。鈴木観光課長。

観光課長（鈴木広章君） お答えします。すみません。現在、正確にお答えするつまびらかな資料等、持ち合わせておりません。

議長（太田伸子君） 丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 先ほど代理店のお話もされたんですけども、代理店経由でも宿泊施設はこちらにありますので、こちらの宿泊施設が国内法人であればお金としては国内に入ってくるというふうに思われますし、そのあたりを詳細に調べるといのは、現実的に難しいかなというふうには思いますが、それぞれのルートによって異なりますので、何%という表示は恐らくできないと思いますし、もしそれを調べるということであればかなり専門的な調査をしなくてはいけないので、コストも莫大にかかるのではないかなというふうに予測します。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 質問ですけど、そこで私も疑問なんですけど、観光庁が、ああいう形で今度18兆円を目指すというような数字を上げますけど、果たして根拠があるのかなと。今出ている数字についても、そんなに根拠があるようなふうに説明ができる数字かなと、ちょっと思うんですけども、何となく大きなお金が動いて、村にもそのお金が循環しているというふうに一定のところは捉えられるんですけども、実態が見えないところの記者会見というか、発表だと思うんです。だから何かの機会があったら、もう少し地に足がついたというか、のような数値を観光庁から発表してほしいということを、何らかの機会で提言してほしいと思います。

次の質問に移りますが、開発申請の件です。それで今、申請が具体的に言うと、事前協議に入っているのが1件だけだというような感じです。これも皆さんにお配りしました新聞の2枚目のところに、これは12月7日の信濃毎日新聞に載った記事ですね。で、白馬駅前で行うようなことを載っています。きっとこれがこの1件だとは、私は違うと思うんですよ。ほかの物件だと思うんですけど、こういう、何だろう、村の中で事業者がこうやる、ああやるということを発表する場合、建設課とか、当局のほうへ事前連絡というものはあるんですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） お答えしたいと思います。

具体的に、事前に公表される前に、相談があるかどうかということでございますけれども、一般的には相談されているケースが多いと思いますけれども、私どもの指導といたしましては、現在運用しております景観条例ですとか、開発調整条例というのはございますので、それに沿った形の計画にしてほしいというのが第一前提として相手方に伝えていることでございます。そこらへんの条件をクリアしていただいた上で、公表していただいているという前提になるかと思っておりますけれども、ただ、公表する前提にあたっては、私どもの相談が必ず必要な条件になっているというわけではございませんので、その点についてはご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） それで、相談中ということで、9件上がっているということで、去年、環境審議会のほうへ協議された、それもこの9件の中に入っているんですか。去年やったやつはもう

協議済んだということで、新しいのが9件ということですか。そこをちょっとお聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） そのとおりであります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） それで、まず、資料に出した駅前のことについて、ちょっとお話、質問させていただきます。

駅前は皆さんも御存じのように、私も毎日ああいう状態を目の当たりにして、大町寄りのところはもう更地になっちゃっているという状態です。雪が消えたら、もっと解体が始まるのかなというふうに想像はしているんですけど、その辺の駅前についての今後のスケジュール的なことは、事業者から何か説明は、建設課のほうにあったんですか、ないんですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） お答えしたいと思いますけれども、個別の案件になってまいりますので、まだ具体的な内容につきましては、相談を受けた経過は過去にございますけれども、当然私どもの相談のやり取りの内容によって、計画の内容であったり、それがまた変わってくる可能性もまたございます。その後具体的に、じゃあいつ着工をして、いつ完成を目指すという、今のところの相談はございませんので、現段階では何とも申し上げられないという状況でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） それでは、別の観点からちょっとお聞きします。今年の冬、白馬駅は、はっきり言えば、私も1週間に1遍あそこに立って宣伝行動をやるもんですから、毎週1回ぐらいは見るんですけど、非常に混雑。タクシーの待機場所にも駐車をする、それから大型バスが入ってくると、非常に困った運転手の顔を見るという状況なんですね。ああいう駅の状況を見ていると、事業者が何かを建てるようなことが、新聞には書いてあるんですけど、駅の整備と、それから建物をやるということで、歩み寄りをもって、村として駅を整備するという、そういう考えはあるのかないのかお聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） お答えしたいと思います。

ただいま加藤議員のご指摘のありました、あの一帯が非常にシーズン中は混んでしまって、非常に支障をきたしているという話は、例えば商工会の懇談会であったり地区の懇談会であったり、そういうところの話は伺っております。そうした中で、例えば公園の駐車場であったり、そういったものも一つの考え方としては、今後整備していくということも考えられるわけでありましてけれども、ただ現段階では、じゃあ具体的に場所が決まっているわけでもありませんし、土地を取得しているわけでもございませんので、そこらへんは地域の皆さんの協力をいただきながら、今後検討していかなければいけないのかなというふうに思っております。

それから、ただ今具体的な話もありました駅前の開発計画、また具体的な進展というのは我々も確認はしておりませんが、その開発計画の中で、例えば歩み寄りができて、何らかの駅前の利用にうまくつなげていけるような計画があるのであれば、そこらへんはまたしっかりコミュニケーションを取っていかなければいけないのかなというふうには考えておりますが、現段階では具体的な話というのは、出てはいないということをご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） そこで続けますけど、今後そういう開発申請が多く白馬村に出されるような、私は感じがするんですね。そういう中で地域の方とか、それから、そのことに興味を持っている住民の方とか、そういう人たちにどういう形で説明していくのか、広報していくのか、その辺の方針が決まっていればお示しください。

議長（太田伸子君） 矢口建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） お答えしたいと思います。

現段階で、先ほど開発調整条例というお話をしましたが、その中で、地元、自治体に対する、行政区に対する説明に対しては、一定規模以上の開発については条件付けられておりますので、それはしっかりコンセンサスを得ていただいた上で進めていただくというのが大前提になっているということでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） このリゾートブームといおうか、リゾート開発の先端にいつている倶知安、それからニセコ町のホームページなんかを見ますと、非常にたくさんの開発申請が出ています。もう簡単に言えば、令和7年、協議中のものがニセコ5件、倶知安1件、6年はニセコ6件、それから倶知安8件、5年度はニセコ11件、倶知安19件、それから令和4年を見ますと、倶知安10件という感じで、この3年間でニセコは22件、それから倶知安は4年間で38件の大型開発の申請が出て、それに対して村のホームページできちんと、どこの会社がどういう内容の開発をやる、どういうものを作る、工事期間はいつからいつまでということを、3年、4年前までちゃんと確保してホームページに掲載されています。それと同時に、一つ一つの開発物件に対して住民説明会もきちんと行なわれています。その住民説明会がいついつあるということもホームページに掲載しています。

白馬村もそういう感じで、今度の新しい条例ができた「白馬村開発行為の調整などに関する条例」の中にも、住民説明会を原則的にやるというようなことが書いてありますから、そういうことを行なっていただきたいんですけど、特に説明会に出向く人が少ないから、ホームページの中にきちんと丁寧に記載するということをお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） ただいま、加藤議員のご指摘の件に関しましては、ごもつもの部分もあるかと思しますので、公表の仕方につきましては、また開発審議会等もございしますので、そこでご意見も伺いながら、前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 次に、少し具体的なことでお聞きしたいんですけど、和田野のほうで大型開発が行なわれて、28年でしたかね、ぐらいに完成すると。まだまだこれから、去年は下工作をやって、今年から本格的に工事が始まっていくと思います。

そこで、あれだけの広い土地で工事を行なって、全部で6棟か8棟ぐらいの建物が建つというような計画だったと思います。それについて、まず敷地内については、当然敷地内にもバスが入れるぐらいの道路は作ると思うんですね。それから、あわせて上下水道の関係もそれなりに、普通のホテルよりは大きな容量の設備を建設するといおうか、備えるということだと思います。

敷地内については、もちろん事業者が全部負担すると。細野線からまでは、白馬村がジョイントする場合の費用分担をどうするかということも関わってくるんですけど、道路について、一つは敷地内は全部事業者が見るということでもいいのかどうか。それは水道、下水もあわせていいかどうかということ。それから、道路、細野線を、あれだけのものを作っていくということになると、今の道路では大型バスのすれ違いができないような状態だと私は思っています。歩行者等のスペースがないというような状態ですから、その辺、将来的な計画として細野筋を拡幅するというようなビジョンもあるのかなのか。その辺を答弁願います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） お答えしたいと思います。

個別の案件になりますので、なかなか私どもでお答えできる分とそうでない分がございますけれども、まずあの道路ですとか、上下水道、あるいは消防設備なども含まれますけれども、これは開発事業者と私ども村の間で事前の協議を何回も重ねます。基本的に開発の敷地内で新たに築造される道路なんかにつきましても、やはり一定の幅員を設けなさいといった条件もございしますので、まずそれに沿った形で築造していただく、作っていただくというのが大前提になります。その上で、村道として認定し得るものは村道として認定をするということで、この村道認定に関しましては、かつて議会のほうにもお諮りをして認定をいただいた経過もございますけれども、お互い事業者との間で協議をして決定をしていくというプロセスになります。

基本的に管理、例えば除雪なんかもそうなんですけれども、そこら辺の費用負担、管理につきましては、基本的に開発事業者の皆さんにとっていただきたいと。村が税金を使ってまで管理はしませんよということも前提で話し合いをし、協定書まで結んでおります。

それから、今細野線とおっしゃいましたが、恐らく和田野地区中を通っているあの村道のことだと思いますけれども、それも同様に、一つの開発計画に合わせて村道の拡幅まで全て対応できればいいんですけれども、正直、用地を取得して、そして道路を作っていくという計画まで、村で行なうということになりますと、また莫大な財政負担にもなりますので、現段階ではそういったところまで考えてはおりません。

和田野のケースでいきますと、考えますと、また、いわゆるオリンピック当時に開けたスキー場のほうに向かう道路等もございますので、まあそういった部分の活用も含めながら検討していただくことになろうかと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） まあ、これもあの先端にいつている倶知安の話ですけど、倶知安もやはりホテルとかコテージ、コンドミニウムとかグラン・ヒラフですかね、一番中心地のところにたくさん建物ができて、結果的には道路を拡幅してこれで融雪道路まで設置したと。非常な負担を町が持ったようなことが、役場の職員から聞いたわけではないですけども、いろんな資料を見ますとそういうことが載ってますので、村としても、やっぱり観光客の安心、安全を守るためには歩道を作るちゅうのが本当は原則なんだけども、なかなかそこはうまくいかないところなどについては、やはり安心、安全の観点から何らかの手を打っていくのは、世界水準の観光地でもあるし、持続可能な観光地になっていくから、「莫大な金がかかるんで」で、そこで止めずにもう一歩前へ進めるような村づくりを考えていってほしいなと思います。よろしくお願いします。

あとのごみの問題とか除雪問題はさっき出しましたが、そういうことも要綱に書いてあるような形で、着工する前には全部建設課と、それから業者と話し合いをもって、最終的には村長の印鑑をもって、きちんと双方納得した上で工事を進めるという形を取るということで、そこはいいと思います。

次に、工事についてはそういう感じで、やっぱり、これからいろんな工事が始まると思いますから、最初が肝腎ですから、きちんと村民益といおうか、住民に寄り添った開発になるようによろしくお願いします。

次に、先ほど、住民課に聞きました。冬期間の外国人アルバイトといおうか、方が毎年毎年来て、白馬で働いてもらっていると。非常にありがたいことだと思っています。それで、これもいろいろ数値を聞きましたが、あまり細かいところまで計算をできないもんですから、大体あの年間1,000人ぐらい、多いときは1,100人ぐらい超えるときもあるかもしれませんが、1,000人ぐらいで3か月。この来たアルバイトが月20万円の給料といおうか、賃金を得るということを見ると、これだけで年間6億円のお金なんですよ。それで、この6億円のお金は白馬村の経済を全く刺激することなく、国外へまた持ち去られちゃうという金になっちゃいます。

そこでちょっと提案なんですけど、あれだけ多数の外国人施設があつて、雇用を求める、自国からアルバイトというか、前に来ていただいているというか、そういう方はもちろんいるんですけども、白馬村とかこの圏域、大町圏域とか、このあたりにもあの若者たちたくさんいるんだわね。そういう人たちにも雇用の機会を与えるように、この地元で経営している各種の経営者とちょっとお話しして、地元、それから大町も含めた若者たちを雇用するような手立ても作れないかっていうことをちょっと提案してもらいたいんですね。

やっぱり、これからグローバル化がどんどん進みますから、外国人を抜きにしても日本も考えられないような社会経済になっていくと思うんです。若者たちもそういう機会を得るということは、非常に私はその自分のキャリアを積む上でもいい機会だと思うんです。手っ取り早くそういうところ行って、3か月間しっかり働きながらいろんなことを覚えると。外国人、外国文化も。だからそういうことをちょっと村長の方から、何かアプローチできないかなと思うんですけど、村長のちょっと見解をお願いします。

議長（太田伸子君） 丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おっしゃるとおり、地域雇用の確保ということは地域経済循環の観点からも非常に地域にとってプラスになりますので促進したいと思いますし、あくまで事業者さんが選ぶことです。こちらのほうではできるだけそういったことをしてほしいというようなことを今後設定していく「観光地経営ビジョン」、そういったところに持続可能な観光地経営をしていくための手段として掲げるといったことは可能かなというふうに思います。

また行政のほうですと、やはりその事業者さんたちがいる中で強制はできませんけれども、例えば「白馬高校」というところで国際観光課の生徒を中心に、地元の企業のほうと実際にオンザジョブトレーニングみたいな形で職場体験みたいなこともしておりますので、そういったところを推進するのはこちらとしてできる方法かなというふうに思いますので、加藤議員おっしゃるような形に私もしたいとは思いますが、事業者さんたちのビジョンと我々のビジョンを共有していく中で達成していければいいなというふうに考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は答弁も含めあと7分です。質問ありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 次に、今年、観光地経営ビジョンを作るということで、この4月から動き始めるのかな。ビジョン作りが、作成が考えられています。この中で、こういう事業をやるということと同時に、先ほどからお金が大変厳しいということですから、どうしたら先ほどの180億円近いお金が、一応、村へ流れるだけか、それとも循環するのかというところは、非常に大きな違いがあると思いますから、村内でインバウンドのお金がどう循環するかというそのシステム、それから、きちっと整理してどういう形でやると住民のところまでそれが残るかと、もちろん行政のところはもちろんのことなんですけど。そういうことも観光地経営計画ですから、考えてもらいたいと

思います。それは観光課が主体でやると思うんですけど、そういう議題も入れることはできますかね。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 当然にビジョンになりますので、そういった地域の経済が循環して持続可能な観光地になっていくことを目標としているものですので、具体的な項目としては、そういったことも上がってくるというふうに考えています。分かりやすいところで言うと、地域の食材を使いましょうみたいなところをどういう形でうたい込むかですけれども、入れ込むことによって、それに基づいた今、観光局の話も出ましたけれども、各DMOですとか、事業者がそれに則った目標値を立てた計画というのを作っていただくための指針となるビジョンを作りたいというふうに考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 最後になってきますけれども、今の状態は、やはり行政、事業者から村民、何となくこの情報が共有されてない状況の中で、村の開発が進むような、私はそういう危惧をしています。だからやっぱり一つは、村民、住民に対して丁寧な情報公開をあらゆる手段で行なってほしいということが一つ。それから、先ほど言いましたけども、総合計画、それから観光地ビジョンの、そういう計画の中に、字だけじゃなくて10年後、20年後の白馬の姿、もっと欲を言えば、「八方区はこんな感じだよ」というような絵を示してもらいたい。そういうものを描けるような、最後の成果として示してほしい。

だから、3点目はこれは非常に難しいんですけども、今どっちかという地元の人あまりちょっと元気がないというふうに私は見てるんですけども、元気を取り戻すために、村内企業、及び県内企業、大きく言って国でもいいですわ。と、地元と、それから若者たちとタイアップして、やっぱり基幹宿泊施設というか、そういうものを村内にきちんと作ることが私は必要だったと思うんですね。それを作った上で、その運営を、未来を負う若者たちに一定のところ任せていくというような、先のある長いビジョンで考えな、白馬村の土地は白馬村だけでも、実際運営しているのはどこの人だいというようなことになりかねないような危惧はしています。

そういう状況になれば、年寄りといおうか、高齢者は自前で運転ができないだとか病院がないだとか、雪が大変だとかという感じで、どんどんどんどん村を出ていくということも考えられますから、昨日も質問ありましたけれども、若者たちの定住の場所もないというところも、本当に真剣に考えて村作りを今後行なっていきたいと、重ねてお願いするんですけど、その3点について村長の見解をお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。村長あと1分です。

村長（丸山俊郎君） ビジョンに関しては、将来像がしっかりと皆さんにお示しできて、また希望ある未来につながるものを作りたいと思いますので、加藤議員おっしゃるようなその姿が分かるよう

なものに作り上げていきたいと思ひますし、そのために利害関係者、多くの人たちをそのビジョン作成に巻き込んでいきたいというふうに考えております。また情報発信についても多くの方に知っていただき共感いただけるように努力していきたいというふうに考えます。

先ほど、村内に関して、共同の宿泊施設というような話が出たんですけども、若者と一緒にいろいろ新たな事業というのを取り組んでいくということに関しては、私もぜひそうしたものはやりたいと思ひますが、それが宿泊施設かどうかということはまた既に民間事業者もいますので、検討する中で考えていきたいというふうに思ひます。

以上です。

議長（太田伸子君） 質問時間が終了しましたので、第10番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時06分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第2番増井春美議員の一般質問を許します。第2番増井春美議員。

第2番（増井春美君） 第2番増井春美です。いよいよ、この1期4年、全議員の最終質問者ということに、どういうわけかなってしまいました。

行政には、最終質問者ですので、前向きな答弁をぜひお願いいたします。

この防災・減災に関連する質問は、私は令和4年、5年、6年の3回しております。今回で4回目ということになります。1期4年、12回質問した中の3分の1を、この防災・減災関係に質問をしております。

それでは、早速ですが、質問を通告に従い始めさせていただきます。

災害が多発しており、多くの自治体が災害対応に追われ、各地に避難所が開設され、避難所や親戚・知人宅・応急仮設住宅への避難等、避難生活を経験した経験者が増えています。とりわけ、多くの倒壊や浸水によって住み慣れた家を離れ、長期間の避難生活を余儀なくされる被災者の中には持病が悪化したり、心身のバランスを崩したりするとともに、結果的に命を落としてしまうか、災害関連死も少なくありません。

また、住まいだけでなく、暮らしの基盤である仕事や人間関係までも損なわれ、生活再建に向けた次の一步をなかなか踏み出せない被災者も多数おられます。今後、気候変動の影響によって、気象災害が激甚化し頻発化するとともに、南海トラフ大災害の発生も懸念されるため、各自治体は防災・減災対策を本格的に取り組むことが求められています。本村においては、神城断層地震から10年を迎え、昨年11月22日に「白馬小谷地震防災の日」を制定、これを機に村民の防災・減災に対する意識も高まっていくことを期待しております。

以下6点についてお伺いします。

1点目、耐震化を促進するための取組状況と、昭和56年5月以前の耐震基準で建築された木造家屋の戸数及び耐震化、これは推定になると思いますが耐震化率は。

2点目、自主防災組織のリーダーに対する教育、研修等の組織を活性化するための対策をどのようにされているか。

3点目、住民、職員に対する実践的な防災知識の普及・啓発をどのように実施されているか。

4点目、災害時に有効な情報収集、連絡体制の整備、訓練をどのように実施されているか。

5点目、災害発生時のボランティア活動の環境整備をどのように進めているか。

この2点目から5点目につきましては、白馬村地域防災計画、ぶ厚い冊子がありますけれども、その中で主な取り組むべき事項ということが実際やられているのか、ということをお聞きしております。

最後6点目、指定避難所14施設において災害関連死を防ぐためのT・K・B、いわゆるトイレ・キッチン・ベッドの備えは大丈夫か。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 増井議員からは、防災・減災の取組について6項目のご質問をいただきましたので、順次答弁いたします。

なお、議員からは令和4年6月、令和6年3月にも防災関連のご質問をいただいておりますので、事業の進捗なども合わせてお答えします。

最初に、昭和56年以前の耐震基準で建築された木造家屋の戸数と耐震化率ですが、令和6年12月末時点における、固定資産課税台帳の暫定値から算出しますと、戸数は1,390戸、耐震化率は83.7%であります。耐震化率は、昨年ご質問を受けたときよりも若干向上していますが、これは昭和55年以前に建築された建物が建替えや除去により減少していく一方で、新築家屋が増加していることから、建築物全体の耐震化率としては向上しているものであります。

耐震化促進の取組としては、以前の答弁と同様、引き続き国の住宅建築物安全ストック形成事業と、長野県の住宅建築物耐震改修総合支援事業を活用した、耐震診断及び耐震改修工事に対する助成を実施しているところであります。また、新築時は、「信州ゼロエネ住宅普及支援事業補助金」を活用した新たな視点からの住宅改修へシフトしていく考えに変わりはありませんが、事業の使いづらさもあり、決して実績が上がっているわけではないのが残念です。

今後、制度の見直しなども視野に入れ、制度を使っただけのような形にしていくことが必要と考えます。

次に、2点目の、「自主防災組織のリーダーに対する教育、研修等の組織を活性化するための対策をどのように実施するか」とのご質問ですが、本年度4月に開催した区長会議において、自主防

災組織の関係事業などの説明を行ないました。さらに、将来的に自主防災組織の連絡協議会を発足させ、自主防災組織相互の協力関係の構築と意見交換による防災活動の活性化を図ることを視野に入れ、アンケート調査を実施させていただきました。

アンケート結果では、「訓練について行政に協力を依頼したいか」という問いに対して、回答いただいた12地区の半数以上が、行政の協力を希望していました。また、「訓練内容について共有したいか」という問いに対しても、半数以上の地区が希望しておりました。さらに、「連絡協議会に期待することは」という問いに対しては、大規模な訓練の企画・大規模災害時の自治会役員の役割や村との連携・実際に被災した当時の区長との意見交換・先進的な活動状況の紹介など、多くの意見が寄せられています。

また、昨年9月に実施した地震総合防災訓練では、自主防災組織の代表者ともなる区長にもご参加いただき、多目的ホールで避難所開設訓練を行ないました。

今後もこれらの防災訓練や、11月22日の「白馬小谷防災の日」などの機会を通じた防災イベント、区長連絡会による意見交換などにより、自主防災組織の活動の活性化を図ってまいりたいと考えています。

次に、3点目の「住民、職員に対する実践的な防災知識の普及と啓発」、4点目の「災害時に有効な情報の収集、連絡体制の整備、訓練」については、重なる部分もありますのでまとめてお答えします。

昨年9月に実施した地震総合防災訓練では、2点目の答弁と同様に区長や地区役員の皆様にもご参加いただき、避難所開設訓練を行ないました。この訓練では、個人のプライバシーを守るシート壁や避難所用ベッドなどの組み立て、実際に能登半島地震での経験から避難所開設・運営方法をお聞きするなどの訓練研修を実施し、その際に増井議員には、防災士会の派遣などにご尽力いただきましたことに感謝を申し上げます。

また、この訓練では、村内で地震が発生したとの想定の下で、村民対象のシェイクアウト訓練、白馬村消防団では地震により火災が発生したとの想定で中継訓練を行ない、役場職員は参集訓練と安否確認訓練を実施した後、他の訓練とも連携した災害対策本部開設訓練を行なうなど、より実践的かつ有効的な訓練を実施したところであります。

災害情報の収集や連絡体制につきましても、災害対策本部開設訓練において、本部内における情報共有や連絡体制については、災害発生時に通信手段が途絶えた場合でも、円滑に情報収集・伝達できるよう訓練することであり、その時点での最善の対策が取れるような実践的な訓練を実施しているところです。

次に、5点目の「災害発生時のボランティア活動の環境整備」についてのご質問にお答えします。

災害の状況や規模によっては、村や防災関係機関の職員だけでは対応できず、ボランティアによる支援が不可欠であり、神城断層地震や黒豆沢土砂災害においても、多くのボランティアの方々に

ご支援をいただいたところです。

災害発生時は、災害対策本部の指示により、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの立ち上げを行ないます。長野県社会福祉協議会や日本赤十字社長野県支部などの協力を得ながら、ボランティアコーディネーターを中心に、ボランティアの受入れを行なうとともに、ニーズの把握とボランティアの需給調整、相談指導等を行ないます。

現在、白馬村には災害ボランティアとして登録いただいている日赤奉仕団の方が101名、白馬村ボランティア連絡協議会に加入している団体が9団体83名、個人加入が10名、協議会には加入していませんが、団体や個人でボランティア活動をしている方が111名いらっしゃいます。これらの皆さんには防災訓練への参加、防災体験会の開催や合同研修などを行ない、平常時からの連携強化に努めておりますが、ボランティアの高齢化やコロナ禍において需給調整となり得る施設内での作業の制限が図られるなどにより、活動場所が減少したことから活動環境が狭くなったこともあり、現在ではボランティア登録者が減少していることが大きな課題となっております。

最後に、6点目の「指定避難所におけるT・K・B、トイレ、キッチン、ベッドの備え」に関するご質問ですが、阪神淡路大震災、東日本大震災、能登半島地震など、大規模災害が起きるたびに、その必要性がクローズアップされてきました。

トイレの関係につきましては、最近の埼玉県八潮市の事故などを鑑みても、自然災害でなくてもトイレ使用が難しくなるという状況も起こっています。温かい食事については、飲料水や簡易食料、アルファ米等の備蓄を行なっていますが、賞味期限が定められているため毎年更新を図っていく必要があります。年間調達量の平準化を図るとともに、アレルギーをお持ちの方への対応などの課題もございます。パーテーションや段ボールベッド、エアベッドなどについても、身体及び精神的負担軽減のため、徐々にではありますが、追加配備していく予定です。

村では、「白馬村非常用備品備蓄計画」を策定することにより、迅速かつ安定した供給が行なえるように整備を図っていくこととしています。

なお、これら災害備蓄品の整備につきましては、国の令和6年度補正予算「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用した事業で購入したほうが有利でありますことから購入予定を前倒しし、今定例会提出の補正予算に計上していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上、増井議員のご質問の答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。増井議員、質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） それでは、これから具体的に再質問をさせていただきます。

昨年、能登半島地震では、建物の倒壊により多くの人命が失われました。

昨年、総務課長から答弁いただいた、「建物の耐震化は住民の命を守るための喫緊の課題」ということで答弁いただいています。

それと、また、村長からは令和5年3月、答弁のとおりに読みます。

「耐震化率は推計 82.4%、令和 7 年度までの県目標は 92%、あと 358 棟の耐震開始をしなければならない。目標耐震化率の達成は難しい。また、現行制度では、住宅所有者にとって使いづらい事業のため、村としては防災という視点のほか、省エネやゼロカーボンなど、新たな視点から住宅改修策にシフトする時期に来ている。」という 2 年前、答弁をいただいております。そのまま読ませていただいております。

今後、具体的な取組をどのように進められるのか、お伺いをいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 耐震化に向けての取組でございますけれども、村では耐震化計画と同時に、具体的なアクションプランというものを策定しております。これはホームページ等でも公表させていただいております。このプランなのですが、令和 7 年度、来年度が最終年度ということになっております。このプランなのですが、昨年もご質問のときに私のほうから答弁させていただいたと思いますが、非常に具体的な計画、実際のやる事務までうたわれているものです。中には、今、耐震化されていない所有者のお宅を全戸訪問して、説明をして、耐震化率を上げていくというようなことまでうたわれておるわけですが、実際、なかなかそういったことについては取り組んでいけないというところが実情でございます。ただ、このプランの中にも「啓発・周知」というところが掲げてございまして、当然、これについてはお金がなくても、職員の数が少なくてもできる部分ではございますので、これについては引き続き遵守をして実施してまいりたいと。では、令和 6 年度、何をやってきたかといいますと、ホームページですとか広報はくば、これは当然のことですけれども、先ほどもお話に出ました、11 月 22 日の震災 10 年を振り返るイベント、このときに、うちの防災担当が登壇するというシーンもあったのですが、この中で耐震化の必要性、こういったこともうたえさせていただきました。

また、能登半島地震以降、こういった耐震化あるいは防災に対する村民の意識も非常に高まってきておりまして、それ以前は、実績もそうですけれども、相談もあまりなかったわけですが、令和 6 年度については耐震化の相談、あるいはそれ以降の耐震改修の相談というのも具体的にございまして、令和 6 年度につきましては、耐震診断というものも 1 件ではございますけれども実施されたと、そういったところでございます。

このプログラムについては、引き続き意識をして、重点的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第 2 番（増井春美君） 答弁ありがとうございました。実は、これ今年、地元紙に、大町市なんですけれども、お読みになった方もいらっしゃると思います。住宅の耐震希望者が増加し、昨年 12 月末で 51 件の申請があつて、前年度の 24 件から倍増したと。能登半島地震の影響かというような

記事が、お読みになったと思います。今お聞きしましたら白馬でもそういうことが、相談が増えたり、ということを相談が増えてないのではないかなという、私、実はこれを思っておりまして、この大町市との差は何なんだろうということを、村長お読みになったらどう感じられたのかなと。私は、今まで耐震化診断とか耐震改修がなかなか進んでないという認識でおりましたので、今、お聞きして少し安心しましたけれども、村長、この新聞記事なんですけれども、率直なところお考えをお聞かせください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 大町の、今、数字が出てきたわけですが、それと比較すると白馬は少ないのかなというイメージがあります。理由というところは、私もすぐにこれというところはないのかもしれませんが、行政側としてはやはり発信不足というところはあろうかと思いますので、これについては努力していきたいというふうに思いますし、また、大町のほうで何かそういったことをしたのかというところも聞いてみたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 今、お聞きしたのは、能登半島地震が発生して、大町では防災講習会とか避難所訓練とか、これは防災士がかなり関わってきて、頻繁に各地区ごとのそういうものを行っています。そういう影響があって、住民の防災力が高まったのかなというふうに私は思っております。

私は、ここで言いたいのは、耐震化はやっぱり進めていかなきゃいけないのは、これは間違いないので、使いつらいとかそういうのもあると思います。実際のところは、老朽化して建替えをすれば、そういうようなことでなかなか進んでいないというのは十分分かりますし、新しい家が建つごとに幾らかといっても、昨年は84%だったのが上がったというふうなことで、これからは上がっていくと思うんですね、自然に。あまりそういうことの耐震化率が何%というのは、私はあまり大事ではないかなと。大事なのはそういう防災講演会とか訓練をやることによって、村民の防災・減災への意識が高まると。そういうことによって、自然に耐震診断とか、そういうのがさらに増えるのではないかなというふうに思ったところです。

それで、先ほど総務課長のほうからアクションプラン、これも2年ぐらい前から私話して、やっていますかと。なかなかやっぱり、細かいところは、例えば個別訪問をするとか、普及啓発資料の送付をする、重点地区の集落懇談会の実施をする、建設業者との説明会をしたり、普及活動ということなんですけれども、先ほどお聞きしましたら、そんなに実際はやっぱり防災担当が何人もいるわけではありませんで、できないかなと。普及活動のほうを重点としてやっていくということですので、それはぜひ進めていただきたいと思います。

今言いました重点的にアクションプランを進めると。これは質問しようと思いましたが、もうお

答え出ましたので、質問をやめます。

次に、2点目についてお伺いいたします。

現在、地区防災組織の数、それと未設置の地区、この数をまずお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。白馬村30地区、行政区30地区のうち、現在未設置の地区は3地区でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） これは30地区のうちに27が組織されていて、3地区、これは東山の小さい集落だと思います。こういうところで進めるしかないかなというふうに思いますが、今、自主防災組織を活性化するための課題といいますか、漠然としておりますが、どんなことをお考えになっているかお伺いをいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えいたします。昨年の一般質問のときに、増井議員さんのほうから連絡協議会の設立というようなご提案をいただきまして、早速、令和6年の4月の区長会議のときに、区長会議の後に行なう区長連絡会がございまして、そこでいきなり連絡協議会をつくりたいと言っても、おそらく何のことやらという話になって形だけの連絡協議会になってはいけないと思い、村長答弁でもありましたとおりアンケートをとりまして、実際の地区の訓練の状況、あるいは訓練に対しての困りごと、仮に連絡協議会ができれば望むところ、そのようなところを意見を伺いまして、その内容につきましては村長の答弁のとおりでございます。

これもやはり、本村は平成26年神城断層地震がございまして、地域の防災力というのは非常にとどの地区も大切だという思いがあり、訓練等を続けてきたわけですけれども、コロナ禍において、それが一旦途絶えてしまったというところで、先ほどの話にも出ています。また、能登の地震が起きて意識が高まっているという中で、このアンケートを見ても、先月末にも区長会議を行なったんですけれども、やはりこの防災に対する訓練、あるいは、昨年9月に実施した地震総合防災訓練の中での避難所開設訓練、こういったところについてはどの区長さんたちも関心を持っており、また、大規模な訓練で実際に区の役員がどんなふうに動いたらいいのかというところが非常に不安だと。役場の役割、各地区の役割、そんなところをもっと知りたい。あるいは、そういった部分で神城断層地震のときの堀之内、三日市場区の役員たちがどんな動きをしたのか、そういう意識が非常に芽生えてきているというのは、本当に見て取れるところです。そういった訓練ですとか、年に3回ほど行なわれる区長連絡会、そういったところでそういった話合い、あるいは検討、実際に動く、そういったところが、まずこの活性化というところについては一番近道なのかなというふうに思っています。その先には、連絡協議会というようなものも見えてくるのではないかなというふうに感じているところです。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） ありがとうございます。私も、もう3年前ぐらいにお話したんですけども、区長をやっております、大災害が起こったときは自分の行動をどうすればいいのかと、分からないわけですね。ですから、今、私が質問することによって、本当は今年の4月の区長会でそういうことをされるのかなと、ちょっと勘違いしましたけれども、既に昨年の4月に区長会でアンケートを取られて、それぞれの区長さんの防災自主長だと思いますが、もう進められているということで、大変ありがたく思っております。

それで、次の質問になります。

次は、3点目。職員の大規模な災害発生時における初動訓練、これはどのように実施されているか、具体的に、私も初動訓練のマニュアルを一読しました。平時の場合と大災害の場合の職員の行動、これは実際にやられているのかなというのは、ホームページでも何でも確認できていないので不安があって、その辺を総務課長のほうから幾らか具体的にこんなことをやっているということをご説明いただければと思います。よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。増井議員おっしゃるとおり、職員の初動の動き、初動マニュアルについては防災計画にも載っているところでございますが、では実際にどんなところをやっているのかという部分についてお答えさせていただきます。

実は、先月2月になりますが、県の南信州地域振興局のほうから、ここは管轄は飯田市と下伊那の町村になるわけですが、南海トラフの地震の想定した動きの中で、ぜひ白馬村の神城断層地震のときの役場の動き、こういったものを知りたいということで講師の依頼をされまして、私、行ってきました。その中でも、この実際に役場で行なっている訓練の内容を話させていただきました。そんなところを紹介したいと思うんですけども、9月の地震総合防災訓練のときに職員の参集訓練、あるいは安否確認訓練、災害対策本部の初動の訓練、これを行なっております。このときは、まず7時に震度5の地震が発生したと。村民については、シェイクアウト訓練ということで、机の下に潜って安全確保。当然、職員もまず身の安全を守ということで、それはサイレンと同時に机の下に隠れて訓練をします。その後、安否訓練です。安否訓練につきましては、今年度導入しました公式ライン。このラインを用いて、実際にそれが使えるかどうかというような安否訓練を行ないました。直ちに参集訓練ということで、それぞれ役場のほうに出向く。役場のほうに出向いたら、自分は何時何分に到着できたかというところをまず記録するというようなことをしました。この後からがうちの村の特徴的な訓練になったと思うわけですが、7時に震度5の地震が発生し、どんぐりで火災が発生した。それが基本の想定です。あとは各部の部長、課長になるわけですが、対策本部の各部長のアドリブの中で、こういった被害が起きているのではなかろうかと

というようなアドリブで進めていくと。その行動内容については対策本部の本部長である村長に、その行動をシートに書いて許可を得て実行する。ほかの部は、例えば建設部のほうから土砂崩落があって、これから現地を確認に行きたい、ほかの部は土砂崩落があったということの情報を耳に入れば、では次はうちの部ではどんなことが起こり得るだろう、そういったところを全てアドリブでシミュレーションしていきながら訓練をしていくというところが特徴的なところでございます。アドリブで自分が想定できるということは、実際に災害が起きたときにも、どんなことが起こり得るんだろうという想像が効く、また、そういった中ですぐ動ける、こんなところが非常に役立つくるのではないかなというふうに思っております。

あと、地域防災計画の後ろのほうで資料編というところで、発災時、救助の要請ですとか、いろいろな書式があるわけですが、これはあくまでも書式であって、ほとんどそれを使うことがないわけです。実際に地震が起きたときに、例えば自衛隊に協力の要請をする、どの様式で何を書いていいかわからない、こういったことがないように、実際にこの訓練の中では本物の様式を使って、それに書いて、村長の許可を得て発信をするというような訓練も行なっているところです。こういった訓練につきましては、今年度始めたということではなくて、神城断層地震、その前の平成7年の豪雨災害、そういった災害の経験を受けて、それぞれのその時々の方々の防災担当が工夫をしてここまで積み上げてきた訓練ということでもあります。

もう1つ付け加えますと、今年度の訓練につきましては、課長級以上の参加でございましたけれども、実際にその内容を係長なりが周りで見ることによって、これから自分が課長になったとき、あるいは後方支援というようにところでも広く職員の中に浸透していくのかなというふうに思っているところです。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） しっかりやられているということで、できれば職員全員の方にこういうことを体験していただくのが大事なというように思います。

それで、続きまして、私も令和5年の3月に地区防災力向上のためのボランティアである防災士、私も防災士なんですけれども現地に行ったこともなく、非常に心もとない防災士でございますが、これからだと思っておりますが、村の防災対策、これ答弁、村長からいただいたと思います。村の防災対策を推進する方針と合致すると。それと、助成金を支給する予定はないが、防災士の認証が増えることは地域防災の底上げにもつながるので周知を実施していくということでした。

実は、11月22日のシンポジウムのときに小谷の防災担当者の方がスライドを見たのですけれども、この助成金はきちんとやっぱり整備されていまして、小谷もきちんとやっているんだというふうに思いました。ほかの近隣の池田、松川、大町、もちろんこういう助成制度はあるのですよね。一番住民の防災意識を高めるには、自主防災リーダーが防災士の免許を取って、ほかにありま

せんので、こういうのを比較をして知識を広めて、実際、それぞれの防災組織のほうで活躍していただくという形が広がっていくのではないかと。

ここで聞きしたいのは、村長が2年前に考えはないという答弁だったのですが、これは私は、こういう資格の助成金、1件でも2件でも何万かだと思いますが、そういうものはやはり広めていただきたいなと。これはお願いです。ぜひお願いしたいと思います。

次に、第5点目の災害時ボランティアについて伺います。

災害時には、「自助・共助・公助」の枠組みだけでは解決できないものが多いです。特に、大災害時の避難所運営は村の職員や地域住民だけで災害対応することは限界があります。それで、私もこの2月に箕輪町で行なわれました、内閣府の避難所生活支援運営というのに参加してまいりまして、この中で「災害中間支援組織」というのがあり、各ボランティアが、災害が起きたときにいろんなボランティアがやっぱり集まりますね。一般のボランティアがあり、専門的なボランティアもあり、それを取りまとめてやるというのが「災害中間支援組織」と言うのですが、こういうものとか、そういう協定、現在村がやられている協定、こういうのをどのようなことをやられているのか、伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） ボランティアセンターの関係になりますと、社会福祉協議会となりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

災害時における協定というのは、まず組織力の一番大きい県社協を傘下とした県内の市町村全社協での協定というのがございます。

それと、もう1つは県社協が中心となって、先ほど増井議員がおっしゃられた災害NGOであったり、技術系NPOであったり、そういう方たちとの協定をこの組織の中で長野県社協が被災自治体に対して派遣をするということで、直接、白馬村が協定を結んでいるわけではございませんけれども、そのような形で県社協が結んでいるのが1つです。

あとは、もう1つは白馬村の福祉救援本部という、いわゆる防災計画に位置づけする、いわゆる組織として、こちらの中には村内の関係機関であります民政児童委員会であるとか、先ほど村長が申し上げました日赤の関係とか、いろんな組織は傘下に入っているということにはなりますが、個々の団体と直接協定を結んでいるということ自体はないという回答になります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） ありがとうございます。昨年、私、指定避難所について副村長にお伺いしました。その続きです。昨年、避難所以外の避難所を運用上で考えるのか、または追加で考えるのか、この辺はもう少し研究が必要との答弁をいただいています。運用上か追加かの検討はされたか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） お答えですけれども、村のほうから直接それに対して検討するという部分としてはおりません。ただ、指定避難所の運用上でという主語になりますけれども、それは各地区が実際に被災を受けたとき、これは過去から相談等がありますけれども、一旦、指定避難所に行くのではなく、実態として集まった中に行く、そういう運用をしていることは事実ですので、それが改正する、もしくは地区からの申出により運用上を見直すというご質問であれば、回答としてはその作業は行なっていないということになります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 続いてこういうのを質問したというのは、先月、私、信毎を読みまして、これはやっぱり地元からの要望で、緊急避難所として運用上で、最終的には指定避難所にしたかったということですが、内閣府は災害の危険があるようなところはなるべく避けてくださいというようなこともあったと思いますが、ちょっと新聞に書いてあることなんですけれども、信毎に指定避難所への移動が混乱な住民に配慮し、公民館を独自の緊急避難場所にしたいという記事が出ておりました。長野市なんですけれども、市との協議の結果、公民館を緊急的な避難場所として運用することにし、市の補助金を活用し食料などの備蓄を増やしているということ、指定避難所は先ほど申しました、内閣府は原則として災害リスクがない避難所を求めています。運用上の避難所として地区の皆さんにしっかり認識していただき、そのときになって運用上ですよと言われてもどうかと思いますので、事前に、どうしても私が言っているのは、蕨平とか嶺方とか、そういう東山の橋が壊れたとか、そういうようなことは十分、大災害時は想定できますので、そういうときにはここが運用上の緊急避難所だよという、住民の方にしっかりと認識していただくということが大事ではないかというふうに思っておりますが、どのようなお考えかお聞きいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 答弁させていただきます。

増井議員おっしゃるとおり、運用上というのは各地区の中での判断で同様なことはしております。これは指定避難所の災害の要件によっても変わってくると思います。例えば地震災害、大雨等の災害によって、今、例がありましたけれども、蕨平で孤立するという可能性もありますので、村では今回、国のほうの認定を受けました蕨平と、白馬ハイランドホテルと、そこに隣接する事務棟も含めて地域の皆さんと、いわゆる孤立対策に向けた自主的な防災計画というのを立てて認証を受けたという話も支配人のほうからお聞きしています。それにも村としてしっかり関与しておりますので、そういう関与の仕方であれば、先ほどの運用上ということで、これはその災害の種別によって、ケースがあり得ると思いますから、何も災害のときにはそこを出なければだめというよりも、それは応用的にしっかりと対応していくべきというのは災害時における鉄則だと思いますので、その

辺については認定をする、しないというよりも柔軟的な運用を心がけたほうがいいかなというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 今、ハイランドホテルのことをお聞きしました。私もそこにいましたので、大変いいことだというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、時間も随分来てまいりましたので、次の質問に移ります。

私が気にしているところ、複数地区の指定避難所、要はウイング21北部トレーニングセンター、この辺だと思いますが、実際のところ、ウイング21では8地区、名鉄、深空、メルヴェール、みそら野、瑞穂、エコランド、蕨平、嶺方と、これが指定避難所にされています。それと、北部トレーニングセンターは6地区、森上、塩島、野平、立の間、通、青鬼と、こういう複数地区が指定避難所に今指定されているわけですが、実際、ここでの避難運営訓練等はやられているのか心配しているところです。それと、資機材とか備品の備えというのはどのくらいあるのか。地震が起きて協定先から食料、その他備品も来るでしょうが、確実に来るとは分からないわけですから、その辺の備えはどうされているか伺いたいします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

今年度、避難所の開設の訓練というのが実際行なったんですけれども、運営に係る部分につきましては、防災士さんのほうから能登での体験を伴った講和にとどまるというところで、実際に避難所の運営について、自分たちがどうやってやるのかというような部分についての訓練はなかったです。当然、避難所の運営というのは本村の避難所運営マニュアルにも書いてございますけれども、役場職員が全ての運営していくわけではなくて、当然、役場職もありますがその中に地域の住民、いわゆる被災された、避難してきた住民になりますけれども、そういった方々が運営していかねばならないというような部分で組み立てられております。増井議員さんおっしゃるとおり、単独の地区であれば区の通常の当役といいますか、役員の中でおそらくそういったことが運用されるんでしょうけれども、複合の地区については、その辺もちょっとハードルがあるというところは理解しています。ただ、実際に、その運営の部分をつみんなが集まって実際に組織をつくってやっていくというのは非常に難しいところもございますので、これはウイングだから、各地区が集まる場所だからということではなくて、避難所の運営というのはどういうもので、自分たちでやらなきゃいけないんだよと。その中には、どういう委員会みたいなものがつくって行なわれていくと。先ほどの能登あるいはうちの村でも神城断層と黒豆等がありますけれども、こんなことが行なわれたんだよというような部分は共有をするという意味での訓練は実施していきたいというふうに思っています。

あと、2つ目の内容、質問でございますけれども、備品の配備計画でございますが、これにつきましては、前、役場多目的研修集会室とふれあいセンターが指定避難所になっておりますけれども、こちらにつきましては、現在、非常食が2,300食、あと水が2リットルが824本、500ミリが480本、毛布が59枚、あと大きなところでいきますと発電機が4台、ラップ式トイレが5台というような形になっております。

ちなみに、ウイング21のほうでいきますと、非常食につきましては200食、水につきましては500ミリリットルが1,000本ということでございますが、そのほかの毛布ですとかテント、あるいはトイレ、こういったものはまだ配備できていないという状況でございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） それでは、急ぎます。次の質問に移ります。

令和7年度予算でこれからということになりますが、防災の資機材・備蓄品の計画、これは、7年度はかなり盛り込んでおられると思うんですけど、その辺の備蓄計画の内容を少しお話しいただきますでしょうか。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

令和7年度につきまして、当初、災害備蓄品の計画に基づいてというふうに思っていたんですが、令和6年度の国の補正で、非常に有利な交付金があるというところで、そちらに塗り替えております。令和7年度につきましては、予算の中では毎年更新をしていく非常食、これを1,400食を購入するのみとしておりまして、あとは補正予算のほうで今回も提出しております、補正予算のほうで挙げております。具体的に申し上げますと、この補正予算ですけれども、「新しい地方経済生活環境創生地方交付金」の中の「地域防災緊急整備型」というものを活用し、国庫補助が2分の1、上限が4,000万円、あと備蓄倉庫みたいなものについては補正予算債、有利な起債充当率100%、2分の1が交付税措置がされるというもの。それ以外についても、80%が特別交付税で措置をされると、非常に有利なものでございます。この申請内容、まだ採択にはなっておりませんが、申請の内容ですけれども、間仕切りテント、いわゆるパーテーション、これが400セット、簡易トイレですけれども、これが35台、あとエアベッドが600個、移動式エアコン、これが20基、あと蓄電池ライトソーラーの充電器、これが5セット、あと防災倉庫を1棟、合計で3,863万5,000円、これを申請しているところです。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。増井議員の質問時間は答弁も含め、あと7分です。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） そうしますと、時間もあまりなくなってきましたので6点目の、私が質問を

いたしました避難所における、指定避難所の14施設ありますけれども、関連死を防ぐためのT・K・B、トイレ・キッチン・ベッドの備えは大丈夫かというような失礼な言い方をしておりますけれども、この中で、私は能登半島地震で同じ防災士が現場に行ったときに、何が一番大変かとお聞きしたところ、こういうところで言うのもあれですけれども、能登半島の珠洲市ですけれども、小学校のトイレが断水であり、停電があったりして、花壇に穴を掘ってそこに男性も女性も用を足したというようなことを聞きますと、トイレの問題が一番大切ではないかというふうに考えました。それで、簡易トイレももちろん徐々に計画的に整えられていくと思うんですけれども、内閣府が推奨しているのはマンホールトイレなんですよ。マンホールトイレ、お金も出さなくてマンホールトイレを推奨しますというのはちょっとおかしい話なんですけれども、このマンホールトイレについてどんなものなのか、上下水道課長に少し説明をお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） お答えします。増井議員から質問がありましたマンホールトイレ、タイプが3種類ほどあります。いずれも上流に便器自体に水を流す機能がないものですから、上流に貯水槽等を設けて常時水を流す、または定期的に水を流す方式、それが1つ。あと管渠自体を大きな口径にして、管渠自体にある程度汚物等を水を張った状態に溜めて定期的に便を設けて下水道に流すというタイプ。全く下水道等がない地域に関しましては、マンホールの下に貯留できる大きさのものを設置し、下流からバキュームカーで吸引して搬出するというような方法が3つほどございます。マンホールトイレということで、衛生的には汚物自体を直接触れることがないので優れている点と、あと、水等が下にありますので、臭気なんかも防げるという点が利点になっております。ただ、デメリットとしまして、やはりそれを流すための水の確保、これが必ず必要になってまいりますので、あとは下水道に流すということで当然、大規模な地震のとき、神城断層地震でも、要は下水道の道路内の管渠が被害を受けてしまいますと、当然そのマンホールトイレを定期的に水を流すとか、処理場までの管路が安全が確保されていないと、それを十分に機能を果たすことができませんので、その辺の点がちょっとデメリットになると思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。増井議員の質問時間は答弁も含め、あと2分50秒です。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） そうしますと、最後の質問にいたします。村長にお伺いいたします。白馬村の平成7年度の重点的に取り組む分野の1つに、「防災・減災の村づくり」を挙げられました。どのように防災・減災のための体制づくりを強化していくのか、お伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 令和7年度で予算編成の中で中心的なところに盛り込ませていただきました。これは、先ほど増井議員の話も出てきました能登半島地震、また、白馬村では昨年度黒豆沢土砂災

害が発生しまして、特に線状降水帯等の発生により、近年、土砂災害はじめ災害が非常に多く発生している中で、やはり一番大切なことは住民の安全、生命、財産、身体、これらの安全があつてその人生でありますので、ここを守るためにまずは予算でも重点的に盛り込む。また、昨年になりますけれども、神城断層地震から10年ということで、地震防災の日を設定いたしまして、実際にシンポジウムを行ないましたが、こうした機会、また先ほど来出ております訓練を通じて、防災意識を図るとともに、実際に発生したときにしっかりと命を守れる対応ができるように日頃からの情報発信、また、避難所の充実、こういったものを全面的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

これは、本当にやってやりすぎということはありませんので、できる取組は全てやっていきたいと思っておりますので、今こうした災害が非常に発生しやすい状況にありますけれども、そうした中で住民の皆さんが安全に暮らしていける体制を整えるためにできることを全てやっていきたいというふうに考えております。

議長（太田伸子君） 質問時間が終了しましたので、第2番増井春美議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から3月17日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、各委員会、議会全員協議会を行ない、3月18日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日から3月17日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、各委員会、議会全員協議会を行ない、3月18日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 0時07分

令和7年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和7年3月18日（火）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 新たな財源確保調査検討特別委員長報告並びに議案の採決

日程第 3 予算特別委員長報告並びに議案の採決

令和7年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和7年3月18日（火）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 4 同意第 1 号 白馬村教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 議案第32号 職員の旅費に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第33号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第34号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 8 発委第 1 号 白馬村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 9 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第11 議員派遣について

令和7年第1回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 令和7年3月18日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山和之	第7番	太谷修助
第2番	増井春美	第8番	津滝俊幸
第3番	横川恒夫	第9番	松本喜美人
第4番	切久保達也	第10番	加藤亮輔
第5番	加藤ソフィー	第11番	丸山勇太郎
第6番	尾川耕	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
税 務 課 長	太田雄介	健康福祉課長	工藤弘美
会計管理者会計室長	太田俊祉	参事兼建設課長	矢口俊樹
観 光 課 長	鈴木広章	農 政 課 長	田中洋介
上下水道課長	廣瀬昭彦	住 民 課 長	堤 則 昭
参事兼教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	内山明子
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	長澤 肇

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下川浩毅

7. 本日の日程

- 1) 常任委員長報告並びに議案の採決
- 2) 新たな財源確保調査検討特別委員長報告並びに議案の採決
- 3) 予算特別委員長報告並びに議案の採決
- 4) 追加議案審議
同意第 1 号（村長提出議案）説明、採決
議案第32号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決
議案第33号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決
議案第34号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第 1 号（議会運営委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

- 5) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 6) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 7) 議員派遣について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により提出された議案は次のとおりである。

- 1. 同意第 1 号 白馬村教育委員会委員の任命について
- 2. 議案第32号 職員の旅費に関する条例の制定について
- 3. 議案第33号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例について
- 4. 議案第34号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第10号）

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和7年第1回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（太田伸子君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。議案第24号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第9号）は分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第9号）は、常任委員長報告終了後に、討論、採決を行なうことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第1番丸山和之総務社会委員長。

第1番（丸山和之君） おはようございます。1番丸山和之です。それでは、12日に開催されました総務社会委員会の審査等の報告をさせていただきます。

令和7年第1回白馬村議会定例会総務社会委員会審査報告。

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案15件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第5号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定について。

ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定をするもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第5号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第6号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議について。

第2期連携ビジョンが期間満了となるが、事業実現や圏域内の連携を図った事業展開など事業効果が表れていることから、令和7年度以降もこの取組を継続する方針で、第3期連携ビジョンの策定作業を連携町村と進め、専門部会等においても検証を行なった結果において連携協定の一部を変更するもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第6号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁固刑が新たな自由刑（拘禁刑）として単一化されたことに伴い、関係する条例の一部を改正するためのもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第10号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第12号 白馬村副村長定数条例の一部を改正する条例について。

白馬村副村長の定数を1人から2人以内に改正したいことから、白馬村副村長定数条例の一部を改正するもの。

質疑、意見に入りまして、助成金やふるさと納税等、いわゆる外の部分を補う人材の採用を考えていたと思うが、村長のアドバイザーという立場で考えたときに、参与という形で必要なときに対応していただくほうがよいのではと考えるがとの問いに、以前、副村長2名体制だったこともあり、村民が理解しやすく他自治体でも同じ取組をしていることもあり、副村長がよいと考えている。また、職務としての割振りについては募集の要件を見ながら割振るといった例規になっているので、外部のものを使うというのはまた別の要素になってくるため、条例の趣旨とすれば副村長の2名体制ということで理解していただきたいとの答え。

成果主義を入れるような形にしておいたほうがよいのではとの問いに、参与と副村長の大きな違いは議会の承認である。参与の場合は、任命権者は副村長の場合と変わりはないが、議会の同意がなくても決めることができる。透明性や信頼関係を考えた場合、議会の同意が必要となる副村長のほうがよいと考えるとの答え。

意見として、特別職は副村長に限らず議会の同意が必要になってくるため、任務を保証することで成果が上がらなくても4年間は続けるということになる。そういう意味ではハードルが高くなってしまうし、参与という形であれば村長の任命のみであり、やってほしい事業に対して引っ張ってくることも可能だと考えるため、方法論として別の案も考えていただきたい。

討論に入りまして、賛成として、昨今の時代背景の中で新たなアイデアを持ち、独立性がある人が副村長としていたほうが、村の方向性を決めるときに間違いないと思っている。賛成として、新たな血も加わって多数決の原理がより働くということはよいことだと考える。

採決したところ、議案第12号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第13号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

令和6年8月8日、人事院公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目のうち、令和7年4月1日から実施することとされている項目について所要の改正を行

なうもの。

質疑、討論がなく、採決したところ、議案第13号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第14号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

育児休業、介護休業等育児または家族介護を行なう労働者の福祉に関する法律の一部改正に対応するため、条例の引用部分の改正を行なうもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第14号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し、給与の改正を行なうもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第15号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第16号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

一般職の職員の給与に関する条例の規定に準拠し、フルタイム会計年度任用職員の給与表を改正するもの。

質疑、意見に入りまして、1号俸や15号俸くらいまでは2万円くらいのアップとなっているが、その後になると4万円くらいのアップとなっている、そのようになっている根拠はの問いに、令和6年度の人事院勧告において、下のほうが12%くらいアップされ、上のほうに行けば行くほど伸び率が少なくなるといった改正があり、昨年12月にこれに基づいて給与表を改正したが、その表に準拠する形になっているためとの答え。

討論はなく、採決したところ、議案第16号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第17号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

パートタイム会計年度任用職員のうち、定額で支給する職種の報酬額を改正するもの。

質疑、意見に入りまして、庁内の中でもパートタイム職員の数が一番多いと思うが格差が広がるとチームワークが悪くなると思う。パートタイムについても底上げするべきではの問いに、一般職の給与表を使って時給を計算しているため、以前よりも格差がなくなってきたのが実態である。ただ、格付けがどこになるのか、あるいは昇格しないという部分もあるが、あくまで会計年度任用職員であるためその辺の差については仕方がない部分ではあるとの答え。

それぞれ人の命を預かったり、夜中の仕事をしたりなど資格が必要となるため、これぐらいはよいと思うが、「以内」という文字がついており、実際は改正後の金額の上限にそれぞれ上げるのか、あるいは経験年数に応じて下げていくのか、どのように運用するのかの問いに、今回上程している

表については確かに上限額である。規則のほうでは支給額を定めているため、規則に応じた額を支払うことになる。今回、改正させていただいたのは改正率をかけたところ、上限を超えてしまう職が出てきてしまったため上限の改正をさせていただいた。単価表については経験年数等の差はない。

意見として、白馬村は雪も多く住宅もないため条件が悪い。例えば寒冷地手当のようなものをつけるといったことも考えていただきたい。

討論はなく、採決したところ、議案第17号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第18号 白馬村ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例について。

県と村が所有する白馬ジャンプ競技場の使用料金について、県が条例改正により使用料金を改正したため、村条例で定めた使用料金についても合わせて改正するもの。

質疑、意見に入りまして、大規模イベント開催の打診があり、断ったと聞いているが、このようなイベントがいい形で開催できるようであれば42万円の範囲内で村長が定めるとなっているが、例えば200万円以内とかにできないのかの問いに、価格については県と協議し料金を設定している。ジャンプ競技場は県から指定管理者の指定を受けており、県の条例で定めている料金を超えて徴収することはできないという前提があるので、方法としては県の条例を変えていただくか、興行に対する収入としてみて、その中から一定の割合をいただくという考えもあるとの答え。

意見として、7年度の予算の審査の中で、地域公社を設立し、稼ごうとしているのでしっかり稼いでいただきたい。

討論はなく、採決したところ、議案第18号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第19号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について。

白馬クロスカントリー競技場（スノーハープ）の使用料金を改正するもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第19号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第20号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正に伴い、所要の改正を行なうもの。

質疑、意見に入りまして、今後、施設を増やすことになっても白馬村はA型のみかの問いに、全てのタイプで申請があつて、村が認定すれば本条例の該当になるとの答え。

討論はなく、採決したところ、議案第20号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第21号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正並びに児童福祉施設の整備及び運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行なうもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第21号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第22号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

県が示す国民健康保険運営の中期的改革方針に基づき、令和9年度までに2次医療圏内の各市町村が応益割保険料を標準保険料に近づけていく必要があることから、国民健康保険税率の改正を行なうもの。

質疑、意見に入りまして、財政調整基金の中で1億6,000万円もあるにもかかわらず将来的な使い道を示さず、多少上げて調整するのはおかしい。松本市や長野市と比べて村は高度医療を受けるのに時間的なハードルがあり、環境の違いを考慮せず引き上げるというのは納得できないがの問いに、財政調整基金があるのに利用できないかについては、長野県国民健康保険の運営方法、運営方針が令和6年4月に改定され、赤字解消削減の取組の中で保険料の負担緩和を図るための繰入れが解消削減の対象となっているからであり、そのため、積極的に財政調整基金を利用して保険料の負担緩和を図ることはできないと考える。

討論に入りまして、反対として国民健康保険という制度そのものが非常に複雑になってきており、ほかの保険と比べても割高感がある。県下で統一しなければならないので、引き上げするといった考えはいかがかと思うので賛成できない。

採決したところ、議案第22号は委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第24号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第9号）所管事項。

歳入歳出それぞれ1億5,377万1,000円を追加し、歳入歳出予算の予算総額を76億9,304万6,000円とするもの。

総務課関係。

財産管理費の特定財源901万円の収入は村有地の売り払いによるもの。

公債利子事業の一時借入金利子11万円の増額は、当初、借入金を3億円と見込んでいたが一時的に現金がなくなり4億円の借入れを予定するもの。

質疑、意見に入りまして、財産収入の村有地売却収入について、場所はどこでどのような形で売なのかの問いに、場所はみそら野入口にある村有地で、一般競争入札により売却を進めてきたが、入札を行なったところ901万円で落札となったため、売却いさせてもらったとの答え。1億円が不足とのことだが、いつまで借入れをするのか、なぜそうなったのかの問いに、一時借入金については3月17日に借入れを起し、4月25日に返済するという計画で進めている。不足した理由については、除雪費で3億円、黒豆沢の堆積土砂の撤去で1億円が必要となったためとの答え。

住民課関係。

福祉医療費 180 万円の増額は、福祉医療受給資格者の医療費増大に伴い福祉医療給付が増加したため、当初予算額に不足する額を計上するもの。塵芥処理事業 162 万円の減額は、北アルプス広域連合負担金の減額補正によるもの。し尿処理事業 808 万 5,000 円の減額は、白馬山麓事務組合負担金の減額補正によるもの。

質疑、意見はありませんでした。

健康福祉課関係。

乗合タクシー運行事業 6 万 6,000 円の増額は、回数券の印刷製本費によるもの。保健予防費 1,068 万 7,000 円の減額内訳は、带状疱疹ワクチンの予診票の印刷製本費による 6 万 3,000 円の増額と、ワクチン接種の実績による検診等委託料 1,075 万円の減額によるもの。

質疑、意見に入りまして、アプリでは 1 カ月定期パス 5,000 円というものがあるが、今回の回数券は 270 円の 10 回分で電話予約のほうは同じ金額で割引になっていない。回数券を利用しても往復 5 日で終わってしまうことを考えれば、定期パスのようなことも考えていただきたいとの問いに、今後、検討していく。今回の回数券の経過でいうと、昨年までは 11 回券 3,000 円で販売しており、1 回に割り返すと 272 円程度となることから、270 円という単価の設定をしているとの答え。带状疱疹ワクチンの接種費用負担はの問いに、ワクチンが 2 種類あり、1 つは不活化ワクチンで 2 回接種が必要で、1 回につき 6,600 円。もう 1 つは生ワクチンで 1 回の接種で 2,600 円となる。ただし、医療機関によってはどちらを取り扱っているかまだ分からないので後日お知らせする予定との答え。

教育課関係。

北小学校管理事業 127 万 2,000 円の増額は、漏水による水道料の増額によるもの。

学校給食センター事業 100 万円の増額は、賄い材料費の増額によるもの。

質疑、意見はありませんでした。

生涯学習スポーツ課関係。

スノーハープ維持管理事業 22 万 2,000 円の減額は、スノーハープのり面工事の入札差金の減額によるもの。

質疑、意見に入りまして、スノーハープの工事の進捗状況と現在の状態はの問いに、今年度は 5 年度の繰越事業を行ない、11 月に進行した。今年度の事業は 12 月に発注し、7 年度へ繰越となる。現場も掘ってみないと分からない部分が多く、8 年度に終了する予定との答え。

子育て支援課関係。

児童手当給付事業 1,900 万円の減額は、2 月の支給終了に伴う予算不用額による減額。住民税非課税世帯への給付金事業 460 万円の減額は、事業の終了による減額。

質疑、意見はありませんでした。

議会事務局関係。

議会事務事業62万6,000円の減額は、普通旅費の減額と印刷製本費の減額によるもの。

質疑、意見はありませんでした。

各課の審査が終了し、全体的な討論はなく採決したところ、議案第24号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

以上、総務社会委員会の審査等についての委員長報告といたします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第5号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第6号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第12号 白馬村副村長定数条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第13号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第14号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第１６号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第１６号は委員長報告のとおり可決されました。議案第１７号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第１７号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第１７号は委員長報告のとおり可決されました。議案第１８号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第１８号 白馬村ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第１８号は委員長報告のとおり可決されました。議案第１９号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第１９号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第１９号は委員長報告のとおり可決されました。議案第２０号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第２０号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委

員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第21号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号の討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。第10番加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 10番加藤亮輔です。議案第22号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対討論をします。

この条例は、2018年からスタートした国民健康保険料率の都道府県単位の統一が目的の税率改正です。国は、小さな国保組合では高度医療を受診する住民が出た場合、保険財政が大変だ、県単位で広域化すればスケールメリットによる財政緩和策も生まれるなど、保険財政の安定化のために保険料水準の統一を目標にロードマップを策定し、毎年料率を改正しています。また、国保運営の権限が市町村から県に移譲され、各自治体が長年積み上げてきた国保料負担軽減のための法定外繰入を制限したり、各自治体の独自減免制度を廃止を促したり、保険税の引上げが続いています。白馬村の昨年の料率改正は所得割の応能分が0.2%の引下げですが、均等割・平等割の応益割は1,400円の引上げでした。今回の令和7年度は応能分は0.1%の引下げですが応益割は1,400円の引上げです。具体的な引上げ額は家族構成、所得、年齢で異なりますので、モデル家族を設定して資産比較して村民に正確な金額を明示すべきです。言えることは、全ての世帯が負担する応益割が1,400円引上げられ、所得を基礎に計算する応能割が0.1%引下げですから、低所得世帯家族構成が増加する世帯が値上げになると考えられます。しかし、白馬村国民健康保険会計には1億2,700万円の財政調整基金という貯金があります。料率を改正する必要はないと考えます。加入者の財産でもある財政調整基金の運用については、白馬村国民健康保険財政調整基金条例第7条に次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部または一部を処分することができますと定めています。その中に、そのほか国民健康保険事業の円滑な運営に必要な場合と定めています。今こそ円滑な運用のために財政調整基金を活用して、自治体の独自性を尊重した保険料率をすること……。

議長（太田伸子君） 加藤議員、3分が過ぎましたので。

第10番（加藤亮輔君） 保険料率で私は反対します。

議長（太田伸子君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第22号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

議長（太田伸子君） 挙手多数です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第4番切久保達也産業経済委員長。

産業経済委員長（切久保達也君） 令和7年第1回白馬村議会定例会産業経済委員会報告をいたします。

本定例会において産業経済委員会に付託された案件は8件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第7号 村道路線の廃止について、議案第8号 村道路線の認定について、関連するため一括で説明、質疑を行ないました。

北城南部の圃場整備事業、これに伴って圃場整備の区域の中に巻き込まれる村道が存在し、圃場整備によって線形変更が行なわれる。それに伴い廃止及び認定を行ないたいもの。

質疑、意見としまして、村道2279号線の認定について、図面上はその先まで道がつながっており利用頻度が高いと思うが、そこは村道認定しないのかの問いに、塩の道からほんの少しだけ西側に入る路線であるが、現在も認定している路線で、短い区間だが村道認定をしておかないと再建築ができなくなることから、そこまでの区間を認定し、その先は農道となる。また、農道であるからといって通行できないわけではない。建設課として立地適正化計画にも沿って村道認定も考えているとの答えです。

この短い路線は除雪路線になるのかの問いに、今も除雪している路線であるため家までは除雪を行ない、その先の農道について除雪はしないとの答えです。

意見としまして、村道であれば除雪してもらえんと思っている村民も多い。除雪路線でない場合はしっかり説明をしていただきたい。また、集落が1件の対応など考えていただきたいし、除雪してもらえない等の話も出てくるので対応策を考えていただきたい。

議案第7号について討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第8号について討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号 八方池山荘の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について、議案第11号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、関連するため一括説明、質疑を行ないました。

議案第9号について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、八方池山荘の運営権に係る実施方針を定め、議会の議決を求めるもの。また、議案第11号は八方池山荘建替に係る事業者の選定について、白馬村PFI事業等審査委員会を新設したいため議会の議決を求めるもの。

質疑、意見としまして、コンセッション方式とはどのようなものなのか、また、見通しとして業者はある程度絞っているのかとの問いに、建物自体は村が持つことになるが、運営権を業者に設定して運営してもらうことにより、事業者は自由度が利くため、自分たちの裁量で多くの収入を得ることが見込まれる。また、調査により地元事業者や県外企業を含めた13社にヒアリングを実施し、そのうち9社が参加の意向を示していると現段階では認識しているとの答えです。運営権設定の条例からでは利益を得た事業者が村にきちんと利益を還元させる仕組みとなっているのかが分からないとの問いに、事業者とSPCを組んであるため、法人税が村に入る。また、実施要領の中に「プロフィットシェア」というものを考えており、ある一定の基準を作り、その基準以上より儲けた場合は村に何パーセントか還元していただくような仕組みを検討しているとの答えです。

事業終了後、村に運営権が戻り、村が所有することになった際、維持管理に充てる費用が心配である。契約は20年を予定しているとのことであるが、20年のうちに利益の中からお金を貯めるシステムが必要だと考えるが、いかがかとの問いに、20年と設定した理由は、民間企業にとって投資回収に最適だと言われているからである。現時点では、貯めてそこに回す資金についての具体的な考えはなく、20年先のプランについてもまだ検討できていないが、官民連携事業がその先もできるのか、あるいは貯めておくことができるのか、については並行して考えていくとの答えです。PFIのデメリットとして、長期にわたる契約となるため、事業者の運営がうまくいかない状態になっても契約を切ることができないことや、村が運営に関してあまり口出しできないことが挙げられるが、そこについては全てクリアしたやり方でいくのかとの問いに、事業者が今まで経験したことのない事業であるため不安を持っており、デメリットとして参入者が少ないのではないかと言われていた。また、SPCの中で1社が資金倒れした場合はどうするのかとの質問があったが、リスク管理については実施方針あるいは要求水準の中で示すといった対策はしており、契約前に会計のプロを入れて契約をする形としている。また、官民連携の事業では費用対効果が重要であり、自治体で整備・運営したときと官民連携で行なったときに金額の差が生じなければならない。例えば1%しか変わらないという話ならば、官民連携のメリットがないことになる。可能性調査の中でその辺もクリアし、費用対効果が出てくれば官民連携事業を行なうところが行政にとっては大きな要素となるとの答えです。

議案第9号について討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号について討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号 白馬村水道事業及び下水道事業条例の一部を改正する条例について。

消費税法において消費税を含んだ総額表示が義務づけられていることから、水道料金の額について、税抜き表示を税込み表示に改めるもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第23号は、委員長除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第9号）所管事項。

観光課関係。

山岳観光施設維持補修事業、95万5,000円の減額は、八方尾根送水パイプラインの破損が冬前に確認されたが、雪解け後に確認したところ破損はなく、安定的に送水できていることから、修繕の必要がなくなったことによる減額。

21観光戦略事業、350万円の減額は、白馬松本空港間のシャトルバス負担金で、4月から3月での精算業務を4月から12月に変更したことによる減額で、1月から3月分の200万円を来年度へ振り替えるものと、白馬小谷間のアルペンライナー白馬扇沢線利用者減による、令和6年度から運行取りやめによる150万円の減額によるものです。

観光安全浄化対策事業、100万円の減額は、白馬岳の馬尻トイレが大雪溪閉鎖により、トイレの開設をしなかったことによる減額です。

質疑、意見はありませんでした。

農政課関係。

農業振興事業、1,613万8,000円の増額は、担い手確保・経営強化支援事業補助金の1,706万5,000円で、農業法人2社と認定農業者1名への農業機械導入支援事業と所得安定対策等推進事業と、水田麦・大豆産地生産性向上場事業の事業完了による92万7,000円の減額。農地費60万9,000円の減額は、土地改良区負担金31万5,000円の増額と、圃場整備事業の調査設計委託料92万4,000円の減額で、事業実施年度変更に伴うもの。

質疑、意見としまして、担い手確保・経営強化支援事業等補助金1,706万5,000円の内訳はとの問いに、3社該当し、2社が法人、1社が個人となる。法人のうち1社970万円と、1社290万円、1個人450万円の補助額となるとの答えです。

農政の補助金はいろんな補助金があるが、村内には多くの農業者がいる中で、ある程度の規模に応じてという説明もあるが、大規模農業者ばかりにいていないかとの問いに、今回の国の補助金については非常にハードルが高く、4ヘクタール以上拡大しなければならないような要件もあり、

ある程度の農業者10社ほど声をかけさせていただき、今回の3社が手を挙げていただいた。小規模農家については、村の補助金を活用していただきたいとの答えです。

ある一定規模の農家が集まり、順番に使えるような取組ができないか。今回の補助金も4ヘクタール以上の拡大が必要ということであれば、三、四社とか集まれば要件に合うのではないか。集まった団体で機械を共同で使用していくことは難しいところもあるが、小規模な農家もある程度補助を受けられるのではないか、村の補助を使うのではなく、国、県の補助を活用することは難しいかとの問いに、県単の補助事業として3社以上の共同でないと補助対象にならない事業もあり、6年度はその補助事業を活用している農業者もあり、引き続き県に要望していくとの答えです。

建設課関係。

土木総務事業7万3,000円の減額は、県の入札システム負担金が確定したことによる減額。道路維持費1億8,628万円の増額の主なものは、除雪事業1億9,220万円で、委託料1億8,700万円や燃料費、光熱水費270万円などによる増額。また、2月末現在で4億1,400万円余りを支出し、3月が約2,300万円、そのほかに除雪機械管理費も合わせると5億550万円の支出を予定している。

質疑、意見としまして、これから排雪作業が出てくると思うが、今回増額補正する除雪事業費に排雪経費は含まれているのかとの問いに、1億8,700万円補正していただく委託料に含まれているとの答えです。

討論はなく、採決したところ、議案第24号は、委員長除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号 令和6年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）、収益的収入に156万7,000円を増額し3億2,737万2,000円、収益的支出に520万円を増額し3億652万4,000円とするもの。

収益的収入では、二俣浄水場官民連携導入可能性調査に係る国庫補助金の導入による増額、収益的支出では、後納郵便料金の不足による増額。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第25号は委員長除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定いたしました。

議案第26号 令和6年度白馬村下水道事業会計補正予算（第5号）、収益的支出に300万円増額し4億8,621万5,000円、予算第4条本文括弧書き、不足する額7,618万2,000円を不足する額8,118万2,000円に改め、資本的収入に676万5,000円を減額し4億618万3,000円、資本的支出から176万5,000円を減額し、4億8,736万5,000円とするもの。

収益的支出では、後納郵便料金の不足による増額、資本的収入では、資本比平準化債の借入金減額、し尿等投入施設整備に係る国庫補助金の増額と工事負担金の減額によるもの。資本的支出では、

し尿等投入施設実施設計業務の増額と整備用地買収の減額によるもの。

質疑、意見としまして、し尿等投入施設整備用地の買収について、224万円減額となっているが、買取価格と基準地価との対比はされたのか。基準地価よりも安く買えたということでは、いかとの問いに、土地の購入に関して、一つは不動産鑑定に入っているのと建設等で買う公用地の単価を比較し、不動産鑑定価格を参考に算出した金額で購入させていただいたとの答えです。

討論はなく、採決したところ、議案第26号は、委員長除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業経済委員会の報告とします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第7号 村道路線の廃止については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第8号 村道路線の認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第9号 八方池山荘の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第11号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第23号 白馬村水道事業及び下水道事業条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は、起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第25号 令和6年度白馬村水道事業会計補正予算(第4号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は、起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第26号 令和6年度白馬村下水道事業会計補正予算(第5号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、常任委員会において分割審査をしていただきました議案第24号の討論に入ります。討論

はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は、起立によって行ないます。議案第24号 令和6年度白馬村一般会計補正予算(第9号)は、常任委員長報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第2 新たな財源確保調査検討特別委員長報告並びに議案の採決

議長(太田伸子君) 日程第2 新たな財源確保調査検討特別委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

新たな財源確保調査検討特別委員長より報告を求めます。第7番太谷修助新たな財源確保調査検討特別委員長。

新たな財源確保調査検討特別委員長(太谷修助君) 令和7年第1回白馬村議会定例会、新たな財源確保調査検討特別委員会審査報告をいたします。

令和5年9月に、新たな財源確保調査検討特別委員会を設置し、村が導入しようとしている宿泊税などについて調査研究を進め、令和6年6月に村長に提言書を提出し、現在に至っております。

本定例会において、本特別委員会に付託された議案は2件です。審査の結果等内容を報告いたします。

議案第3号 白馬村持続可能な観光地経営に関する条例の制定について。

本村の観光地経営に関し、基本理念を定め、村の責務と村民、観光事業者等の役割を明らかにするとともに、観光地経営に必要な財源の確保とその使途の方針を定めることにより、村民生活と調和した持続可能な観光振興に関する施策を計画的に推進し、もって村民にも来訪者にも魅力ある活力に満ちた地域づくりを成し遂げ、経済の発展及び村民生活の向上に資するため、条例を制定したものです。

質疑に入りまして、観光地経営会議によって出来上がった経営ビジョンというのは、使途のところで使われ、計画とともに使い道をホームページ等に公開していくと思われるが、どこの審査機関も通さないのか、また、財政上に関わることについては、一般会計に組み入れるということになるため、予算のところで議会が関わるためよいという解釈なのかとの問いに、経営会議は村長の諮問機関となるため、経営会議で出来上がった経営ビジョンを答申し、それを受けて村長が判断していくことになる。また、財政についても他の基金と同様に予算の中で説明するため、議会をスルーしてしまうということはないとの答弁。

個別の案件に関しては、使途という中で毎回これを使っていくことになるため、議会の審査を得ていくことがよいのではないのかとの問いに、議会の審議が必要となる計画は総合計画の中でも「基

本構想」であり、他の行政計画には一切ない。しかし、この計画の位置付けから考えると、観光部分の「憲法」という部分があるため、委員会だけでなく全員協議会等において、計画の策定、変更があった時は報告し、意見をいただくということが必要と考えているとの答弁。

観光地経営会議の中で使途を定め、資金を基金化し、使途のルールに基づいて地域DMO、観光局が事業に対して交付するという説明が以前あったと記憶しているが、基金から一般会計の繰入金として計上し、処理をするということなのかの問いに、観光地経営会議の提言より基金化したものを1回DMOに交付金という形で渡し、DMOから各事業主体に交付するような流れを考えている。しかし、お金の流れについてはもう少し議論が必要と考えており、条例可決後に庁内でも協議をして検討するとの答弁。

「税」という位置づけで考えたときに、観光局の監査委員がお金の流れを監査するのか、それとも村の監査委員なのかとの問いに、交付金という要素が大きければ一般会計になり、負担金、補助金になれば財政援助団体ということになる。よって、援助する部分については村の監査と考えるが、実質的には相手方の監査になると考える。財源を基金化して出すときに、何らかの例規が必要だという話はしているが、これが条例なのか要綱なのかという作業は進めているとの答弁。

観光振興条例的な意味合いで見ると、無難に作られた条例であり、落ち度はないと思うが、第3条の基本条例は3つの理念だけでは物足りないと思う。また、使途条例という観点で見ると、2次交通や観光DX、ごみの削減処理など具体的なものが書かれていないが、そういった内容を盛り込んだ下部例規を作成するのかとの問いに、使途については経営ビジョン内というふうに考えているため、作成予定はない。また、条例の中でそこまで具体的にうたい込めしまうと、頻繁に条例改正が必要になってしまうため、基本的な具体的な部分については要綱になる可能性があるが、ビジョンの中にうたっていくことも透明性を担保できると考えているとの答弁。

2条で村民や観光事業者を定義し、4条でそれぞれの責務をうたっているが、村民の中には多くの外国人住民がおり、観光事業者にも外国籍経営者が多く存在している。よって、今回の条例が関係する多文化共生社会に関する条例の外国人住民の責務の部分について、しっかりとうたい直し、村民の役割、観光事業者の位置づけをしていただきたい。同じように、第8条の来訪者の役割に、「美しい村と快適な生活環境を守る条例を遵守」とあるため、マナー条例の見直しも行なってほしいがとの問いに、多文化共生社会に関する条例に、「外国人住民」という言葉があり、言語自体に違和感があるため、整理するタイミングが来ていると思う。また、この村では村民と観光事業者が複雑な関係となっているため、いつもぼやけた状態になっていることは理解している。マナー条例についても、昨今の状態によって、新たに付け加えた方がよい部分も出てきているため、今回提出する条例との整合性が取れる形で、優先順位をつけて取り組んでいきたいとの答弁。

使途の中で経営会員が重要となっているため、観光事業者だけでなく、観光事業に関わっていない村民など、いろいろな意見を求める必要があると考えるが、メンバー構成はどのようになっている

るのかとの問いに、観光地経営委員は現在10名で構成されているが、来年度は持続可能性を考え、農業や文化的な部分、山の関係の方で13名体制を考えている。しかし、利害関係者として考えると地域住民も入ると考えるため、メンバーの人数等を調整する中で、公募という形にするかどうかは分からないが、住民を入れたいと考えているとの答弁。

観光地経営会議を立ち上げた当時、3,000万円の費用がかかっている。また、さらに2,000万円をかけて修正しているが、今後もコンサルタントを依頼するのかとの問いに、職員にとって一つ一つ手間が増えて負担になってしまうが、今回はより地元に即したというところで有識者に入ってもらう予定はあるが、コンサルタントを頼む予定はないとの答弁。

賛成討論に入りまして、賛成の討論として、この条例は持続可能な村作りにとって必要であり、要綱や規則はこれからになると思うが、使途については村民が一番知りたいところなのであるが、非常に抽象的になっていると感じるので、審議会に諮問され、村長に答申をされた際には、議会としても関わらせていただきたい。また、使途条例と言ってきたものとは趣が違いますが、観光振興条例としてのそれぞれの条文は条件を満たしたものになっている。白馬村の進む方向を考えると、税を増やすことには賛成できないが、やむを得ないと思う。

採決した結果、議案第3号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第4号 白馬村宿泊税条例の制定について。

白馬村持続可能な観光地域経営に関する条例の規定に基づき、宿泊税の課税に関し、必要な事項を定める条例を制定したいもの。

質疑に入りまして、附則第9項については、条例の施行後3年後に検討、その後5年ごとに検討ということかとの問いに、施行後3年経過した場合においては、3年施行してその状況を見て検討、その後5年ごとに見直すとの答弁。

令和8年から施行となる最初の3年の検討は、令和10年の年になるのか、3年経った令和11年で行なうのかとの問いに、条例上は、令和8年から令和10年で施行後3年となるので、11年が検討の年になるが、実際は10年から検討を始める。その後5年ごとになるので、次は令和15年になるとの答弁。

時代の流れが早い中で、定額でスタートしているが、最終的には定率にならざるを得ないと思う。世界の流れは定率であるので、最初の3年は定額でもいいが、その後5年はスパンが長くはないかとの問いに、納税者に分かってもらえる制度としては、短いスパンで改正するのは難しいことも考え、他市町村の制度を参考に、一般的なスパンにしているが、世界情勢の流れの変化を考えると、その時々に応じて検討時期を改正する余地はあると思う。定率になると見ているが、全国ホテル組合からは反対意見が出されている。県は定率の話は出していないが、定率も考えながら進めていくとの答弁。

第10条に客室数、その他設備の概要を申告することになっているが、ベッド数のほうが重要ではないか。また、第4条の課税免除について、学生の活動の宿泊であれば対象となるのかとの問いに、条例では客室数となっているが、規則等でベッド数を出してもらうよう考えている。課税免除には、その活動に学校長の証明が必要で、参考様式をお示ししたいとの答弁。

入湯税の使途については、温泉の維持だけでなく広く使えないかとの質問に、宿泊税と同じ部分で検討して、村長に答申したので、税率も合わせて検討していくとの答弁。

討論に入り、賛成の立場として、税の公平性を確保していただくためにも、新年度から速やかに、村内全ての宿泊施設の実態把握、課税データや保健所データを使った実態調査を行ない、しっかり網羅した完璧なものに仕上げていただきたい。3年を経過するまでは、税額で対応するという形になっているが、時代は早いスピードで進んでいるため、定率性を含めて研究し、時代に即した形で随時改正していただきたい、との意見がありました。

採決に入り、採決した結果、議案第4号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、新たな財源確保調査検討特別委員会の審査報告といたします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第3号 白馬村持続可能な観光地経営に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第4号 白馬村宿泊税条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第3 予算特別委員長報告並びに議案の採決

議長（太田伸子君） 日程第3 予算特別委員長報告並びに議案の採決を行ないます。予算特別委員長より報告を求めます。第11番丸山勇太郎予算特別委員長。

予算特別委員長（丸山勇太郎君） 令和7年第1回白馬村議会定例会、予算特別委員会審査報告。

本定例会において、予算特別委員会に付託された案件は、予算審議5件です。

5日間にわたり審査いたしました各会計の予算書及び関係資料により、慎重審査した概要を報告します。

議案第27号 令和7年度白馬村一般会計予算。

予算規模は70億9,000万円、前年度当初予算比3億8,400万円の増で、過去最大規模。基幹歳入の村税は15億9,400万円、地方交付税は23億4,000万円を見込んだ。

重点的取組分野として6分野とし、重点分野以外の一般財源枠配分方式は例年通り。ふるさと白馬村を応援する基金から3億5,000万円、企業版の基金から5,000万円、財政調整基金から1億1,500万円など、基金繰入総額は5億4,100万円、村債は4億2,600万円となっています。

次に、各課審査の主な質疑、意見について審査順に報告します。

総務課関係。

ふるさと納税、実績では5億9,000万円までいったが、今回の目標額は5億円、実績からもっと高い目標設定をしてもよかったのでは。一方で、いつどうなるか分からない制度、使うほうではあてにしすぎないで、ある程度は基金に積んでいくといった考えを持ってほしいがの問いに、予算に挙げた額は目標ではなく安全面を考えての5億円、いただいた分を翌年度に全て財源にするという考えは全くなく、8年度はさらに厳しい財政状況となることを予想し、そのめどもつけ、7年度は3億5,000万円を上限と決めたとの答え。

地域公社設立可能性調査の意味合いは、観光局と振興公社とふるさと納税がキーポイントになるのではの問いに、自治体へのニーズが高度化し、行政サービスの担うべき役割が一層広がっている中で、外郭団体も幾つかあるが、持続可能性を考えたときに、地域人材のノウハウを地域で活かしながらお金を稼いで、なおかつ住民サービスにつなげていくということが出来るかの可能性調査、行政も関わりながら地域としてお金を稼いで、それを課題解決に回せる仕組みづくりを検討する。キーポイントはそのとおり、それら外郭団体にコンサルを入れ、伴走してもらいながら、外部目線で課題を抽出してもらうとの答え。

関係人口創出事業は、コミュニティ維持には大変よい事業だと思うが、困りごとが多いといえば高齢者、デジタル地域通貨も同じで、「アプリ」という言葉が出てきてしまうと、一番困っている人たちがまた別の意味で困ってしまう。アナログ的な窓口も必要だと考えるがに対し、社協と相談しながら口コミや電話で依頼を受けて、これに乗せるといった形を取りたいと考えている。地域通貨は、アプリと物理カードを全村民に配るといったやり方をしているところもある。一旦アプリで

始めてはいくが、取り残す人がいないような形でやっていきたい。これをきっかけに、スマホ教室等もしっかり取り組んでいくとの答え。

ふるさと納税の委託料、今までは3%に納税金額で段階的に変えていたと思うが、それを一律5.3%にしたということか、5.3%の根拠はの問いに、観光局の積算や他の自治体の包括的に受け負っているところを参考に、高いところで7から8%、安いところで4から5%とあるが、経費率50%内の枠があるため、それに収まる範囲ということで、協議の上で決定したとの答え。

意見として、総合計画策定委託料、地域公社プロジェクト化の調査委託料、共創プラットフォーム可能性調査委託料、デジタル通貨業務委託料、関係人口創出業務委託料と委託料のオンパレード、外部委託を一概に悪いとは言わないが、以前からの問題点は職員にノウハウが残っていないところ、委託業者と職員が一緒になってノウハウを蓄えていってもらうことが肝要との意見がありました。

次、税務課関係。

固定資産税の評価替え後に、村民から異議申立てはあったかに対し、今のところ異議申立ての申請はないとの答え。

今後の税収の見通しはに対し、固定資産税の土地については評価替えで上がったとしても、負担調整により一気に上がることはなく、段階的に上がる。建物は非木造も建っていることから税収は上がっていくと想定しているとの答え。

建物の建築単価が上がっているが、家屋評価の単価は上がっているのかの問いに、単価は上がっている。家屋評価システムに単価を設定し、数量等を入力すれば算出できるようになっているとの答えです。

次に、健康福祉課関係です。

今年、雪がかなり多かったが、除雪支援員による支援は間に合ったのかの問いに、除雪支援員の確保は年々難しくなっている。特に屋根雪下ろしは安全確保が難しく、業者にはかなりの負担があった。玄関周りの除雪は隣近所の支援でなんとか間に合ったとの答え。

岳の湯がなくなり、介護予防を考えれば、元気な高齢者が集まれる場所が必要。村ではそのような場所は作れないか。村で作れないなら、近隣の市町村と連携するとか、広域で行なうとか、検討していただきたいがの問いに、必要性は感じている。高齢者の中には小川や小谷のプールを利用されている方もいる。地域の集まりに閉塞感を持つ方もいるので、広い視野をもって検討していきたいとの答え。

関連する意見として、これから作る子育て支援施設を、老人と子どもたちの交流の場、双方の居場所にはできるはず。検討対象にしてほしい。

次、観光課関係。

デマンドタクシー運行事業の現在と変わる点は。ドアツードアの福祉部分で、土日の電話予約ができない点是对応が変わるか。1台を村民専用にすることはできないか。スキーの板は乗せられな

いことの周知不足対策法はの問いに、昨年7月から昼も3台運行としているため、台数に変わりはない。福祉部分と住民利用を切り分けて12月からやってきたが、観光客で混雑が発生し、予約が取れない時間帯があるため、来年度改善できるように現在、作業を進めている。もともと、ふれA I号は土日予約のサービスを行なっておらず、そこは変えないことで考えている。しかし、混雑状況は把握しており、1台を住民専用にする方法も一つの選択肢だと思う。スキー板の課題は対策としてアプリ上に示せるか、システム会社と調整しているとの答え。

八方池山荘は令和4年度から段階的に調査を行ない、調査だけでトータルすると8,000万円を超えている。選定業者を決めるまでにこれだけの金額は使いすぎではないのかの問いに、確かに高い金額をかけて取り組んでいることは認識している。しかし、PFI法が絡んできており、さらにコンセッション方式は全国を見ても事例がなく、職員だけの知識で進めていくのは非常に難しく、専門家の知識を借りながら確実に事業を進めていきたい。3,652万円が最後の金額となる。7年度にPFI事業者決定、8年度から事業設計、その後工事に入り、令和11年にはオープンというスケジュール感で進んでいるとの答え。

観光客向けバス事業で、松本便は大糸線を増便したほうが住民も利用できるのではの問いに、松本便バスは、オーバーツーリズム対策として補助金をもらってやった。夕食難民が大分軽減されたため、来年度予算に松本便は含んでいないとの答え。

住民課関係。

婚姻届の記念事業はイベント的なことを考えているのかに対し、白馬で結婚された方から要望されている事業、やり方についてはこれから検討する。との答え。

昨年に比べ、ごみの量はどのように変動しているか、白馬村のごみの現状、持続可能な村づくりで環境対策に力を入れていることを、もっと村民や観光客にアピールしたほうがよいのではに対し、1月末時点で事業系が245トン増、生活系で58トン増えているが、災害ごみが含まれているので、実際の生活系は減っている。ごみ減量のアピールは広報紙や動画作成等により周知しているが、今後も増えることが考えられるので、村が目指すものを村民や観光客に打ち出していくことは重要と考えているとの答え。

関連意見として、広域焼却施設に余力がないことや、ごみ処理経費が高額なことを前面に出してアピールすべき。現状の広報手段の中では、広報紙やホームページより、結局はチラシを使って周知することがベスト。

次は、農政課関係。

北城北部地区圃場整備の今後の予定はの問いに、合意形成で苦慮していたが、聞き取り調査を行なって事業導入してほしいという部分については、こういった区画で整備していくか計画して仮同意をもらった。県へのプレゼンも完了し、7年度に国、県に申請を行ない、8年度に事業採択、9年度に換地設計、令和10年から工事が行なわれる予定で進めているとの答え。

ナラ枯れ対策の樹幹注入はボランティアでやれる事業であり、50万円では少ないと感じるがの問いに、50万円は確かに少ないが、補正を認めていただきながら進めていくとの答え。

関連意見として、ナラ枯れで木を切らざるを得なかったところに、ぜひ山桜を植えていただきたい。池田町陸郷や小川村のように、観光的に景観が良くなっていくと思う。

地籍調査事業、大出はあと何年かかるのか、残りの北城中部、そして松川よりも北であと何年かかるのか、一方で、課税反映は令和9年度を約束している。それはそのとおりでいいかの問いに、大出地区は4つのエリアに分けていて、8年度、9年度にも新たな調査地区にそれぞれ入る。その後、北城中部のいまだ調査が入っていない地区に入り、おおむね10年程度はかかると思っている。その後、北部地区に移るが、全体が終了するにはまだ30年かかる。課税反映は税務課と連携を取り、予定どおり令和9年度の方で進めているとの答えでした。

次に、建設課関係。

雪寒指定道路の除雪費用は、3分の2国庫補助が出るとのことであるが、全体の除雪路線の何割あるか、国庫補助は満額出るのかの問いに、全体の3割、3分の2国庫補助とあるが、今まで満額補助を頂いたことは一度もなく、また、今年は全国的な大雪なので、さらに少ない額になる見込みとの答え。

ゼロエネ住宅普及事業、重点事業なのに予算を減額した理由は。克雪住宅普及促進で雪下ろしアンカー普及の遅れとの新聞記事が出たが、村からこれまで、県費補助もあるこの補助金の告知がなかった。補助申請はできるのかの問いに、ゼロエネ住宅は使われるケースが伸び悩んでいるが、それは周知不足。雪下ろしアンカーは、今年の大雪により必要性が増している。補助申請はできる。いずれも工夫しながら周知を強化していくとの答え。

景観パトロール関係で、外壁の色が真っ黒になっている家があるが、実際にパトロールして効果が出ているのか。違反建物には行政からしっかり文書で指導したほうがよいと思うかの問いに、景観計画の中でPDCAサイクルがあり、現在はチェックの段階。昨年度で、14から15件、色がおかしいところがある。アクションの部分で、担当課としては、施主の公表のほか設計者や施工業者も公表できるよう条例の改正を考えているとの答えでした。

次に、教育課関係。

スクールバス運行事業。4月と5月は徒歩通学期間とするとのことであるが、これまで検討してきた中でどのように運行していくのか。予約方法をAIデマンドアプリで実証実験したと思うが、予約方法はようになっていくかの問いに、期間を延長するだけで、運行の形態やバスの台数等については令和6年度と変わりはない。4月と5月については、学校のほうからの要望で徒歩通学期間とする。予約のAIデマンド方式はお金がかかり、現実的でなかった。現在、Googleフォームで申請をしてもらう方法に変え、保護者からは「簡単で分かりやすくなった」との意見をもらっている。しばらくはGoogleフォームを利用したいとの答え。

部活は全て地域移行するという考えなのか。文化系の部活も移行させなければならないのかの問いに、国は、部活動については学校教育活動とは切り離したいと考えている。大きな自治体では指導者がいるが、町村では指導者の部分が一番ネックで非常に苦慮している。文化系も全て移行しなければならないとの答え。

全国的に給食費の負担無償化が増えているが、白馬村も半額補助に近づけ、今回、保護者負担を20%減にするとのことだが、その理由は、全国的な流れだからやるのかの問いに、法律論からいえば、学校給食センターの運営をする上での施設維持費、人件費以外は保護者の負担であると給食法で定められている。ただ、近隣市町村の無償化や半額負担との差額をなるべく縮めることを考えており、予算折衝でこのような結果となった。保護者負担をできるだけ減らすことによって、子育てしやすい環境をつくり、それが持続可能な地域づくりにつながると考えているとの答え。

関連意見として、給食費軽減は、今回新たに親の負担を20%軽減するとあるが、プラス、これまでの中学生20円、小学生10円の軽減は続けていき、第3子以降の無償化と準要保護の無償化も続ける。負担総額は1,820万円にもなり、村は頑張ったのに見せ方が弱い。いろいろの単価を整理し、本当にかかる単価で給食費を示し、年間200食のうち、例えば45食は無償ですという見せ方もあるとの意見がありました。

子育て支援課関係に入ります。

子育て支援施設建設事業4,235万円は、解体費を含んだ費用か。解体工事費の補正は詳細設計をした後の9月ぐらいか。アスベストの含有量は調べているのかの問いに、設計費用の中に解体費の設計費は含んでいる。解体工事費はアスベストの含有量を調べていなく、調査と設計をしないと分からないため、9月補正になる見込みとの答え。

1,790万円のコードモンシステムとはどのようなシステムで、どんな予算科目があるか。パソコン等備品購入費がかなり高いと思うが、内容は。保育士のパソコンスキルは大丈夫かの問いに、コードモンシステムは保育園の運営に関する全ての機能が入ったシステムで、児童の出欠、活動の記録、延長保育料の精算などできるシステム。内訳は、システム決済手数料、初期導入委託料11万円に、システム使用料は月額税別5万5,000円の24か月分、145万円、ネットワーク工事561万円、パソコン等備品購入費で1,072万7,000円を計上している。パソコンは全保育士に配付する22台で、1台当たり30万。受付用タブレット7台。あと、ネットワーク用の無線機器。保育士のパソコンスキルは講習をして習得させるとの答えでした。

保育士不足が懸念されているが、保育士の確保は大丈夫か。児童クラブと子ども教室は、児童数に対して指導員の人数はしっかり確保されているかの問いに、保育士は、4月の開園はぎりぎり足りているが、下半期に向けて足りなくなるので随時募集していく。児童クラブの指導員は4名おり、問題なく運営できているが、指導員が休みの日の代替指導員は引き続き募集していく。子ども教室は、ぎりぎりの指導員で何とか実施できている状況であるとの答えでした。

生涯学習スポーツ課関係。

青鬼の伝統的建造物群保存事業。人口減少や高齢化でこのままでは誰も住まない保存地区となる可能性もあるがの問いに、保存から保存活用となっていていっているのは確か。関係人口が重要であると考えていて、連携してやっていくとの答え。

オリンピックレガシーと言われる、スノーハープ、ジャンプ競技場、ウイング21の3施設。白馬村で一番お金がかかる施設と言われ、稼ぎがなく維持費に充てられない状況が続いている。競技人口も減っていて、大会もスポンサーがつかない中で、今後についてどのように考えるかの問いに、冬のオリンピックレガシーと言われる施設は世界的な課題。村でも負担が大きくなっている現状がある。ウイング21はネーミングライツを行なう。ここ一、二年で答えが出るものではないが、将来的に確実にぶつかってくる問題だと認識しているとの答え。

ジャンプ競技場の施設管理委託料が増えているが、その理由と管理者は変更するのか。増額の中身は分からないといけないのではの問いに、業者からの見積りにより1,000万円の増。7年度の維持管理業者は、4月、5月は随契で白馬観光開発、6月以降は一般競争入札で業者を決める。その際、中身は精査し、売上げを伸ばすというところも落とし込んだ、しっかりとした仕様書にしていくとの答えでした。

課ごとの討論はなく、全体討論では、賛成。過去最高額70億9,000万円の当初予算となった。財政が厳しいことは中学生でも分かっている。委託料が大きなウエートを占めるが、中身はしっかり精査し、職員と一緒に考え、自分たちのノウハウをつくっていただきたい。予算をかけて村民の暮らしが豊かになっていくことが大事。村民目線に立った予算の執行をお願いしたい。

もう一人、賛成。人件費、光熱水費等高騰している中で、枠配分方式での努力と新規事業に評価できる事業があった。今後、官民連携の事業が増えてくる中で、職員の中にノウハウを持った人材を育成し、事業をスピーディーに進めていき、皆が目指す村づくりに期待したい。

採決の結果、議案第27号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次、議案第28号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算。

予算規模は11億3,510万円、前年度比5,500万円の増、国保税は2億2,360万円、県支出金7億7,132万8,000円、一般会計繰入金1億1,725万2,000円、歳出の保険給付費は7億6,351万3,000円を計上したとの説明でした。

質疑では、国保税の増加は税率を改正した関係か。年収別の影響を周知していただきたいがの問いに、税額の増は税率の改正によるもの。年収に対しての国保税の影響額は、単純なモデルケースを広報するようにしていくとの答え。

討論がありまして、反対。働く場所の健康保険によって保険料に差があるのはおかしい。国保税の引き上げを望む。

採決の結果、議案第28号は、委員長を除く委員多数の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算。

予算規模は1億4,310万円、前年度比757万円の増、保険料は広域連合資料に基づき1億1,082万9,000円、一般会計繰入金は3,192万2,000円、歳出の広域連合負担金は1億3,913万7,000円を計上したとの説明でした。

質疑、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第29号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第30号 令和7年度白馬村水道事業会計予算。

水道事業収益は3億9,416万3,000円で、前年度比6,994万1,000円の増。水道事業費用は3億2,402万円で、前年度比1,975万円の増。二股浄水場運転管理委託料など例年経費に、二股浄水場PPP導入可能性調査業務委託料1,991万円、同地質調査業務委託料916万3,000円等を計上した。

資本的収入は851万9,000円。前年度比9,800万3,000円の減は、7年度では工事請負費に企業債の借入れを行なわないため。

資本的支出は1億7,910万6,000円で、無電柱化に伴う水道設備の移転費用、配水管布設工事4か所、機器更新工事4件などの工事請負費で1億600万円との説明がありました。

質疑では、官民連携について上水道と下水道を一緒に考えているのか。管理はどうなるのかに対し、国は上下水道一体のウオーターPPPを推進していて、村もそうしたいが、オペレーションまで入ってくると手挙げが少なくなる。浄水場の建設から始まるのがネックだが、まず、浄水場の官民連携調査を行ない、次の段階へ進む。設計と建築までであればメリットがあると考えている業者は複数あるとの答え。今回、簡易調査でこれだけ手が挙がっていて、2,000万円の可能性調査はどこまで深くやるのか。発注仕様書までできるのかの問いに、官民連携がうまくいかなかったことを想定して、公募型プロポーザルで契約した場合に要求水準書が必要になってくるが、職員で作成するのは難しい。要求水準書の基になるものはできるとの答え。

討論はなく、採決の結果、議案第30号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第31号 令和7年度白馬村下水道事業会計予算。

下水道事業収益は4億9,128万9,000円。下水道事業費用は4億7,940万5,000円。

資本的収入は4億5,962万1,000円。資本的支出は5億3,563万2,000円。し尿等投入施設整備設計施工監理業務に400万円。し尿等投入施設土木工事に9,682万円。ストックマネジメント計画及び地震対策詳細設計業務委託料4,000万円を計上した。

一般会計からの繰入金は、補助金と出資金との合計で3億3,350万7,000円との説明でした。

質疑では、倉下の浄化槽と村の関係は。浄化槽が寿命に近づいているが将来的には下水道につながっていくのかの問いに、浄化槽の事業主体は村ではなく、どんぐり別荘地で管理するもの。状態は悪いが管路も老朽化していることを考えると、下水道につなぐことよりは個別に浄化槽を設置するほうが、負担が少なく済むと思われる。

討論はなく、採決の結果、議案第31号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第27号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第27号 令和7年度白馬村一般会計予算は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第28号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多 数 起 立）

議長（太田伸子君） 起立多数です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第29号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算は委員長報告のとおり決定することに

賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第30号 令和7年度白馬村水道事業会計予算は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第31号 令和7年度白馬村下水道事業会計予算は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

村長から同意案件の申出、議案の申出、議会運営委員長より発委の申出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申出があり、議長において受理いたしました。

よって、会議規則第22条の規定により議事日程を変更し、追加議案を審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから、事務局より議事日程を配付いたします。

(資料配付)

議長(太田伸子君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。日程第4 同意第1号から日程第7 議案第34号までは、会議規則第

39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。

日程第4 同意第1号から日程第7 議案第34号までは、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、日程第4 同意第1号から日程第7 議案第34号までは、委員会付託を省略することは可決されました。

これより同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第4 同意第1号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。

同意第1号は質疑討論を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、同意第1号は質疑、討論を省略し、採決することは可決されました。

△日程第4 同意第1号 白馬村教育委員会委員の任命について

議長（太田伸子君） 日程第4 同意第1号 白馬村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 同意第1号 白馬村教育委員会委員の任命について。

次の者を白馬村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めたく存じます。

住所、北安曇郡白馬村大字北城10802番地、氏名、中村豊、生年月日、昭和29年4月24日。

以上となります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。同意第1号 白馬村教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより議案の審議に入ります。なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第5 議案第32号 職員の旅費に関する条例の制定について

議長（太田伸子君） 日程第5 議案第32号 職員の旅費に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第32号 職員の旅費に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本改正は、宿泊料金の高騰、その他の社会経済情勢の変化並びに国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令の施行等を考慮し、宿泊料の上限額を引き上げる等の必要な改正をしたいことから、条例の全部を改正するものであります。

1ページをご覧ください。

第2条では、出張と旅行役務提供者の用語の意義を定めております。

2ページ、第3条第4項では、旅費の支給を職員等に代えて旅行役務提供者に支払うことができる旨を規定しております。

第4条は、旅行命令とその手続等について規定しております。

3ページ、第6条では、旅費の種目を鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当と定めております。

第7条では、旅費とは旅行に要する実費を弁償すること、また、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する旨を定めております。

4ページ、第9条から6ページの第15条にかけましては、先ほど第6条で説明いたしました旅費の各種目について、それぞれ規定をしております。

9ページの別表1をご覧ください。

宿泊手当は、これまでの日当に代わり、第15条に規定するように宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として、一夜につき2,400円の定額を支給するものであります。

また、第12条に規定する、職員が自家用車を利用する移動に要した費用として、移動距離1キロメートルにつき30円を支給するものであります。

次に、別表2は、第13条で規定するように地域の実情を勘案して定める額として、都道府県ごとの宿泊費基準額を1泊当たりの上限額とするものであります。

7ページ、附則をご覧ください。

第1項、条例の施行期日は令和7年4月1日であります。

第2項では、現行条例との経過措置を定めております。

第3項、白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、11ページの新旧対照表をご覧ください。議会議員の旅費の額につきましても、本条例を準用することとしております。

続いて、12ページをご覧ください。

附則第4項、特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正につきましても、特別職の旅費の額は本条例を準用することとしております。

9ページにお戻りください。

附則第5項、白馬村議会等の求めにより出頭した者に対する実費弁償支給条例等の一部改正では、記載のある4つの条例について、それぞれ職員の旅費に関する条例の条例番号を本条例の番号に改正するものであります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。議案第32号 職員の旅費に関する条例の制定については原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第33号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第6 議案第33号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第33号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本改正は、課の分掌事務を変更したいことから条例の一部を改正するものであります。

2ページの新旧対照表をご覧ください。

総務課の分掌事務でありました「土地開発公社に関すること。」これを建設課に移管するものであります。

1ページの附則をご覧ください。

本条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。議案第33号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第34号 令和6年度白馬村一般会計補正予算(第10号)

議長(太田伸子君) 日程第7 議案第34号 令和6年度白馬村一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長(田中克俊君) 議案第34号 令和6年度白馬村一般会計補正予算(第10号)につきまして、ご説明を申し上げます。

第1条、繰越明許費。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第1表 繰越明許費によるものでございます。

1ページの第1表 繰越明許費をご覧いただきたいと思います。

令和6年度から7年度へ繰り越す事業は14事業となります。

2款1項原油高・物価高騰給付事業3,874万6,000円は、物価高騰対応地方創生臨時交付金を活用した燃料代の高騰対策で、1世帯当たり1万円を給付するための事業であります。

2款7項スノーハープ維持管理事業1,266万8,000円は、スノーハープののり面改修工事で、降雪の影響により繰り越すものでございます。

3款1項物価高騰対応重点交付金事業(低所得世帯支援分)768万円は、住民税非課税世帯へ3万円を給付する事業で、未申告世帯等への給付について繰り越すものであります。長野県低所得世帯支援金事業709万5,000円は、住民税均等割のみ課税世帯に2万円を給付する事業で全額を繰り越すものであります。

3款2項物価高騰対応重点交付金事業(低所得世帯こども加算分)407万円は、住民税非課税世帯に子供1人につき2万円を給付する事業。長野県低所得世帯(こども加算分)支援金事業166万円は、住民税均等割のみ課税世帯に子供1人につき2万円を給付する事業です。両方ともシステム改修の都合により繰り越すものであります。

4款1項母子健康事業50万6,000円は、出産・子育て応援交付金の制度変更に伴うシステ

ム改修のためでございます。

5款1項農業振興事業1,706万5,000円は、国庫補助を活用した、担い手確保・経営強化支援事業で、農業法人2社、個人認定農業者1名への農業機械導入補助金でございます。大川用水電動ゲート設置・小水力発電事業1億420万円は、債務負担行為で実施している令和6年度事業分の工事請負費を繰り越すものであります。

5款2項森林病害虫等防除事業209万8,000円は、黒豆沢土砂災害地周辺のナラ枯れ被害伐倒委託料であります。

2ページの7款2項除雪機械整備事業3,619万円は、除雪機械の購入であります。資材や半導体の納期が大幅に遅れており、年度内に納車にならないことから繰り越すものであります。

8款1項防災事業3,863万5,000円は、防災備蓄品の購入や防災倉庫設置の費用で、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した事業でございます。

10款2項現年発生公共土木施設災害復旧事業2,201万9,000円と、10款8項現年発生農地農業用施設災害復旧事業1,040万6,000円は、昨年6月の豪雨による災害復旧事業費で、降雪の影響により繰り越すものでございます。

以上の合計額3億303万8,000円を、次年度に繰越しをしたいというものでございます。

説明については以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。議案第34号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

これより発委の審議に入ります。

日程第8 発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託をせず、質疑、討論、採決を行なうことにいたします。

△日程第8 発委第1号 白馬村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第8 発委第1号 白馬村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を

改正する条例についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。第8番、津滝俊幸議会運営委員長。

議会運営委員長（津滝俊幸君） 8番、津滝俊幸。発委第1号 白馬村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本議案を白馬村議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものです。

本条例の改正については、本条例が引用している法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行なうものであり、施行日は令和7年4月1日であります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（太田伸子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。発委第1号 白馬村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

△日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（太田伸子君） 日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務調査の事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（太田伸子君） 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に

関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第１１ 議員派遣について

議長（太田伸子君） 日程第１１ 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、丸山村長より挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 令和７年第１回白馬村議会定例会の閉会に当たり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月３日に開会し、本日まで１６日間にわたり、令和７年度一般会計予算をはじめ、提出をいたしました全ての案件につき慎重審議を賜り、原案のとおりお認めを頂き誠にありがとうございました。

特に令和７年度予算案につきましては、予算特別委員会を通じ、細部にわたりご意見、ご提言を賜りました。執行に際しましては、その意を十分に踏まえ、村民の生活、福祉の向上のため適正に執行してまいりますので、議員各位はじめ村民の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

また、宿泊税の導入に関しまして、白馬村持続可能な観光地経営に関する条例並びに白馬村宿泊税条例の２つの条例を可決いただきました。これまで長野県の動きに遅れを取ることなく、白馬村の事情に合った形の制度とするために検討を進めてこられましたことに、議員の皆様、関係者の皆様並びにご理解を頂きました皆様に厚く御礼を申し上げます。

宿泊税は、本村初めての法定外目的税でありますとともに、宿泊施設数が他の自治体に比べて圧倒的に多いことから、村民や事業者の皆様の関心も非常に高く、財源確保検討委員会におきましては慎重な審議を賜り、改めて感謝を申し上げます。

持続可能な観光地経営に関する条例では、宿泊税の用途の基本方針を定めるとともに、用途を審議する観光地経営会議を、地方自治法に基づく附属機関と位置づけ、さらに、観光地経営会議が策定する観光地経営ビジョンを、この条例を根拠とした法定計画といたしました。

また、観光地経営ビジョンを推進するための事業に要する財源として宿泊税を課すこととし、宿泊税条例により賦課、徴収について定めております。

宿泊税を導入する地域は全国的に増えてきていますが、宿泊税と連動する形で使途に関する条例を定めることにより法的な根拠を持たせ、宿泊税を観光地域づくりや観光地経営に活用していくことを条例化している自治体は白馬村が初めてであり、先駆的な事例になるとも言われています。

この定例会におきまして、白馬村宿泊税条例を可決いただきましたので、今後、地方税法の規定に基づき、法定外目的税の新設についての総務省協議を行ないます。この手続にはおおむね3か月を要することになりますので、7月には、制度開始に関する広報や特別徴収義務者説明会など、理解促進のための取組が本格化します。それまでに様々な準備を整え、7月を迎えたいと考えています。

宿泊税制度が始まりますと、その運用に当たっては、宿泊事業者の皆様は宿泊者への説明や税の徴収、申告から納入など、多くのご負担をおかけすることになりますので、事業者向けの分かりやすい手引の作成と説明会の開催、システム改修等に対する補助等を実施し、スムーズな制度開始を目指してまいります。制度の開始は、県と同様に令和8年6月を予定しておりますが、引き続き皆様のご理解とご協力を頂きますようお願い申し上げます。

宿泊税の導入により、住民にとっても来訪者にとっても快適な観光地域づくりの推進に寄与するものと期待しておりますが、この冬の状況を見ますと、政府のインバウンド目標値の高さや円安の影響もあり、予想を上回るほどの訪日客が本村を訪れており、受入れ面をはじめ、新たな課題が浮き彫りになっています。

移動ニーズについては、ウーバータクシーの導入や、ナイトデマンドタクシーの利便性向上の取組、夕食難民の解決については、レストラン予約サービスの推進など、一定の成果が表れてきているものもありますが、反面、交通マナー、落書きなどの迷惑行為については、その対応が追いついていない実態もございます。

村では、今後も国や警察と連携を図るとともに、村民の皆様の快適な生活環境の確保を図り、良好な環境の保全及び創造に向けた施策を推進していくことはもちろんですが、美しい村と快適な生活環境を守る条例、通称マナー条例で規定している禁止行為や責務等についても、もう一步踏み込んだ見直しを図り、強化していきたいと考えておりますので、地域の皆様方のご理解、ご協力をお願いいたします。

また、国内はもとより本村でも増え続ける訪日外国人客の消費をにらみ、価格を高く設定しているケースが見受けられます。こうした中、国内では、地域住民への影響を鑑み、二重価格を設けようとする動きもあります。この点については、行政主導で価格設定できるものではございませんが、事業者の皆様には、お客様に長く信頼いただける地域として、適正価格の設定を強くお願いするとともに、地域住民が生活する上で利用しやすい価格についても検討いただきますよう、重ねてお願

いを申し上げます。

これについては、新たな観光財源の確保にも密接に関係してまいりますので、登山協力金や宿泊税以外の観光財源の検討についても引き続き進めてまいります。

議員の皆様方にとりましては、この議会が任期最後の定例会となりますが、これまで4年間のご支援、ご尽力に厚く御礼を申し上げます。皆様方におかれましては、引き続き立候補される方、また、今期をもって後進に道を譲られる方もいらっしゃるわけですが、引き続き立候補される皆様には、ご当選されますことを心からご祈念を申し上げます。また、勇退される皆様方におかれましては、今後とも在任中と変わることなく、本村発展のため、ご指導とお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、皆様方のますますのご健勝とご活躍をお祈り申し上げ、令和7年第1回白馬村議会定例会閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（太田伸子君） これをもちまして、令和7年第1回白馬村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時21分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年3月18日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員